

学籍番号： CD122001

論 文 題 目

ドイツ会計学説における成果計算論に関する研究  
一二十世紀前半における Schmalenbach の後継を中心として一

大学院商学研究科  
博士後期課程 会計・金融専攻  
金子 善行

## はしがき

本論文は、「ドイツ会計学説における成果計算論に関する研究」と題し、二十世紀前半における Schmalenbach (Schmalenbach, Eugen) の後継を中心として、ドイツ会計学説における成果計算論に関する検討を行ったものである。

筆者が一橋大学の佐々木隆志先生のゼミナールの門を叩いて 5 年の月日が経とうとしている。非常に充実した 5 年間で過ごすことができたのは、多くの先生方ならびの先輩方から温かいご指導・ご鞭撻を頂いたからにはほかならない。この場をお借りして感謝を申し上げたい。

誰よりもまず、感謝を申し上げなければならないのは、佐々木隆志先生である。入学して間もなく、研究テーマがなかなか決まらず、早速行き詰まってしまった筆者に、先生は Walb (Walb, Ernst) の『公私経営の成果計算』(*Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, Eine Grundlegung*) を薦めて下さった。先生が学部時代に書かれた卒業論文のテーマが同書であったことを知ったときは相当なプレッシャーを感じたものの、先生の思い入れのある学説を薦めていただいたことを非常に嬉しく感じたことを昨日のことのように思い出す。それ以降、先生からはさまざまな機会を通じて公私にわたりご指導を賜っている。ここに記して感謝を申し上げるとともに、今後のさらなる精進をお誓いしたい。

論文指導を快諾して下さった万代勝信先生にも感謝を申し上げなければならない。先生には修士課程 1 年次から大学院の講義でご指導いただいております。博士後期課程 2 年次からは先生のゼミナールにも参加させていただいている。修士課程 1 年次に先生の大学院の授業で学んだ方法論は、筆者にとってかけがえのない財産となった。また、博士後期課程 2 年次から参加させていただいているゼミナールでは、先生から厳しくも温かいご指導をいただいた。筆者が挫けずに本論文を書き上げることができたのは、先生のご指導があつてこそである。ここに記して感謝を申し上げる。

新田忠誓先生 (帝京大学教授・一橋大学名誉教授) にも感謝を申し上げなければならない。筆者が博士後期課程に進学してから、帝京大学にて先生の講義を聴講させていただき、先生から研究者として、そして大学教員として数多くのご助言を賜った。また、筆者が帝京大学に奉職してからも、先生はいつも温かい目で筆者を見守って下さった。ここに記し

て感謝を申し上げる。

大学院の講義でご指導いただいた伊藤邦雄先生，福川裕徳先生，加賀谷哲之先生，円谷昭一先生にも感謝を申し上げなければならない。多角的に議論される先生方の講義から，筆者は自身の視野の狭さを自覚することができ，学際的な研究の重要性を学んだ。ここに記して感謝を申し上げる。

新田ゼミナールおよび佐々木ゼミナールの諸先輩方にも感謝を申し上げなければならない。新田ゼミナールの石原裕也先生，溝上達也先生，神納樹史先生，吉田智也先生には，新田・佐々木合同ゼミ合宿および佐々木ゼミナールにご参加いただいた際に公私にわたり数多くのご助言を賜った。また，佐々木ゼミナールの西山一弘先生，西舘司先生，中村亮介先生，松下真也先生には，修士課程 1 年次から学内外問わず，公私にわたり日々お世話になっている。ここに記して感謝を申し上げる。

筆者が参加させていただいている万代ゼミナールの方々および佐々木ゼミナールの後輩諸君にも感謝を申し上げなければならない。万代ゼミナールの松本ゆかり先生，近見名緒子さん，寺嶋康二君，黄勉さん，そして佐々木ゼミナールの後輩である西嶋優子さん，塚原慎君，坂内慧君，Ochmaa Batmunkh さんにも感謝を申し上げなければならない。特に，西嶋さんと塚原君には，校正作業を手伝っていただいた。ここに記して感謝を申し上げる。

また，筆者が奉職している帝京大学の岩崎健久先生にも感謝を申し上げなければならない。平成 24 年の秋から昨年の夏まで，筆者は先生が部会長をされていた日本簿記学会の簿記実務研究部会に研究協力者として参加させていただいた。それ以来，先生には公私にわたり大変お世話になっている。ここに記して感謝を申し上げる。

筆者が研究者の道を志すきっかけを与えて下さったのは，上智大学の西澤茂先生から学部時代にいただいたご指導によるところが大きい。その後，早稲田大学大学院に進学し，辻山栄子先生にご指導賜った。西澤先生の研究室には現在も訪問させていただいており，また，辻山先生からは温かいお言葉をいただいている。ここに記して感謝を申し上げる。

最後に，私事になるが，これまでの研究生活を支えてくれたのは母であり，応援してくれたのは姉である。家庭の事情で研究者の道を諦めかけた筆者を支え応援してくれた母と姉に深く感謝したい。

平成 27 年 1 月

金子 善行



# 目次

## 序章 問題意識と研究課題

第1節	はじめに.....	1
第2節	問題意識—Schmalenbachの後継に着目することの意義—.....	3
第3節	先行研究の概観.....	5
第4節	研究課題と学説の選択.....	12
4-1	研究課題.....	12
4-2	学説の選択.....	13
第5節	論文構成.....	15
第6節	おわりに.....	16

## 第1編 成果概念の諸形態

### 第1章 経営成果概念—Geldmacher[1923]を中心として—

第1節	はじめに.....	19
第2節	先行研究の概観.....	20
第3節	経済主体の性格.....	23
第4節	経営成果計算における認識と測定.....	25
4-1	力と財貨の関係性.....	25
4-2	補填検査.....	27
4-3	具体的数値例.....	29
4-4	経営成果計算における認識と測定.....	35
第5節	経営成果の性質.....	36
第6節	おわりに.....	38

### 第2章 企業成果概念—Mahlberg[1925]を中心として—

第1節	はじめに.....	41
第2節	先行研究の概観.....	42
第3節	経済主体の性格.....	45
第4節	企業成果計算における認識と測定.....	47
4-1	投機の形態と中和化思考.....	47
4-2	中和化の形態.....	52
4-3	具体的数値例.....	56
4-4	企業成果計算における認識と測定.....	59

4-5 企業利益としての投機成果 .....	61
第 5 節 企業成果の性質 .....	62
第 6 節 おわりに .....	63
第 3 章 財政成果概念—Johns[1938]を中心として—	
第 1 節 はじめに .....	66
第 2 節 先行研究の概観 .....	67
第 3 節 経済主体の性格 .....	68
第 4 節 財政成果計算における認識と測定 .....	70
4-1 収支の分類 .....	70
4-2 補償計算 .....	74
4-3 具体的数値例 .....	79
4-4 財政成果計算における認識と測定 .....	83
第 5 節 財政成果の性質 .....	84
第 6 節 おわりに .....	85

## 第2編 結合成果計算の二形態

第4章 企業・経営結合成果計算—Walb[1948]を中心として—	
第1節 はじめに.....	89
第2節 先行研究の概観.....	90
第3節 経済活動の性格.....	93
第4節 結合成果計算の計算構造.....	95
4-1 企業成果計算と経営成果計算.....	95
4-2 中性項目.....	96
4-3 具体的数値例.....	97
4-4 結合成果計算の計算構造.....	101
第5節 結合成果計算書の機能.....	104
第6節 おわりに.....	106
第5章 財政・経営結合成果計算—Johns[1950]を中心として—	
第1節 はじめに.....	109
第2節 先行研究の概観.....	110
第3節 経済活動の性格.....	111
第4節 結合成果計算の計算構造.....	113
4-1 財政成果計算と経営成果計算.....	113
4-2 中性項目.....	114
4-3 具体的数値例.....	115



4-4 結合成果計算の計算構造.....	119
第5節 結合成果計算書の機能.....	121
第6節 おわりに.....	123

## 終章 本論文の結論と今後の課題

第1節	はじめに.....	126
第2節	成果概念の諸形態にみる3つの経済主体—第1編の総括—.....	128
2-1	経営成果概念にみる経済主体.....	128
2-2	企業成果概念にみる経済主体.....	129
2-3	財政成果概念にみる経済主体.....	130
第3節	結合成果計算の二形態にみる3つの経済活動—第2編の総括—.....	132
3-1	企業・経営結合成果計算にみる経済活動.....	132
3-2	財政・経営結合成果計算にみる経済活動.....	133
第4節	本論文の結論.....	135
4-1	結合成果計算の意義.....	135
4-2	本論文の貢献.....	137
第5節	今後の課題.....	140
第6節	おわりに.....	142
参考文献	.....	145

# 序章 問題意識と研究課題

## 1. はじめに

本論文は、「ドイツ会計学説における成果計算論に関する研究」と題し、二十世紀前半における Schmalenbach (Schmalenbach, Eugen) の後継を中心として、ドイツ会計学説における成果計算論に関する検討を行おうとするものである。

二十世紀前半におけるドイツ会計学の発展には目覚ましいものがあった。第一次世界大戦後、敗戦国となったドイツには多額の賠償金が課せられたことは周知の事実であるが、それに端を発するハイパー・インフレーションはドイツ経済に多大なる影響をもたらした<sup>1</sup>。一方で、それはインフレーションに対応するべく会計学を急速に発展させる契機となったのである。特に、ケルン学派の嚆矢とされる Schmalenbach をはじめとして、Schmidt (Schmidt, Fritz), Schmalenbach の後継である Walb (Walb, Ernst), Mahlberg (Mahlberg, Walter) および Geldmacher (Geldmacher, Erwin) らによって、架空利益 (Scheingewinn) の会計的克服をめぐる数多くの論争が交わされた (岩田[1942], 79 頁)。

議論の焦点は架空利益を会計上いかに取り扱うべきかという点にあったが、その処理をめぐり、各論者はそれぞれの観点に立った独自の成果計算論を展開した。彼らのこのような論争は、会計学はじまって以来の絢爛たるものであったと評されている (岩田[1942], 79 頁)。その中でも特に、Schmalenbach の後継である Walb や Mahlberg の私経済的思考と Geldmacher の共同経済的思考の対立はよく知られているところである (岩田[1956], 272-279 頁)。その後、ドイツにおいては、インフレーションの鎮静化とともに、議論の焦点が原価計算や経営比較、監査に移ったとされるが (岩田[1942], 79 頁)、Schmalenbach

---

<sup>1</sup> 第一次世界大戦当時のドイツにおけるインフレーションの推移については、片野[1979]において詳細に取り上げられている。片野[1979]によれば、インフレーションがマルクの計算機能を破壊する事態に達したのは、1923 年半ば以後の 1 年半の期間であったとされる。急激なインフレーションにより「国民経済における一さいの貨幣計算は、国家財政上の予算も、租税も、また、企業会計における損益計算も、税務計算も、銀行における預金及び貸付の計算も、さらにまた、国民各自の日常生活における収支計算も、すべてそれぞれの経済活動の合理性を判断する基準として全く役に立たなくなってしまった」のである (片野[1979], 9 頁)。

の後継はその後も成果計算論に関する研究成果を公表していた。

例えば、Hax (Hax, Karl) はインフレーションが沈静化してもなお資本維持論に関する研究を続けていた<sup>2</sup>。また、Walb および Mahlberg の指導を受けた、ドイツ公会計研究を代表する人物の一人とされる Johns (Johns, Rudolf) は、1930 年代に公会計の領域において成果計算論に関する研究成果を公表している。彼の理論は財政的 (finanzwirtschaftlich) 貸借対照表論と呼ばれているが、彼は企業会計における計算原理と異なる公会計特有の計算原理に基づいた財政成果計算および財政貸借対照表の作成を主張した。さらに、Walb も 1940 年代に、新たに企業成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱している。Walb の結合成果計算は、その後、Johns により公会計へと導入され、彼は財政成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱したのである<sup>3</sup>。

このように、Schmalenbach の後継は、インフレーションが沈静化した後も、資本維持論に関する研究を行ってきた一方で、その研究領域を企業会計のみならず公会計へと拡張し、また、結合成果計算といった新しい形の成果計算を提唱していたのである。

本論文で特に注目するのは、Walb および Johns によって提唱された結合成果計算である。というのも、わが国において、資本維持論をはじめとした成果計算論に関する研究成果は数多く存在しているものの、彼らの提唱した結合成果計算はほとんど検討されておらず、その研究成果は十分ではないと考えられるからである。

すなわち、わが国において Walb 学説が高く評価されてきたことは周知の事実であるが、彼の提唱した結合成果計算にいかなる意義が認められるのか、といった点は未だ明らかにされているとは言い難い。また、近年、公会計研究の重要性が指摘されるとともに、ドイツ公会計学説として Johns 学説が再評価されている。しかしながら、彼の提唱した結合成果計算に関する研究成果は非常に乏しく、Walb 学説と同様に、彼が提唱した結合成果計算の意義もまた明らかにされてはいないと考えられる。

以上から、本論文では Walb 学説および Johns 学説における結合成果計算を主たる分析対象とする。しかし、結合成果計算の分析にあたっては、Walb および Johns の結合成果計算が 2 つの成果計算を 1 つの成果計算書の中で行うものである以上、結合の対象となって

---

<sup>2</sup> Hax は 1957 年に『経営実体維持論』(*Die Substanzerhaltung der Betriebe*) という著作を公表している。なお、Hax[1957]は、森田[1958]において詳細に紹介・分析されている。

<sup>3</sup> 諸成果概念ないし諸成果計算の意味内容については、各章にて詳細に論じる。

いる成果概念ないし成果計算の具体的内容が前もって明らかにされていなければならないであろう。

したがって、本論文では結合成果計算の分析にあたり、まず、Walb および Johns が結合の対象としている成果概念ないし成果計算の具体的内容を明らかにする。成果概念ないし成果計算における具体的内容の検討にあたっては、それらの理念的なモデルとして、Geldmacher 学説において提示されていると考えられる経営成果概念ないし経営成果計算、Mahlberg 学説において提示されていると考えられる企業成果概念ないし企業成果計算、および Johns 学説において提示されている財政成果概念ないし財政成果計算を検討する。そして、諸成果概念ないし諸成果計算において前提とされている経済主体の性格、成果計算における「認識」と「測定」、そして算定される成果の性質を明らかにする。

次に、これらの検討結果を基に、Walb および Johns によって提唱された結合成果計算を分析する。そして、それぞれの結合成果計算において前提とされている経済活動の性格、結合成果計算の計算構造、そして結合成果計算書の機能を明らかにする。これらの検討結果を基に、最終的に結合成果計算の意義を明らかにする。以上が本論文の大まかな流れである。本章では、次の順序に従って、問題意識と研究課題を明らかにする。

第 2 節では、本論文の問題意識について述べる。具体的には、Schmalenbach の後継に着目することの意義を明らかにする。

第 3 節では、ドイツ会計学説における成果計算論を検討している先行研究を概観する。そして、資本維持論の研究成果に比し、結合成果計算に関する研究成果が乏しいことを明らかにする。

第 4 節では、第 3 節における先行研究の概観を踏まえ、本論文における研究課題を明らかにする。そして、本論文における研究のアプローチを示すとともに、検討する諸学説を提示する。

第 5 節では、本論文の構成を示し、論文の全体構造を明らかにする。

## 2. 問題意識

### —Schmalenbach の後継に着目することの意義—

本節では、本論文においてドイツ会計学説における成果計算論を検討することの問題意

識について述べる。特に、ここでは Schmalenbach の後継に着目することの意義を明らかにする。

上述のように、第一次世界大戦後のドイツにおいて生じた破局的なインフレーションはドイツ経済に多大な影響をもたらした一方で、架空利益の会計処理をめぐって、華々しい議論が展開された。その始まりと考えられるものが、インフレーションが激しさを増す直前の 1919 年に公表された Schmalenbach の「動的貸借対照表論の基礎」(Grundlagen dynamischer Bilanzlehre) であろう。この論稿はその後公刊され(名称も後に『動的貸借対照表』に改められている)、ドイツ国内において第 13 版まで版を重ねるに至った。また、この著作はドイツ国内のみならず、その後、諸外国にも普及し、英語、フランス語、スペイン語および日本語へと翻訳されている (Potthoff und Sieben[1984], S.279)。

このように、Schmalenbach の動的貸借対照表論はドイツ国内のみならず、諸外国においても注目された学説であると考えられる。彼の学説については、わが国においても数多くの先行研究が存在している。それらをすべて取り上げることは本論文の意図するところではないが、岩田[1956]において述べられているように、「動態観の確立とともに近代会計学のために、新しい研究領域をきりひらいて、曖昧なかたちにせよ、未解決なままにせよ、かず多くの重要な問題を提起しているところこそ、かれの貸借対照表論の画期的な意義が存する<sup>4)</sup>」と考えられるのである (岩田[1956], 270-271 頁)。

一方で、上記のように考えられる理由は、Schmalenbach の『『ディナミッシェビランツ』の理論的構成が、あまたの平面からなる立体体にも比すべきであって、角度をかえて観察するにしたがい、さまざまな相貌をあらわすから』であるともいえ (岩田[1956], 269 頁)、彼の動的貸借対照表論は理論構成の多面性、多角性から難解であるといわれている (岩田[1956], 269 頁)。

このように、新しい研究領域を切り開き、曖昧で未解決なままにせよ、多角的な観点から理論を展開した Schmalenbach の学説は、その後、彼の後継によって修正・発展せしめられ、また、彼の後継に多様な成果計算論を展開させる契機となったと考えられる。その代表例として挙げられるものが、上述のように、Walb や Mahlberg の私経済的思考と Geldmacher の共同経済的思考に基づいた成果計算の対立であろう。

すなわち、私経済的思考のもとでは、企業の「究極の目的は、およぶかぎり大なる貨幣収益の追求であり、貨幣資本の増殖である」のに対し、共同経済的思考のもとでは、企業

---

<sup>4)</sup> なお、本論文では、旧字体は新字体に変換している。以下同じ。

の「営業の結果は何らかの点で国民経済に意義ある作用をあたえている」とされ(岩田[1956], 274 頁), 企業の国民経済的任務の達成に重きが置かれると考えられる。このように, Walb や Mahlberg の私経済的思考と Geldmacher の共同経済的思考は, 企業観において全く異なっているのである<sup>5</sup>。

このような私経済的思考と共同経済的思考の対立は, 貨幣計算であるのか, それとも財貨計算であるのか, といった成果計算の対象の問題として, あるいは貨幣資本の維持を前提とするのか, それとも財貨資本の維持を前提とするのか, といった維持すべき資本の問題として検討されてきた。このような問題に積極的に取り組んだ Schmalenbach の後継の一人が Hax であるといえよう。

さらに, Schmalenbach の後継は, 新しい研究領域である公会計の領域や, 新たな形の成果計算も提唱した。上述のように, Walb および Mahlberg の指導を受けた Johns は, 1930 年代に公会計の領域において財政的貸借対照表論という独自の会計理論を展開している。一方, Walb も 1940 年代に結合成果計算という新たな形の成果計算を提唱し, その理論は Johns により公会計の領域へと引き継がれたのである。

Schmalenbach 学説の中で提起された様々な問題は, その後, 彼の後継によって検討され, 彼らはそれを基に多様な成果計算論を展開した。しかしながら, わが国の先行研究を俯瞰すると, Schmalenbach の後継によって多様な成果計算論が展開されていたにもかかわらず, 次第に研究領域が資本維持論に限定されていった嫌いがある。次節では, その点を明らかにすることとしよう。

### 3. 先行研究の概観

前節においては, インフレーションを機に目覚ましい発展を遂げたドイツ会計学説の中でも, 特に Schmalenbach の後継は, Walb や Mahlberg の私経済的思考と Geldmacher の共同経済的思考の対立から明らかのように, それぞれ異なる観点から成果計算論を展開していたことを示した。また, インフレーションが沈静化した後も, Hax に代表されるように, 彼の後継は資本維持論に関する研究を行ってきた一方で, Johns はその研究領域を企業会計のみならず公会計へと拡張し, さらに, Walb は結合成果計算といった新しい形の成

---

<sup>5</sup> この点については, 後の章で再度取り上げる。

果計算を提唱し、さらに、Johns はそれを公会計へと導入したことを明らかにした。

本節では、ドイツ会計学説における成果計算論を検討している先行研究を概観する。そして、当初、損益計算の方法および期間利益の性質といった、成果計算における根本的な問題が検討されていたが、次第に研究の焦点が資本維持論に絞られていったことを明らかにする。

まず、損益計算の方法および期間利益の性質といった、成果計算における根本的な問題を検討している先行研究を概観しよう。具体的には、Hax[1926]、岩田[1956]、森田[1960]および森田[1961]が挙げられる。

ドイツ国内において、利益概念に関する包括的なレビューを行った初期の研究成果として Hax[1926] を挙げる事ができよう。上述のように、Hax は Schmalenbach の後継の一人であるが、彼は、1926 年に公表した『経営経済学における利益概念』(*Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre*) という著作において、ドイツにおける当時の著名な経営経済学者の利益概念に関する見解を検討し、利益概念に関する諸問題を取り上げている。彼が取り上げた経営経済学者は Schmalenbach をはじめとして、Schmidt, Nicklisch (Nicklisch, Heinrich), Schmalenbach の後継である Walb, Mahlberg および Geldmacher などであり、多数の見解が検討されている。

Hax[1926]において特に注目すべきは、期間利益の性質として経済性 (Wirtschaftlichkeit) ないし尺度性 (Maßstäblichkeit) と分配可能性 (Verteilbarkeit, Ausschüttbarkeit) の問題を早くから認識していた点であろう。彼自身は、まず利益と経済性の問題を検討し (Hax[1926], S.115-117)、その後、利益のその他の本質的な特性として分配可能性の問題を取り上げているが (Hax[1926], S.117-118)、期間利益の性質として経済性ないし尺度性と分配可能性の 2 つが認められることを指摘している点は高く評価されなければならないであろう。

一方、わが国において、ドイツ会計学説における動態論および静態論に関する諸学説を検討し、2 つの損益計算の方法を導き出した研究成果として岩田[1956]を挙げる事ができる。岩田[1956]では、最終的に財産法と損益法という 2 つの損益計算の方法が明らかにされている。

岩田[1956]によれば、財産法においては、「一方で期末貸借対照表が実際調査にもとづいて期末の正味財産を計算し、他方では試算表が複式簿記の帳簿記録を集計して、期末元入資本を算定する」とされる (岩田[1956], 112 頁)。つまり、「事実と帳簿というちがう源泉



から二種の異なる資本を求め」、「この両者の比較によって利潤が計算されることになる」のである（岩田[1956], 112 頁）。

他方、損益法とは、岩田[1956]によれば、「利潤を構成する積極要素と消極要素を、その発生の都度個別的に捕捉し、これを集計比較して利潤を算定する方法である」とされる（岩田[1956], 131 頁）。損益法のもとでは「貨幣収支の原因分析を行い、給付、費消の事実にもとづいて収益、費用を確認し、給付量と費消量にしたがって収益費用の額を測定し、収益に対応する費用を算定すること」により収益マイナス費用として利潤が計算されることになる（岩田[1956], 145 頁）。

このように様々なドイツ会計学説を検討することにより、最終的に財産法と損益法という 2 つの損益計算の方法を導出し、現実の企業会計においては、この 2 つの損益計算の方法がともに必要不可欠であることを説いている点が岩田[1956]の最も大きな貢献であるといえよう<sup>6</sup>。

上述のように、Hax[1926]により経済性ないし尺度性と分配可能性という期間利益の 2 つの性質が指摘され、岩田[1956]によって財産法と損益法という 2 つの損益計算の方法が明らかにされた。この両者の研究成果を基に、ドイツ会計学説における成果計算論を検討し、期間利益の性質と損益計算の方法の関係性を明らかにしたものとして、森田[1960]および森田[1961]を挙げることができる。

まず、森田[1960]では、Geldmacher 学説と Schmidt 学説というドイツ会計学説における代表的な実体資本維持説が検討され、期間利益の分配可能性と尺度性の関係が明らかにされている。森田[1960]によれば、期間利益の分配可能性とは「それ（期間利益—引用者）を分配しても維持すべき資本は侵害されない」という性質であり<sup>7</sup>（森田[1960], 229 頁）、他方、期間利益の尺度性は「何等かの意味でその期の営業活動の良否判断の尺度として役立つ」という性質であるとされる（森田[1960], 228 頁）。

しかし、この期間利益の分配可能性と尺度性に関しては、必ずしも特定の維持すべき資本や尺度が求められているわけではない。そこでは維持すべき資本としていかなる資本維

---

<sup>6</sup> 財産法および損益法なるものについては、論者によって意味する内容が異なっている。岩田[1956]と異なる見解を提示している代表的なものとして、山下[1956]および山下[1957]などが挙げられよう。岩田[1956]における財産法と山下[1956]および山下[1957]に示されている財産法の相違については、中村[1997]を参照されたい。

<sup>7</sup> 維持すべき資本とは「期首資本（期首正味財産）に期中の資本取引（利益の社外分配を含む）による資本の増減を加減したもの」と定義される（森田[1960], 229 頁）。

持概念でもかまわず、また尺度性に関しても企業の業績を示す尺度として資するのであればいかなる尺度が選ばれようとも問題はない。つまり、期間利益の分配可能性と尺度性に関しては特定の内容が必ずしも求められているわけではなく、いわば無色透明のものと理解されている。

したがって、ここでは分配可能性と尺度性に関して特定の内容が規定されることなく、期間利益にこのような 2 つの性質が認められるか否かについての基礎的前提が明らかにされなければならない。まず、分配可能性に関しては「何らかの観点からみた維持すべき資本が侵害されていない」という基礎的前提が求められよう。一方で、尺度性に関しては「過去の期間利益または他企業の期間利益と比較が可能である」という基礎的前提が求められる（森田[1960], 289 頁）。つまり「過去の期との比較、あるいは他企業との比較」という「比較可能性」が求められるのである（森田[1960], 289 頁）。

さらに、比較可能であることの条件として、森田[1960]では、1 つめに「比較さるべき期間利益が、互に同一の損益計算基準に従って計算されていないといけない」こと（森田[1960], 289 頁）、2 つめに「他の期の営業活動に起因する要素や、いずれの期の営業活動の結果ともいえないような要素が、期間利益の中に含まれていてはならない」ことが挙げられている（森田[1960], 290 頁）。そして、森田[1960]では、特に 2 つめの条件が重視され、この 2 つめの条件を満たしているか否かにより、期間利益が尺度性を有しているかどうか判断される。

このような期間利益に認められる 2 つの性質と財産法と損益法という 2 つの損益計算の方法の関係性を検討したものが森田[1961]である。森田[1961]によれば、「尺度的期間利益の計算は損益法によらねばならず、財産法では計算できない」とされる（森田[1961], 123 頁）。というのも「尺度的期間利益はかかる（一期間に認識された一引用者）資本増減項目のうち、当該期間の営業活動に原因するもののみによって構成されなければならない」からである（森田[1961], 123 頁）。つまり、「尺度的期間利益を計算するには、資本の純増加額を構成するプラス・マイナスの要素が、すべて原因別に把握されていることが前提になる」のであり、「これは財産法では行い得ず、損益法によらねばならない」のである（森田[1961], 123-124 頁）。

一方、森田[1961]によれば、「分配可能期間利益の計算は財産法によらねばならず、損益法では計算できない」とされる（森田[1961], 124 頁）。というのも「分配可能期間利益の構成要素の中には、財産法の手続でなければ把握できないものが含まれている」からであ

る<sup>8</sup> (森田[1961], 124 頁)。

このように、森田[1961]では、「損益法・財産法という損益計算の方法は、それ自体が、それぞれ背後にある種の期間利益概念を予定している」ことが明らかにされている (森田[1961], 124 頁)。

以上、二十世紀前半のドイツ会計学説における成果計算論に関する先行研究の中で、損益計算の方法および期間利益の性質といった根本的な問題を検討している 3 つの先行研究を概観してきた。Hax[1926]および岩田[1956]において明らかにされた研究成果を深化させ、分配可能性と尺度性という期間利益の 2 つの性質と財産法と損益法という損益計算の 2 つの方法の関係性を明らかにしたものが森田[1960]および森田[1961]であるといえよう。その後、わが国のドイツ会計学説における成果計算論研究の主眼は、維持すべき資本の問題に移っていったと考えられる。以下では、森田[1960]および森田[1961]以後の研究成果を概観していこう。

森田[1960]および森田[1961]以後に、ドイツ会計学説における成果計算論を検討しているものとして、まず、田中[1970]を挙げることができる。田中[1970]では、Schmalenbach の動的貸借対照表論の検討から始まり、動的貸借対照表論の実質内容と形式構造を明らかにしたうえで、資本維持論について検討している。しかし、田中[1970]ではドイツ会計学説にとどまらず、アメリカ会計学説も検討されており、最終的に意思決定会計論についても考察が行われている。本論文との関連において注目すべきは、田中[1970]が「会計理論の普遍的構造は、資本維持観と意思決定のための純資産評価原則という二つの柱から構成されている」という認識に基づいており (田中[1970], 序文 1 頁)、ドイツ会計学説が資本維持論の観点から検討されている点であろう。このように、田中[1970]では、ドイツ会計学説における成果計算論研究の主眼が維持すべき資本の問題に置かれている。

中野[1971]では、ドイツ会計学説およびアメリカ会計学説を基に、外部報告のための会計利益の概念およびその測定方法が検討されている。中野[1971]においても田中[1970]と同様に、ドイツ会計学説における成果計算論のみでなくアメリカ会計学説も検討されている。本論文との関連において注目すべきは、中野[1971]では「損益計算の本質は資本維持計算で

---

<sup>8</sup> さらに、森田[1961]によれば、「分配可能期間利益は、期中に認識された一切の資本増減項目 (資本自体の増減を除く) を含むので、損益法でなければ十分行ないえないその原因分析は不要であり、また、損益法では把握できるが財産法では漏れてしまうというような資本の増減項目は存在しないので、分配可能期間利益の計算は財産法だけで完全に行ないうる」とされる (森田[1961], 124 頁)。

あり、資本維持計算とは、ある特定の内容すなわち質をもつ『本体資本』の在高および運動にかかわらしめて（そういう理解のもとで）経営活動とその結果とを対象として行なわれる測定にほかならない」という認識の下（中野[1971]，22頁），ドイツ会計学説における成果計算論が検討されている点であろう。このように，中野[1971]においても，ドイツ会計学説における成果計算論研究の主眼が維持すべき資本の問題に置かれている。

不破[1979]でも同様に，時価評価学説としてドイツ会計学説における成果計算論およびアメリカ会計学説が検討されている。しかし，その分析の視角は「企業維持のための採算，すなわち収益による費用の補償計算，費用補償を超えて得られるものを利益とする損益計算でなければならない」という言に表れていよう（不破[1979]，3頁）。すなわち，「財務会計は，もともと企業維持計算として，費用の取替時価基準計上を軸とする損益計算でなければならない」のであり（不破[1979]，6頁），このような観点に基づいてアメリカ会計学説のみならず，ドイツ会計学説における成果計算論が検討されているのである。したがって，不破[1979]においても，ドイツ会計学説における成果計算論研究の主眼が維持すべき資本の問題に置かれているといえよう。

森田[1979]でも，森田[1960]および森田[1961]とは異なり，維持すべき資本の問題に主眼が置かれており，ドイツ会計学説における成果計算論を中心にアメリカ会計学説も検討されている。そして，森田[1979]では，価格変動会計論の問題は「企業に投下されている貨幣資本の特定の財への拘束性を認識する範囲をどうきめるか」という点と，「特定の財への拘束性が解かれ自由選択性資金として認識された貨幣資本について，その実質の変動を考慮に入れるか否か，考慮に入れるとすれば，その実質をどのようなものとしてとらえるか」という二点に集約されることが明らかにされている（森田[1979]，276-277頁）。そして，前者の問題は「実体資本維持説と貨幣（名目・実質）資本維持説の対立」であり，後者の問題は「名目資本維持説と実質資本維持説の対立，あるいは，実質資本維持説内での適用する指数をめぐる対立」であったことが指摘されている（森田[1979]，277頁）。このように，森田[1979]では，維持すべき資本の問題が検討されることを通じて，価格変動会計論のフレームワークが明らかにされている。

菊谷[1991]では，維持すべき資本，具体的には実体維持会計学説に主眼が置かれ，ドイツ会計学説における成果計算論およびドイツ会計学説から影響を受けた諸外国の学説が検討されている。さらに，「課税の適正化・公正化」という観点から，名目価値計算を前提とした場合には，課税標準としての所得金額に対するインフレ影響額の中和化，税率の引下げ，

およびインフレに関する税額控除の設定が主張されている（菊谷[1991]，330頁）。このような見解はドイツ実体維持会計学説を検討した所産であると考えられ，ドイツ会計学説における成果計算論研究の主眼が維持すべき資本の問題に置かれていたと考えることができるであろう。

最後に，中田[1993]では，まず，価格変動時におけるドイツ商法上の年度決算書の機能として，情報提供機能ないし会計責任報告機能と配当決定機能ないし財産限定機能が掲げられている（中田[1993]，3頁）。前者の機能は「企業に利害関係を有している者（出資者・債権者・労働者・得意先・仕入先等）に，彼らが企業への関与によって達成しようとする目標の実現の程度や確実性を評価するのに役立つ情報を，年度決算書が提供すること」を意味している（中田[1993]，3頁）。他方，後者の機能は「最大限分配可能な財産部分と拘束されるべき財産部分を区分する」ことを意味している（中田[1993]，3頁）。このような年度決算書における2つの機能の観点から，中田[1993]ではドイツ会計学説における成果計算論，制度および実務が検討されている。財務会計の領域における実体維持では，「利益算出（損益計算）段階および利益処分段階で，その課題を解決すること」に主眼が置かれていると述べられていることから明らかなように（中田[1993]，6頁），確かに中田[1993]では必ずしも期間損益計算ないし期間成果計算における資本維持論のみが問題とされているわけではないが，依然として維持すべき資本の問題が考察の中心に置かれているといえよう。

以上から，ドイツ会計学説における成果計算論研究を概観すると，当初，損益計算の方法および期間利益の性質といった，成果計算における根本的な問題が検討されていたが，次第に研究の焦点が資本維持論に絞られていったことが明らかとなった。一方で，各章にて詳述するが，公会計という新しい研究領域における成果計算や，結合成果計算といった新たな形の成果計算は十分に検討されてこなかった<sup>9</sup>。その意味で，ドイツ会計学説における成果計算論研究の対象が限定されていたとも考えることができる。以上のような認識を踏まえ，次節では本論文における研究課題を明らかにするとともに，検討の対象となる諸学説を提示する。

---

<sup>9</sup> Johns の財政的貸借対照表論は，従来，企業会計の領域において検討されていたにすぎず，近年になって公会計の領域において検討されるようになった。また，Walb の提唱した結合成果計算を検討しているものは，筆者の調べた限り宮本[1960]および岡本[1961]であり，Johns の提唱した結合成果計算に関して言及しているものは戸田[2004]のみである。これらの研究成果については，各章にて取り上げる。

## 4. 研究課題と学説の選択

前節においては、ドイツ会計学説における成果計算論を検討している先行研究を概観した。その結果、当初、損益計算の方法および期間利益の性質といった、成果計算における根本的な問題が検討されていたが、次第に研究の焦点が資本維持論に絞られていったことが明らかとなった。本節では、前節の内容を踏まえ、本論文における研究課題を明らかにする。そして、本論文の研究アプローチを示すとともに、検討の対象となる諸学説を提示する。

### 4-1 研究課題

上述のように、ドイツ会計学説における成果計算論研究では、次第に資本維持論に重きが置かれていったことが明らかとなった。それに対し、特に結合成果計算といった新たな形の成果計算に関する研究成果は、わが国においてほとんど存在していないと考えられた。

したがって、そもそも結合成果計算はいかなる目的のために行われるのか、すなわち結合成果計算の意義は明らかにされているとは言い難い。そこで、本論文では、以下に示しているように、結合成果計算の意義を明らかにすることを主たる目的とする。

#### ➤ 結合成果計算の意義とは何か

しかし、結合成果計算の意義を明らかにするにあたっては、上述のように、何よりもまず、Walb および Johns が提唱した結合成果計算において、結合の対象となっている成果概念ないし成果計算の具体的内容が明らかにされていなければならないであろう。Walb が提唱した企業・経営結合成果計算では、企業成果計算と経営成果計算が結合され、Johns が提唱した財政・経営結合成果計算では、財政成果計算と経営成果計算が結合されている。したがって、その検討にあたっては、さらに企業成果概念ないし企業成果計算、経営成果概念ないし経営成果計算、および財政成果概念ないし財政成果計算の具体的内容が明らかにされていなければならない。そこで、上記の主たる研究課題の検討にあたって、次の 3 点が明らかにされなければならない。

1. 企業成果概念ないし企業成果計算とはいかなる内容のものであるのか
2. 経営成果概念ないし経営成果計算とはいかなる内容のものであるのか
3. 財政成果概念ないし財政成果計算とはいかなる内容のものであるのか

本論文では、まず、上記3つの研究課題の検討から始め、その検討の結果を踏まえ、Walb および Johns が提唱した結合成果計算を分析し、最終的に結合成果計算の意義を明らかにする。それでは、上記3つの研究課題を検討するにあたって、有用となる学説はいかなるものなのであろうか。次項では、本論文で検討する諸学説を提示する。

## 4-2 学説の選択

上述のように、本論文の主たる分析対象は、従来、わが国においてほとんど検討されていなかった Walb および Johns の提唱した結合成果計算である。Walb の提唱した結合成果計算は、1948年に公表された『財務貸借対照表』(Finanzwirtschaftliche Bilanz) において展開されている<sup>10</sup>。一方、Johns の提唱した結合成果計算は、1950年に公表された論稿「カメラル様式における財政・経営結合計算書」(Kombinierte Finanz- und Betriebsrechnung im Kameralstil) において展開されている。

しかしながら、上述のように、結合成果計算の意義を明らかにするにあたっては、Walb および Johns の提唱した結合成果計算において結合の対象となっている成果概念ないし成果計算の具体的内容が明らかにされていなければならない。

そこで、本論文では、Walb および Johns が提唱した結合成果計算の基礎となっている成果概念ないし成果計算を提唱している学説を、Schmalenbach の後継の学説の中に求めることにする。しかし、なぜ Schmalenbach の後継にわざわざその根拠となる成果概念ないし成果計算を求めなければならないのか、という疑問が生じ得よう。

岩田[1956]では、Schmalenbach 学説の検討にあたり、まず、「シュマーレンバッハ以前の古典会計学を通じて『ディナミッシェビランツ』を観察しようとする」アプローチと「シュマーレンバッハ以後の近代会計学から遡及して、かれの所論を検討する」アプローチが提示されている(岩田[1956], 270頁)。この2つのアプローチは、「動態学派に対立する二

---

<sup>10</sup> しかしながら、本論文で検討する論稿「純粹および實際的利益思考」(Reines und praktisches Gewinndenken) は、1944年に執筆されたものであると述べられている(Walb[1948], Vorwort zur 2. Auflage)。

つの他の陣営からシュマーレンバッハ学説を観察する方法」ということができる（岩田[1956], 271 頁）。

しかし、岩田[1956]では、もう一つのアプローチが提示されている。そのアプローチとは、「他の陣営をはなれて、動態学派それ自体のうちに沈潜し、動態学派の発展過程において、ことにシュマーレンバッハのエピゴーネンとの関連において『ダイナミッシェビランツ』を分析究明する」方法である（岩田[1956], 271 頁）。「味方の陣営からなされた批判には、かかる危険（偏見と曲解—引用者）の少ないのは当然であって、ことによき理解者である後継者達の批評は、その母体をなす学説の研究に必要かくべからざるもの」と考えられる（岩田[1956], 272 頁）。それゆえ、岩田[1956]によれば、このアプローチは先の 2 つのアプローチに比し、はるかに効果的であるとされる。

本論文は Schmalenbach 学説それ自体を検討することを目的としていない。さらに、上記の岩田[1956]において提示されているアプローチは、Schmalenbach の後継の学説から始まり Schmalenbach 学説へと時系列的に遡っていくのに対し、本論文では諸成果概念ないし諸成果計算を提唱していると考えられる Schmalenbach の後継の学説から、Walb および Johns の提唱した結合成果計算へと時系列的に下っていくことになる。それゆえ、岩田[1956]において指摘されている利点をそのまま享受することができるわけではない。

しかし、Walb および Johns が提唱した結合成果計算を検討するにあたって、彼らを含む Schmalenbach の流れを汲んでいる後継の学説の中に、結合の対象となっている成果概念ないし成果計算の根拠を求めることは、あえて他の学派における学説の中にそれを求めることよりも、学説的関連性の観点から有意義であると考えられる。さらに、岩田[1956]において指摘されているように、ともに動態学派に属する Walb および Johns は偏見や曲解に左右されることなく、動態学派の理論を適切に理解したうえで自身の成果計算論を展開していると考えられる。そこで、本論文では、岩田[1956]において提示されたアプローチを手掛かりとして、諸成果概念ないし諸成果計算を提唱していると考えられる Schmalenbach の後継の学説を時系列的に検討していくこととする。

それでは、Walb および Johns の提唱した結合成果計算の前提となる成果概念ないし成果計算は、Schmalenbach の後継のいかなる学説に求められるのであろうか。上述のように、Walb の提唱しているものは、企業成果を算定する企業成果計算と経営成果を算定する経営成果計算の結合であり、Johns の提唱しているものは、財政成果を算定する財政成果計算と経営成果計算の結合であった。



貨幣的成果と考えられる企業成果を算定する Walb の会計思考は、Mahlberg と同様に私経済的思考に基づいていると考えられよう（岩田[1956], 272-279 頁；293 頁）。したがって、企業成果概念ないし企業成果計算の検討にあたっては、Mahlberg が 1925 年に公表した『貸借対照表における時価』（*Der Tageswert in der Bilanz*）を中心とする一連の著作・論稿が手掛かりになるのではないかとと思われる。

また、財貨的成果と考えられる経営成果を算定する Walb の会計思考は、同じく財貨的成果の算定を主張する Geldmacher と同様に（岩田[1956], 293 頁）、共同経済的思考に基づいていると考えられよう。したがって、経営成果概念ないし経営成果計算の検討にあたっては、Geldmacher が 1923 年に公表した『経済変動と貸借対照表』（*Wirtschaftsunruhe und Bilanz*）を中心とする一連の著作・論稿が手掛かりになるのではないかとと思われる<sup>11</sup>。

一方、Johns の算定する財政成果は、すでに彼が 1938 年に公表した論稿「地方自治体の包括計算」（*Die Vollrechnung der Gemeinden*）を中心とする一連の論稿において明らかにされている。それゆえ、財政成果概念ないし財政成果計算については、Johns[1938]を中心とする一連の論稿が手掛かりになるのではないかとと思われる。

以上、本論文で検討する主要な学説を提示してきた。次節では、上記の諸学説を基に、本論文の構成を明らかにする。

## 5. 論文構成

前節においては、第 3 節において示した先行研究の概観を基に、本論文における研究課題および本論文で検討する諸学説を提示した。本節では、前節の内容を踏まえ、本論文の構成を明らかにする。

本論文は大きく 2 編構成となっており、最後に終章を設けている。全体の構成として、第 1 編では、Walb および Johns が提唱した結合成果計算において、結合の対象となる成果概念ないし成果計算の具体的内容を各学説が公表された年度に従って時系列的に検討する。より正確には、それぞれの成果概念ないし成果計算において前提とされている経済主体の性格、成果計算における「認識」と「測定」、そして算定される成果の性質を明らかにする。

---

<sup>11</sup> なお、Johns による経営成果計算は Walb により提示された経営成果計算からの影響を強く受けていると思われるため、Geldmacher 学説が手掛かりになると考えられる。

第2編では、第1編における検討結果を基に、Walb および Johns が提唱した結合成果計算を分析する。より正確には、それぞれの結合成果計算において前提とされている経済活動の性格、結合成果計算の計算構造、そして結合成果計算書の機能を明らかにする。そして、終章では、第2編の検討結果を基に、結合成果計算の意義を明らかにする。本論文の構成を図表で示すと、図表Vのようになる。

図表V

序章 問題意識と研究課題

第1編 成果概念の諸形態

第1章 経営成果概念—Geldmacher[1923]を中心として—

第2章 企業成果概念—Mahlberg[1925]を中心として—

第3章 財政成果概念—Johns[1938]を中心として—

結合の対象となっている3つの成果概念ないし成果計算の具体的内容を明らかにする

第2編 結合成果計算の二形態

第4章 企業・経営結合成果計算—Walb[1948]を中心として—

第5章 財政・経営結合成果計算—Johns[1950]を中心として—

それぞれの結合成果計算の具体的内容を明らかにする

終章 本論文の結論と今後の課題

⇒結合成果計算の意義を明らかにする

## 6. おわりに

本章では、本論文における問題意識を示すとともに、研究課題および検討の対象となる諸学説、本論文の構成を明らかにした。上述のように、第一次世界大戦後のドイツにおいて生じた破局的なインフレーションはドイツ経済に多大な影響をもたらした一方で、会計学を進展させる大きな契機となった。特に、ケルン学派の嚆矢とされる Schmalenbach をはじめとして、Schmidt, Schmalenbach の後継である Walb, Mahlberg および Geldmacher らによって、架空利益の会計処理をめぐる、絢爛たる論争がくり広げられたのであった。

その後、インフレーションの鎮静化とともに、議論の焦点も成果計算から他の論点に移っていったが、それでもなお、Schmalenbach の後継はその後も成果計算論に関する研究成果を公表していた。その代表的なものとして本論文で提示したのが、インフレーション沈

静化後も引き続き資本維持論に関する研究を行っていた Hax の研究成果であり、Walb および Mahlberg の指導を受けた Johns が 1930 年代に公表した財政的貸借対照表論であり、また、Walb が 1940 年代に公表した結合成果計算であった。さらに、Walb の結合成果計算は、その後、Johns により公会計へと導入されたのである。

しかし、これまでのドイツ会計学説における成果計算論の研究成果を概観してみると、当初、損益計算の方法および期間利益の性質といった、成果計算における根本的な問題が検討されていたが、次第に研究の焦点が資本維持論に絞られていったことが明らかとなった。一方で、公会計という新しい研究領域における成果計算や、結合成果計算といった新たな形の成果計算は十分に検討されてこなかった。したがって、結合成果計算がいかなる目的のために行われるのか、という結合成果計算の意義も明らかにされていないと考えられた。

それゆえ、本論文では結合成果計算の意義を明らかにすることを主たる研究課題としたのである。しかしながら、結合成果計算の意義を明らかにするにあたっては、結合の対象となる成果概念ないし成果計算の具体的内容が明らかにされていなければならないと考えられた。

したがって、本論文では、企業・経営結合成果計算を提唱している Walb[1948]を中心とした Walb 学説、および財政・経営結合成果計算を提唱している Johns[1950]を中心とした Johns 学説の分析に先立って、次の 3 つの学説を検討するのである。すなわち、Geldmacher[1923]を中心とする Geldmacher 学説において提示されていると考えられる経営成果概念ないし経営成果計算、Mahlberg[1925]を中心とする Mahlberg 学説において提示されていると考えられる企業成果概念ないし企業成果計算、および Johns[1938]を中心とする Johns 学説における財政成果概念ないし財政成果計算が以下で検討されることになる。

本論文は大きく 2 編構成となっている。第 1 編では、結合成果計算を分析するのに先立ち、上記の諸学説が公表された年度に従って各学説を検討し、結合の対象となっている成果概念ないし成果計算において前提とされている経済主体の性格、成果計算における「認識」と「測定」、そして算定される成果の性質を明らかにする。第 2 編では、Walb および Johns が提唱した結合成果計算において前提とされている経済活動の性格、結合成果計算の計算構造、そして結合成果計算書の機能を明らかにする。そして、終章では、第 2 編の検討結果を踏まえて、結合成果計算の意義を明らかにする。



## 第 1 編 成果概念の諸形態

# 第1章 経営成果概念

## —Geldmacher[1923]を中心として—

### 1. はじめに

本章では、Geldmacher が 1923 年に公表した『経済変動と貸借対照表』を中心に、彼の学説において提示されていると考えられる経営成果概念について検討する。

Geldmacher は経営成果ないし経営利益という用語を必ずしも使用しているわけではない。しかし、以下で明らかにするように、Geldmacher 学説における成果概念もまた、Walb 学説における経営成果ないし経営利益に属すると考えられる<sup>12</sup>。そこで、本章では、Geldmacher 学説を検討することで、経営成果概念ないし経営成果計算の具体的内容を明らかにすることを試みる。

Geldmacher 学説は、わが国では Mahlberg や Schmidt らの学説とともに、特に資本維持論の領域において検討されてきた。彼の学説は、1920 年代に華々しく議論された架空利益の会計的克服をめぐる、代表的な利潤計算学説の一つとしても数えられている（岩田 [1942], 79 頁）。また、彼は、Mahlberg や Walb らとともに、成果計算を会計の主たる目的とする動態論を確立した Schmalenbach の高弟の一人であると考えられている（杉本 [1934], 76 頁）。

第2節では、まず Geldmacher 学説について検討しているわが国の先行研究を概観する。そして、先行研究において、彼の学説が特に資本維持論の領域において検討されてきたことを明らかにするとともに、「補填検査」(Ersatzprüfung) という成果計算思考の重要性を指摘する。

第3節では、Geldmacher 学説における企業観について検討する。そして、彼の学説において前提とされている経済主体の性格が「生産経済主体」として特徴づけられることを明らかにする。

第4節では、Geldmacher 学説における成果計算の「認識」と「測定」について検討する。

---

<sup>12</sup> しかし、Walb のいう経営成果ないし経営利益と全く同じであるというわけではない。Walb 学説における経営成果計算の内容の詳細は、第4章において論じる。

そして、彼の成果計算が補填検査という成果計算思考を基礎として展開されていることを明らかにする。

第5節では、第4節の検討を踏まえたうえで、経営成果の性質について検討する。そして、経営成果が「給付能力 (Leistungsfähigkeit) の維持」を前提とする「生産性」 (Produktivität) の測定に資することを明らかにする。

## 2. 先行研究の概観

以下で示すように、Geldmacher は財貨的思考に基づき、物的資本を維持するために費用の時価測定を提唱し、実体資本維持説を提唱したとして知られている。したがって、いずれの先行研究においても、彼の学説が財貨計算を重視しており、実体資本の維持を主張しているという点に関しては共通している<sup>13</sup>。Geldmacher 学説を検討しているわが国の研究としては、例えば岩田[1931]、不破[1960]、森田[1960]、内山[1964]、田中[1966]、中野[1968]、土方[1969a・1969b]、菊谷[1977]、壹岐[1985]、土方[1985a・1985b]および松本[1990]などが挙げられる<sup>14</sup>。

岩田[1931]では、Schmalenbach 学説と Geldmacher 学説が比較されている。岩田[1931]によれば、Schmalenbach は「経済性の表現としての経営成果を認識するため、成果構成要素たる費消および給付を如何にして計算捕捉すべきか」という問題を解決する手段として (岩田[1931]、74 頁)、費消給付計算を収入支出計算に結びつけているのに対し、Geldmacher は「シュマーレンバッハ的成果計算より収支計算を排除し、費消給付計算の本来の要求に基いて、純粋に財貨を計算対象と見よう」としていることが明らかにされている (岩田[1931]、74 頁)。そして、「両者は出発点を共にしながら、解決の途を異にする」と分析されている (岩田[1931]、74 頁)。

不破[1960]では、Geldmacher 学説と Hax 学説の共通点と相違点が明らかにされている。

---

<sup>13</sup> 実際に物的資本を維持することができるか否かに関しては、Geldmacher が費用測定の際に、販売日再調達価格を採用しているのか、それとも実際再調達価格を採用しているのかで見解が分かれるが、彼が実体資本の維持を主張しているという点では共通している。

<sup>14</sup> なお、この他に Geldmacher が 1931 年に公表した「資本評価と資本維持」 (Kapitalbewertung und Kapitalerhaltung) という論稿を分析した研究として、杉本[1934]が挙げられる。しかし、ここでは Geldmacher[1923]を検討した先行研究のみを取り上げる。

不破[1960]によれば、自身の会計理論が「生産力維持、実体計算、そのための費用時価計上ということだけでは、ゲルドマッハーならびにハックスの所論と軌を一にする」ものの（不破[1960]，90頁），彼らの共同経済ないし総合経済に対する機能を強調する立場に対し，自身の会計理論が「企業それ自体の内的欲求に基礎をおく企業体理論」であることが主張されている（不破[1960]，90頁）。

森田[1960]では，上述のように，Geldmacher 学説と Schmidt 学説が検討されることにより，実体資本維持説における期間利益の性質が明らかにされている。森田[1960]によれば，Geldmacher 学説における期間利益には，彼が販売日再調達価格を採用しているとすれば，尺度性は認められるものの，実体資本維持の観点からみた分配可能性を認めることはできないとされる。また，彼が実際再調達価格を採用しているとすれば，実体資本維持の観点からみた分配可能性は認められるものの，尺度性を認めることができないと分析されている。

内山[1964]における Geldmacher 学説に関する検討も基本的には森田[1960]と同様の主張であると考えられるが，「物的思考と貨幣的思考」と題する節において彼の「企業観」を明確にしている点は注目に値する。内山[1964]によれば，「彼（Geldmacher—引用者）は私的投機的資本家的立場を強く排し，国民経済的，社会的立場に立脚して」おり（内山[1964]，191頁），企業を「国民生活の源泉」あるいは「社会的な機関」とみているとされる。したがって，Geldmacher 学説においては「企業はその特殊な任務を継続的に遂行していくために，まず物的施設，人的構成等を維持しなければならない」のであって（内山[1964]，192頁），「それ（物的施設，人的構成等—引用者）を維持して後の余剰」が利益となることが明らかにされている（内山[1964]，192頁）。

田中[1966]では，Geldmacher 学説における費用時価評価論の諸特徴が明らかにされている。その中でも特に，彼の実体資本維持思考が「共同経済的価値の維持」ではなく，あくまでも「物的数量の維持」である点に着目している。すなわち，彼の理論が価格上昇のみならず価格下落の際にも一貫して物的数量の維持，つまり実体資本の維持を主張することから，彼の理論は「純粹」実体資本計算であると分析されている。

中野[1968]では，Geldmacher が販売日再調達価格による費用測定を志向しているという認識のもと，「収益にたいして正当に期待しうる取替準備にてらして現実の収益を検証するという解釈」に従って（中野[1968]，185頁），販売日再調達価格による費用測定の適正さ



が論じられている。そして、このような解釈に従って求められる利益<sup>15</sup>は「費用計上をつうじて完全な取替準備をなしえない点でおとるが、ある取替がたまたまある特定の異常で非反復的な時点においておこなわれたことによる異常な費用変動を除去している」として（中野[1968]，185-186頁）、「ノーマルな期間的趨勢をいっそう正しく示しうる」という長所を有することが明らかにされている（中野[1968]，186頁）。このような見解は、Geldmacher 学説が販売日再調達価格による費用測定のみを主張していると位置づけるものであり、実際再調達価格による費用測定を志向しているとする不破[1960]，森田[1960]，内山[1964] および田中[1966]らの見解とは相違している。

土方[1969a・1969b]では Geldmacher 学説と Schmalenbach 学説の関連が検討され、土方[1985a・1985b]では Geldmacher 学説から Schmalenbach 学説への影響の分析が行われている。土方[1969a・1969b]では、Geldmacher が動態論者の中で異端者と見なされる理由は、単に費用の測定基準として時価が採択されることに求められるのではなく、「収入・支出計算からの離反」に求められなければならないことが明らかにされている。

一方、土方[1985a・1985b]では、Schmalenbach 学説では時価償却において平均再調達価格による費用測定が志向されているのに対し、Geldmacher 学説では販売日再調達価格による費用測定が志向されており、「同一の価格水準を基礎にする収益・費用の時点対応」が図られていることが明らかにされている。

菊谷[1977]では、岩田[1931]と同様に、Geldmacher は財貨計算を行っているとして位置づけられ、また、内山[1964]と同様に、彼の企業観が国民経済的見地にに基づいていると考えられている。さらに、森田[1960]で指摘された、Geldmacher 学説における期間利益の基本的な性質に関する指摘もみられる。このように、菊谷[1977]は、これまでの先行研究の検討を総括する形となっている。

壹岐[1985]では、森田[1960]と同様に、Geldmacher 学説と Schmidt 学説が検討されている。壹岐[1985]によれば、Geldmacher は実際再調達価格による費用測定を主張していると理解されており、実際再調達価格による費用測定は「費用の大きさを当該費消費財の取替えのために社内に流入してきた財にかかわらしめて測定することを意味する」と考えられている（壹岐[1985]，58頁）。そして、このような費用の測定論理は、固定資産会計における

---

<sup>15</sup> このような利益は、中野[1968]では「補填準備余剰利益」と呼ばれており、森田[1960]における実際再調達価格による費用測定を通じて物的資本を実際に維持することを志向した結果としての利益は「補填余剰利益」と呼ばれている。

取替法の論理と軌を一にすると分析されている。他方、Schmidt 学説では販売日再調達価格を基礎に費用測定が行われることから、「費用は、費用として社外に流出していく財自体にかかわらしめて測定されている」と考えられている（壹岐[1985], 58 頁）。そして、このような費用の測定論理は、固定資産会計における廃棄法の論理と軌を一にすると分析されている。

松本[1990]では、Geldmacher 学説を基礎にして実体資本維持と時点利益の関係が分析されている。そして、彼に代表される実体資本維持説の計算手続は、期間利益計算においてのみ意味をもつものであって、意味のある時点利益の計算としては成立しないことが明らかにされている。

以上、Geldmacher 学説に関するわが国の先行研究を概観してきた。彼の学説は実体資本維持説を代表する学説の一つとして検討されており、菊谷[1977]が正当に評価しているように、「実体維持会計論の原点として、高く評価されるべきである」といえよう（菊谷[1977], 165 頁）。このように高く評価される彼の成果計算論の根底には「補填検査」という成果計算思考が存在しており、それを基に成果計算論が展開されていると考えられる。それでは、このような成果計算思考は彼の企業観といかなる関係にあるのであろうか。さらに、そこから導かれる経済主体の性格とはいかなる内容のものなのであろうか。次節では、Geldmacher 学説における企業観について検討する。

### 3. 経済主体の性格

Geldmacher は、企業ないし経営を「物的で人的な目的組織であり、経済的な成果の獲得をその活動原則とする、明確に表現され、組織された力の中心」であると考え（Geldmacher[1923], S.1）。また、「国民生活の源泉」として捉え（Geldmacher[1923], S.66）、「国民経済の一分肢」（ein Glied in der Volkswirtschaft）として理解している（Geldmacher[1923], S.12）。

このように、彼は共同経済的な思考に基づき、企業ないし経営を国民経済に対し給付を提供する器官であると捉え、生命に不可欠な経営経済的な給付の提供と、投機というひたすらに自己の利益を計る行為を明確に区別している（Geldmacher[1923], S.50）。

Geldmacher によれば、「経営者（Betriebswirt）は経済的な給付の生産に勤しみ促進さ

せなければならない」のに対し、「投機家 (Spekulant) は自己の私的な力の地位を高めようとする」にすぎないとされる (Geldmacher[1923], S.50)。すなわち、「堅実で経済的な給付の生産を目的とする経営と投機企業 (Spekulationsunternehmungen) の間には明確な区分が存在する」と考えられている (Geldmacher[1923], S.41)。

なお、Geldmacher[1923]における成果概念を検討している Hax[1926]においても、「このような共同経済的立場は、特に彼 (Geldmacher—引用者) が『堅実で経済的な給付の生産を目的とする』経営に対置させる投機企業の評価において示されている」と述べられている (Hax[1926], S.53-54)。Hax の見解は、Geldmacher が共同経済的思考に基づき、企業ないし経営を理解していることを示唆しているといえよう。

上述のように、Geldmacher によれば、企業ないし経営とは「堅実で経済的な給付の生産を目的とする」経済主体であった。企業ないし経営の経済活動は経済的な力の流出と流入という 2 つの対立する力の流れ (Kraftströmungen) の中で行われ (Geldmacher[1923], S.1)、流出する力が永続的に流入する力を超過する場合には、企業ないし経営は衰弱してしまう。したがって、「何よりもともかく (力の—引用者) 流入によって力の流出を補償すること」が経営活動の最も基本的な目的となるのである (Geldmacher[1923], S.2)。

ところで、Geldmacher は「力」という概念に関して抽象的な表現を用いており、明確な定義を行っていない。しかし、彼は「個別の経営経済的給付に対する費用としての将来の使用能力が、経営経済的財貨の価値を構成するのであり、この点でそれ (経営経済的財貨—引用者) は力の保有者と呼ばれた」と述べている (Geldmacher[1923], S.9)。したがって、ここでいう力とは「財貨の経営目的に役立つ経済的効用もしくは能力」であると解することができる (岩田[1931], 76 頁)。

さらに、Geldmacher は、収益を「財貨の増加として現れる、それぞれの目的努力によってもたらされた経営の力の流入」と理解し、費用を「財貨の減少として現れる経営自身の力の犠牲」と理解する (Geldmacher[1923], S.4)。つまり、彼は給付に対する反対給付、すなわち力の流入である収益の存在を前提としており、それによって力の流出、すなわち費用を補償することを要求している。それゆえ、「このような費用と収益の動的な交点 (Schnittpunkt) が、経済的な関心の焦点でなければならない」と考えられているのである (Geldmacher[1923], S.2)。

以上の Geldmacher の記述から、彼は企業ないし経営を「堅実で経済的な給付の生産」を行う経済主体と捉えていることが明らかとなった。また、彼は給付に対する反対給付、

すなわち力の流入である収益により力の流出である費用を補償することを求めている。このような位置づけは、「消費経済主体」(Verzehrswirtschaften)を「指示された支出によってその目的を達成することができるようにするために、指示された収入を通じて他の経済有機体から養われなければならない」ものと考えるとき (Geldmacher[1923], S.1), 企業ないし経営を「生産経済主体」と特徴づけるものといえるであろう<sup>16</sup>。すなわち、消費経済主体は他者の収入に依存する「従属的な」(abhängig) 性格を有していると考えられるのに対し、生産経済主体は自身の手で獲得した収入に依拠する「自立的な」(selbständig) 性格を有していると考えられるのである (Geldmacher[1923], S.40)。

本節では、Geldmacher 学説における企業観について検討し、そこで前提とされている経済主体の性格について考察してきた。その結果、彼は企業ないし経営を、力の流入である収益により力の流出である費用を補償することにより、自立的な経済活動を営む「生産経済主体」と考えていることが明らかとなった<sup>17</sup>。次節では、彼の成果計算における「認識」と「測定」について検討する。

## 4. 経営成果計算における認識と測定

本節では、Geldmacher 学説における成果計算の「認識」と「測定」を考察するにあたって、まず、彼の言うところの「力」と「財貨」の関係性を明らかにする。次に、彼の成果計算の基礎となっている「補填検査」について検討し、経営成果計算における認識と測定の論理を明らかにする。

### 4-1 力と財貨の関係性

Geldmacher は「力」を把握するにあたって、「計算尺度」(Rechnungsmaßstab) と「計算対象」(Rechnungsobjekt) について論じている。ここで計算尺度とは、物的単位として

---

<sup>16</sup> 西川[1978]によれば、経済主体を収支の内容を基に「生産経済 (主体—引用者)」と「消費経済 (主体—引用者)」に分類している (西川[1978], 4 頁)。この場合、給付に対する対価、すなわち反対給付の有無により、生産経済主体と消費経済主体が区別されていると考えられる。

<sup>17</sup> 特に、「生産経済主体」という性格を強調するときには、「経営」という表現が用いられる傾向にある。このことは、上述のように、経営の目的を「堅実で経済的な給付の生産」と捉えていることから窺える。しかし、厳密に区別されているわけではない。

の財貨の増加や減少が重要となる場合、それに関して何らかの物理的な尺度が用いられることと同様に、成果計算においてどのような尺度が用いられるべきか、を決定することを意味する。彼によれば、計算尺度は「公分母として資することができる」価値尺度でなければならず、それは「国家共同体の経済上の価値尺度である通貨貨幣」であるとされる (Geldmacher[1923], S.7)。

それに対し、費用および収益の計算対象に関しては、Geldmacher はそれを「財貨<sup>18</sup>」と捉える。まず、彼は費用の計算対象について考察し、次のような結論を導く (Geldmacher[1923], S.4)。

1. 財貨の減少として現れる力の喪失のみが計算上費用として把握されなければならない、財貨の減少と結びつけられていない力の喪失は計算上費用ではない
2. 経営自身の力の犠牲の表現である財貨の減少のみが計算上の費用であり、例えば返済などは、確かに経営にとって財貨が減少するものの費用ではない

以上から、Geldmacher は費用を「財貨の減少において現れる経営自身の力の犠牲」と考えていることが明らかとなる (Geldmacher[1923], S.4)。さらに、費用に関して述べられたことは、収益についても同様に当てはまるとして、彼は収益を「財貨の増加として現れるそれぞれの目的努力によってもたらされた経営の力の流入」と定義する (Geldmacher[1923], S.4)。

このように費用と収益を定義することによって、その差額である成果も定義することが可能となる。Geldmacher によれば、「経営経済的成果 (Betriebswirtschaftlicher Erfolg) とは計算上の費用と計算上の収益の差額であって、利益の場合、つまり力が超過している場合には、財貨の増加の中に体现されており、その中に測定対象を得る」とされる (Geldmacher[1923], S.5)。

このように、確かに Geldmacher の提示する費用、収益および成果の定義中に財貨の運動が含まれているものの、財貨の運動それ自体は本質的なものではない。彼によれば、本

---

<sup>18</sup> ここで、Geldmacher は貨幣の位置づけに関しても言及している。彼によれば、「成果計算においては経済的な力の保有者として一面的に貨幣を考えるべきではなく、財貨を考えるべき」であり (Geldmacher[1923], S.7)、貨幣という支払手段に特別な地位を与えてはならないとされる。したがって、貨幣は数ある経営経済的財貨の一つであって、それ以上でもそれ以下でもない。

質的なものは財貨を運動させている「力」であって、財貨は外面ないし外形にすぎないとされる（Geldmacher[1923], S.5）。

以上、抽象的な内容しか有していない力という概念が成果計算上どのように把握されるのか、に関して述べてきた。上述のように、彼は「財貨」を通じて「力」を捉えている。このような把握の方法は、力を財貨の経営目的に資する経済的効用と捉えているからこそ導かれる方法といえる。しかしながら、財貨それ自体が重要なわけではない。あくまでも、本質は財貨を動かす「力」であり、財貨はその外形にすぎないのである。

## 4-2 補填検査

上述のように、Geldmacher は「力」を把握するにあたって、「財貨」に着目していた。そして、貨幣は換算尺度ないし価値尺度として機能しているにすぎなかった。しかし、貨幣ではなく財貨に着目する場合には、当然に財貨にいかなる金額を付すべきかという問題、すなわち、財貨の評価問題が生ずる。そこで、ここでは、Geldmacher 学説における財貨の評価方法について検討する。

しかし、財貨を評価するといっても、Geldmacher によれば、それは動いていない状態（in einem Beharrungszustande）における経営経済的な財貨を把握することではない（Geldmacher[1923], S.7）。つまり、成果計算においては、財貨の運動である経営経済的な財貨の増加と減少だけが問題となる。カメラル会計（kameralistische Rechnungsweise）と対比して述べるとすれば、カメラル会計は貨幣財（Geldgutes）の増加と減少を測定対象としており、それらをそれぞれ「収入」と「支出」と呼んでいるのに対して、成果計算では経営経済的な財貨の増加と減少を測定対象とし、それらをそれぞれ「収益」と「費用」と呼んでいるのである（Geldmacher[1923], S.8）。

しかし、経営経済的な財貨を成果計算の測定対象としているにしても、そこには経営上必然的な力の犠牲と力の流入ではない、つまり費用と収益ではない経営経済的な財貨の運動が含まれている。資金の借入れによる貨幣の増加や資金の貸付けによる貨幣の減少がその一例であろう。しかしながら、成果計算上重要なものは、あくまでも力の犠牲である費用と力の流入である収益による経営経済的な財貨の運動であって、それ以外のものは基本的に重要ではない。

このように、Geldmacher は費用および収益として生じる経営経済的な財貨の運動を重視している。それでは、経営経済的な財貨が費用運動および収益運動を始めた場合、どのよ

うに評価されるべきなのであろうか。彼は、このような価値計算について以下の 2 点の基本的な要求が満たされなければならないと述べている (Geldmacher[1923], S.8)。

1. 比較不可能なものを差引計算することはできないことから、成果を算定することができるようにするために、費用と収益に対し共通の価値決定の基礎が存在していなければならない
2. 加算と減算という必要な演算を行うために、費用と収益にとっては統一的な価値測定が与えられていなければならない

第 1 の要求は、費用と収益が「ある単一の大きさ (einer einheitlichen Größe)」の増加と減少でなければならないことを意味している。ある単一の大きさとは経済的な力を指しており、この要求は財貨の運動を手掛かりに力の犠牲と力の流入を評価することを意味している。

このように、費用と収益は力の増加と減少として把握されるが、費用は個別的に把握されるのではなく、収益との関係でのみ把握されなければならない。なぜならば、成果は収益から費用を差し引いて算定されるのであり、利益は収益が費用を超過して初めて生じるからである。収益および費用が本質的に相互に関係せしめられて把握されるべきであるならば、収益および費用が財貨の運動を通じて計算される以上、収益として流入する財である収益財 (Ertragsgut) が費用財 (Aufwandsgut) を補填して初めて成果が算出されることになる。すなわち、収益による財貨の増加はまず何よりも将来の費用による財貨の減少を補填しなければならないのである (Geldmacher[1923], S.9)。

このような収益財による費消された財貨の補填は純粹に物的に行われるのであり、収益財は計算上少なくともすべての費用財を物的に補填するにあたって十分であるのか、という観点から評価されなければならない。売却された、あるいは独自に費消された経営経済的な給付の再構築に対する収益財の適性が測定尺度を形成するのであり、その適性とは、収益財が費消された財貨にとって十分なものであるかどうか、ということである。

すなわち、収益財の評価方法は「将来に目を向けて」おり、それぞれの企業ないし経営の「数量や給付現象を考慮する」ことができ (Geldmacher[1923], S.10)、必ずしも歴史的な貨幣数値に固執するものではない。収益は少なくとも過去の費用を補償するべきであり、成果計算においては「評価探索器 (Wertungssonde) を費用と収益が交わる場所に当て」

なければならない、その場所が「補償点」であり「果実が生じる境界 (Kerbe)」であると考えられる (Geldmacher[1923], S.10)。それゆえ、第 1 の要求から、費用は再調達価格により測定されなければならないことが明らかとなる。このように、費用財を基準にして収益財を評価する方法を、Geldmacher は「補填検査の方法 (die Methode der Ersatzprüfung)」と呼んでいる (Geldmacher[1923], S.11)。

また、第 2 の要求である「収益と費用の統一的な価値測定」に関しては、補填検査が行われるタイミングが問題とされる。成果計算においては収益財が費消された財貨を補填することができるかどうか重要であるが、その補填検査が行われるタイミングとは「力の流れの切替りの瞬間」、つまり「販売の瞬間」である (Geldmacher[1923], S.11)。すなわち、「収益財が経営にとって使用準備のできた状態になる時点」に補填検査が行われなければならない (Geldmacher[1923], S.11-12)。このように、販売日に補填検査を行うことによって、収益および費用について統一的な価値測定が行われると考えられる<sup>19</sup>。

以上の内容から、Geldmacher の主張する成果計算の基礎となっている「補填検査」という成果計算思考が明らかにされた。彼によれば、利益は収益が費用を超過して初めて生ずるものであるから、財貨の運動を通じて把握される収益や費用に関しても、当然にこの原則は適用されなければならない。したがって、収益財は何よりもまず、費用財を補填しなければならない。もし収益財が費用財を補填することができなければ、利益は当然に生じ得ない。このような考え方を、彼は「補填検査の方法」と呼んでいた。さらに、この補填検査は、収益財が流入した日、すなわち「販売日」に行われることとなる。なぜならば、収益財が流入する日である販売日にこそ、収益と費用に統一的な価値測定が与えられるからである。

### 4-3 具体的数値例

Geldmacher 学説における成果計算論についての理解を容易にするために、彼が提示して

---

<sup>19</sup> しかし、第 2 の要求については疑問も生じ得る。Geldmacher は加算と減算という計算操作の観点からこの要求を提示しているが、森田[1960]および壹岐[1985]によって指摘されているように、先の第 1 の要求が満たされるためには実際再調達価格による費用測定が行われなければならない。なぜなら、販売日再調達価格に基づく費用測定では、収益財による費用財の補填が実際に果たされたか否かは確定し得ないからである。それゆえ、彼が何の了解もなしに費用測定の基準を販売日再調達価格から実際再調達価格に変更している点について、壹岐[1985]では「ゲルトマッハーが販売日再調達価格による費用測定という当初の主張を変更して、最終的に実際再調達価格による費用測定に帰着しているのは、いわば当然の帰結といえる」と述べられている (壹岐[1985], 51 頁)。



いる個々の計算事象に関する簡単な数値例を用いて、これまで検討してきた成果計算の具体的内容を示そう。

Geldmacher が個別に検討している計算事象は、①棚卸資産、②固定資産および③支払手段 (liquides Mittel) である。以下では、それぞれの会計処理を順番に明らかにしていく。

まず、棚卸資産に関する会計処理に関して、Geldmacher は図表 1-1 のような数値例を挙げる (Geldmacher[1923], S.63-64)。

図表 1-1

		商 品	
期 首 在 高	M. 100	1 売 上	M. 120 + 利益 M. 10 M. 130
1 再 調 達	" 120	2 " "	130 " " 20 " 150
2 " "	" 130	3 " "	140 " " 30 " 170
3 " "	" 140	4 " "	150 " " " 150
4 " "	" 150	期 末 在 高	" 150
利 益	" 110		
	<u>M. 750</u>		<u>M. 750</u>

出所：Geldmacher[1923], S.63 を基に筆者作成

上記の商品勘定<sup>20</sup>では、総記法が前提とされている。また、ここでは一定量の商品が購入・販売されることが仮定され、先入先出法が採用されている。従来行われてきた成果計算では、図表 1-1 における 1 の売上高 130M と期首在高 100M が対応し、1 回目の販売で取引利益 30M が計算される。同様に、2 の売上高 150M と 1 の再調達原価 120M が対応し、2 回目の販売でも取引利益 30M が計算される。このように計算していくと、最終的に期間利益は 110M となる。

しかし、Geldmacher の考える期間利益は 110M ではない。彼は成果計算を行うにあたり、1 の売上高 130M から差し引かれる売上原価は期首在高 100M ではなく 1 の再調達原価 120M と考える。したがって、1 回目の販売から計算される取引利益は 10M となる。同様に、2 の売上高 150M から差し引かれる売上原価は 1 の再調達原価 120M ではなく、2 の再調達原価 130M と考える。したがって、2 回目の販売から計算される取引利益は 20M とな

<sup>20</sup> ただし、原語は *Verkaufskonto* であり、本来は「販売勘定」あるいは「売買勘定」といった形で訳されるべきであるが、ここでは一般的な「商品勘定」と訳している。

る。このように計算していくと、最終的に期間利益は 60M となる。つまり、彼は商品勘定の貸方を一行下にずらして取引利益を計算していると考えることができる。したがって、商品勘定は図表 1-2 のように書き換えられよう。

図表 1-2

		商 品				
期 首 在 高	M. 100					
1 再 調 達	" 120	1 売 上	M. 120	+利益	M. 10	M. 130
2 "	" 130	2 "	" 130	" "	20	" 150
3 "	" 140	3 "	" 140	" "	30	" 170
4 "	" 150	4 "	" 150			" 150
利 益	" 60	期 末 在 高				" 100
	<u>M. 700</u>					<u>M. 700</u>

出所：Geldmacher[1923], S.63 を基に筆者作成

上記の商品勘定において、成果計算を行うにあたり差し引かれる売上原価は、同じ行にある再調達原価となる。したがって、期末在高は結果として、期首在高と同額、すなわち 100M にならなければならないことになる。これはもはや先入先出法ではなく、いわゆる固定在高法ないし恒常在高法であるといえよう。

しかし、Geldmacher は理念的にはこのような会計処理を想定しながらも、実際の会計処理の方法として、図表 1-1 の先入先出法により計算された期末在高 150M と図表 1-2 の固定在高法ないし恒常在高法により計算された期首在高 100M との差額 50M を追加的に商品勘定に計上する方法を提案する。というのも、従来行われてきた成果計算では 110M という期間利益が計算され、そこには 50M という架空利益が含まれてしまっていたことから、それを除去する必要があるからである。

そこで、Geldmacher は、従来の成果計算から求められる期間利益 110M と彼の考える期間利益 60M との差額 50M が、期末在高 150M と期首在高 100M との差額 50M に等しく、「その他のすべての動きは、順番に記載されて互いに補償している」ことに着目し (Geldmacher[1923], S.64)、借方に商品勘定 50M、貸方に資本修正項目である景気勘定<sup>21</sup>

<sup>21</sup> このような資本修正項目に関しては、以下で述べるように、さまざまな名称が付されているが、それらはすべて「資本の修正」という同一の性質を有している。

(Konjunkturkonto) 50M を計上するという修正記入を提案するのである。つまり、

(借) 商 品 50 (貸) 景 気 50

という仕訳が行われる (Geldmacher[1923], S.64)。この仕訳によって、新たに 50M の費用が計上され、期間利益は 60M に修正されるとともに、資本修正項目である景気勘定 50M が計上されることになる。したがって、図表 1-2 の商品勘定は図表 1-3 のように書き換えられる。

図表 1-3

		商 品	
期 首 在 高	M. 100		
1 再 調 達	" 120	1 売 上 M. 120	+利益 M. 10 M. 130
2 " "	" 130	2 " " 130	" " 20 " 150
3 " "	" 140	3 " " 140	" " 30 " 170
4 " "	" 150	4 " " 150	" " " 150
景 気	" 50	期 末 在 高	" 150
利 益	" 60		
	<u>M. 750</u>		<u>M. 750</u>

出所：Geldmacher[1923], S.63 を基に筆者作成

以上のような修正記入を行うことにより、結果的に固定在高法ないし恒常在高法を適用した場合と同額の期間利益が計算されることになる<sup>22</sup>。しかし、中野[1968]で指摘されているように、「これらの当期中における（再）取得価格が当期中の個々の販売日における取替時価に合致するのは、すべての（再）取得がちょうど各販売日におこなわれるばあいのみ」であるため、「現実には、販売日における取替時価にもとづく費用額にたいして多少とも近似しうる」にすぎない (中野[1968], 192 頁)。それゆえ、この処理方法では、厳密には販売日再調達価格により費用が測定されているとは言い難いとも考えられよう<sup>23</sup>。

<sup>22</sup> 期末在庫数量と期首在庫数量に相違が見られる場合にも、同様の方法で修正記入が行われる。

<sup>23</sup> それに対し、上記の処理方法によれば、費用額は必ず実際再調達価格により測定されることになる。その限りでは、Geldmacher の提唱する会計処理は、実際再調達価格に基づく費用測定を志向しているとも考えられよう。

次に、固定資産に関して Geldmacher がいかなる会計処理を提唱しているのかを明らかにする。固定資産の会計処理を論じるにあたって、彼は次のような前提を置いている (Geldmacher[1923], S.62)。ある機械が 10,000M で購入され、その耐用年数は 10 年と見積もられる。残存価額がゼロで、定額法 (直接法) により減価償却されるとする。ただし、使用期間中に再調達価格が 20,000M に上昇している。

このような前提の下、Geldmacher は取得原価に基づく減価償却ではなく、時価に基づく減価償却を提唱する。すなわち、取得原価 10,000M に基づく減価償却費 1,000M ではなく、再調達価格 20,000M に基づく減価償却費 2,000M の計上を求めるのである。一方、貸方については、減価償却費 2,000M 全額を機械勘定から控除するのではなく、取得原価に基づく減価償却費 1,000M のみを控除し、残額の 1,000M は資本修正項目である更新勘定 (Erneuerungskonto) に計上する。すなわち、

(借) 損	益	2,000	(貸) 機	械	1,000
			更	新	1,000

という仕訳が行われる (Geldmacher[1923], S.62)。ここでは、減価償却費という勘定科目は設定されておらず、損益勘定の借方に直接、減価償却費に相当する金額が記入されている。

以上の時価に基づく減価償却においても、先の棚卸資産に関する会計処理と同様に、ここで採用されている再調達価格がいかなる性格を有しているのかが問題となろう。というのも、中野[1968]において指摘されているように、「継続的で大幅な価格変動が生ずるときには、以前の期間において減価償却をつうじて回収された資金の (設備の購入にとっての) 個別的購買力量は、その回収時点以後に生じた設備の価格上昇 (または下落) のために減少または増大し、実際の設備取替にとって過小あるいは過大となる」と考えられる (中野[1968], 188 頁)。しかし、「販売日再調達時価を理論的に正しい費用評価基準とかがえるのであれば、その基準にもとづいて計上された償却費の期間的合計が設備の取替にとって過小または過大になっても、べつに事後的な訂正をしなくてもよい」はずである (中野[1968], 189 頁)。

しかし、Geldmacher はこの設備に係る購買力の変動も把握することを主張する (Geldmacher[1923], S.63)。それゆえ、棚卸資産に関する会計処理と同様に、厳密に販売

日再調達価格により費用が測定されているとは言い難いとも考えられよう<sup>24</sup>。

最後に、支払手段に関して Geldmacher がいかなる会計処理を提唱しているのかを明らかにする。価格上昇時の支払手段への影響は、企業ないし経営にとって「力」の犠牲、すなわち費用として把握されなければならない。しかし、そこでは「経営において全く特別な支払手段の効用の減少が把握されなければならない」と考えられる (Geldmacher[1923], S.65)。つまり、支払手段の使用目的が考慮される必要がある。

支払手段の会計処理を論じるにあたって、Geldmacher は次のような具体例を提示する (Geldmacher[1923], S.65)。賃金が費用の大部分を占めている修理工場において、経営者は期首に 1 労働時間に対し 2M の効用を有する支払手段を 3,000M 有していたとする。したがって、この支払手段によって、1,500 労働時間を補填することができる。しかし、期末には、1 労働時間に対し 3M 支払わなければならないとなったとするならば、経営者は費用として 3,000M ではなく、4,500M 計上しなければならない。したがって、借方に損益勘定 1,500M、貸方に資本修正項目である価格騰貴勘定 (Teuerungskonto) 1,500M を計上するという修正仕訳を提案する。つまり、

(借) 損	益	1,500	(貸) 価格騰貴	1,500
-------	---	-------	----------	-------

という仕訳が行われる (Geldmacher[1923], S.65)。このような修正記入が行われることによって、支払手段に係る効用の減少、すなわち力の犠牲が把握されるのである。

以上から、Geldmacher の提示していた①棚卸資産、②固定資産および③支払手段に関する会計処理が明らかとなった。しかし、彼は販売日再調達価格による費用測定を主張しているものの、上記の会計処理からは、彼が費用測定の基準として販売日再調達価格を採用しているのか、それとも実際再調達価格を採用しているのか、については必ずしも明らかではなかった。

---

<sup>24</sup> Geldmacher のこのような見解は、将来の再調達を問題としていると考えられ、実際再調達価格に基づく費用測定を志向していると考えられる。しかしながら、中野[1968]では、さらに「設備の将来の取替にとっての・その基金の・過不足が生じたときは、その金額を (前期の償却費の訂正とか、正規の収益または費用としてではなく) 臨時的な利得あるいは損失に計上することは、経済有機体としての企業の維持ということを基調とするゲルトマッヒャー説の立場と首尾一貫するであろう」とも分析されている (中野[1968], 190 頁)。したがって、必ずしも実際再調達価格による費用測定を主張しているわけではないとも考えられよう。

費用測定の基準を販売日再調達価格に求めるのか、それとも実際再調達価格に求めるのかという問題は、基本的には財やサービスを提供して、それに対する対価を受領した後に行われる補填検査のタイミングの問題といえる<sup>25</sup>。というのも、補填検査は財やサービスを提供した後に、対価として流入してきた収益財に対して行われるからである。したがって、補填検査は基本的に財やサービスを提供する前に、すなわち対価を受領する前に行われるものではなく、費用測定の基準として販売日再調達価格を採用するにしても、実際再調達価格を採用するにしても、財やサービスを提供して、それに対する対価を受領した後に行われる点で両者は共通しているのである。Geldmacher が給付を生産するのみならずそれを提供し、給付に対する反対給付、すなわち対価を受領することを重視している点に鑑みれば、補填検査のタイミングではなく、対価を受領することにより補填検査を行い得るといふ点に重きが置かれなければならないであろう。

#### 4-4 経営成果計算における認識と測定

以上の考察から、Geldmacher の成果計算が「補填検査」を基礎として展開されていることが明らかとなった。以下では、これまでの論述をふまえて、彼の成果計算における「認識」と「測定」を明らかにする。

まず、収益の認識・測定基準について、Geldmacher は、収益として流入する財貨である収益財は必ず企業ないし経営に流入する際に他の経済と取り決められた価格を付されており、貸借対照表機構はこの価格を記録すると述べている (Geldmacher[1923], S.47-48)。つまり、収益は財やサービスといった給付を提供したときに認識され、その金額は収益財の価額、すなわち受取対価の額に基づいて測定されるのである。

ここで注目されなければならないことは、Geldmacher が収益の認識に関して財やサービスといった給付の提供と収益財という対価の受領を前提としている点である。これは先述の彼の説明から容易に判断することができよう。すなわち、彼はいわゆる実現主義によって収益を認識していると考えられる。

一方、費用の認識・測定基準はいかなるものなのであろうか。成果は収益から費用を差し引いて計算されるのであるから、費用および収益が財貨の運動を通じて把握される以上、収益財が費用財を補填して初めて成果が算定されることになる。収益財による費消された

---

<sup>25</sup> もちろん事前に財貨を調達しておくことも考えられるが、Geldmacher はその点について特に触れていないので、ここでは考慮しない。

財貨の補填は純粋に物的に行われ、収益財は計算上少なくともすべての費用財を補填するにあたって十分であるのかどうか、という観点から評価されなければならない。このような考え方が補填検査と呼ばれていた。それゆえ、この考え方に照らせば、費用は再調達価格により測定されなければならない。というのも、「費用をこのように（再調達価格により一引用者）評価して収益から差引けば、収益財が費用財を補填するに足るか、あるいは、補填していくら余るかを検証することができる」と考えられるからである（森田[1960], 234頁）。

さらに、Geldmacher は、補填検査の行われるタイミングについて、「収益と費用の統一的な価値測定」を要求する。つまり、収益と費用について統一的な価値測定が行われるのは販売の瞬間であり、「適正な成果計算はそのこと（収益が費用を補償しているかどうか一引用者）を証明しなければならないため、費用は過去に記録された価格ではなく、販売の瞬間である現在の、現実のあるいは考えられる経営の再調達価格の中に正確な数値を獲得する」と考えられる（Geldmacher[1923], S.54）。このように、収益と費用の統一的な価値測定の観点から、販売日に収益財による費用財の補填検査が行われるのであった。

以上から、Geldmacher 学説における成果計算の「認識」と「測定」の論理が明らかとなった。彼の成果計算は「補填検査」を基礎とし、収益は「財貨」を通じて把握される「力」の流入時、すなわち財やサービスといった給付が提供され、それに対する対価を受領したときに認識され、その受取対価の額をもって測定されていた。一方、費用は「財貨」を通じて把握される「力」の流出時、すなわち財やサービスといった給付を費消したときに認識され、給付の提供日、すなわち販売日における再調達価格により測定されていたのである。

## 5. 経営成果の性質

前節において、Geldmacher 学説における成果計算の全体像を考察してきた。本節では、前節までの考察を踏まえ、経営成果の性質について検討する。

Geldmacher 学説における成果計算の基本的な考え方は「補填検査」という表現に最も明瞭に表れている。彼は Geldmacher[1923]の冒頭において、「経済経営は一般に活動能力（Lebensfähigkeit）の堅持と維持、および活動範囲の強化と拡大をめぐり、他の有機体と

超期間的な戦いを行う」ものと述べている (Geldmacher[1923], S.1)。このような前提に立ち、彼は企業ないし経営の最も基本的な要求を、何よりもまず力の流入である収益によって力の犠牲である費用を補償することであると考えていた。このような思考から補填検査という考え方が生まれたのであろう。そこでは何よりもまず「力」の維持が求められていたのである。

一方、Geldmacher は、成果の意義について「経済運営の目的かつ経済性の尺度 (Prüfstein)」であると述べ (Geldmacher[1923], S.2-3)、それが「経済性のバロメーター」として利用されることを期待している (Geldmacher[1923], S.11)。つまり、彼は経済性の測定という観点も重視していると考えられる。しかし、ここでいう「経済性」の内容に関して、具体的な内容は述べられていない。

この点について、森田[1960]では、「彼 (Geldmacher—引用者) は常に国民経済的観点から企業を観察し、その観点から理論を構成していると解しうるので、経済性という概念は私経済的意味での収益性とは異なるものであると想像しうるにすぎない。従って、われわれはこれを、国民経済的観点からみたその期の営業活動の良さ、というような漠然とした意味に解して差支えないと思う」と述べられている (森田[1960], 240 頁)。この「国民経済的観点からみたその期の営業活動の良さ」とは、販売日再調達価格に基づく費用測定により、販売ないし提供された財やサービスに係る保有利得といった投機的な要素を排除した、純粋な営業活動によって付加された価値で表現されるものと解釈することができよう<sup>26</sup>。

この場合、Hax[1926]においても述べられているように、企業主、すなわち株主の存在が強調されるというよりも、企業ないし経営自体の立場が強調され、それ独自の観点から経営成果は特徴づけられる。すなわち、企業ないし経営自身がどの程度国民経済に対し価値を付加したのか、ということが問題とされる。それゆえ、経営成果の本質は「付加価値」であると考えられるのである。

Geldmacher はその後、1929 年に公表した「経営会計制度の基礎概念と体系的なアウトライン」 (Grundbegriffe und systematischer Grundriß des betrieblichen Rechnungswesens) と題する論稿において、「給付能力の維持」と「生産性の測定」との関

---

<sup>26</sup> また、阪本[1961]では、販売日再調達価格により費用を測定することは、「企業が創造した生産的利潤を、社会経済的にみてもっとも正確に測定すること意味する。これによって価格変動に基因する投機的な損益や仮空 (架空—引用者) 利益が企業の損益計算に混入することを排除せしめる」と述べられている (阪本[1961], 204-205 頁)。



係について「連続的な給付の提供に必要不可欠である、純粋に経営経済的な給付能力の維持は、生産性に従って評価されることが求められる」と述べている (Geldmacher[1929], S.3)。さらに、彼によれば、「時価での費消計算はこのような評価の観点(生産性の観点—引用者)から行われる」のであり、「インフレーション時には、このような評価方法(時価での費消計算—引用者)は激的な力をもって究極的に経営会計制度全体に浸透する」とされる (Geldmacher[1929], S.3)。

以上の Geldmacher[1929]の記述から明らかなように、Geldmacher[1923]における「力の維持」という考え方は、Geldmacher[1929]において「給付能力の維持」という形で表現されており、さらに Geldmacher[1923]における「国民経済的経済性の測定」という考え方は、Geldmacher[1929]において「生産性の測定」という形で表現されている。ここでいう給付能力とは、もはや資本の維持という観点から規定されるものではなく、「連続的な給付の提供に必要不可欠なもの」という抽象的な意味をもつにすぎないが、補填検査の考え方を正当化するものとして位置づけられよう。

すなわち、給付能力の維持という考え方には、収益財は計算上少なくともすべての費用財を補填するにあたって十分であるのかどうか、を確認する補填検査を根拠づけるものとしての意義が認められると考えられるのである。補填検査は企業ないし経営に流入した収益財に対して行われるのであって、収益財が流入していない段階では補填検査が行われる余地はない。したがって、補填検査は財やサービスといった給付に対する反対給付、すなわち対価の受取りを求めるという意味で、給付能力の維持に資するものと考えられよう。それゆえ、補填検査を経て計算される経営成果は、給付能力の維持を前提とした「生産性の測定<sup>27)</sup>」に資するものと考えられることができるのである。

## 6. おわりに

本章では、Geldmacher[1923]を中心として、彼の成果計算に関して検討し、経営成果概

---

<sup>27)</sup> さらに、Geldmacher は財やサービスといった給付 1 単位あたりの給付成果計算 (Leistungseinheitsrechnung) においても、「生産性の測定」という観点を打ち出している (Geldmacher[1929], S.3, S.9-10; Geldmacher[1931], S.368)。したがって、期間成果計算を前提とする場合には、厳密には期間単位での生産性を明らかにしようとするものであると考えられる。

念ないし経営成果計算の具体的内容を検討してきた。彼は必ずしも経営成果ないし経営利益という用語を使用しているわけではないが、彼の成果概念もまた Walb のいう経営成果ないし経営利益に属すると考えられた。そこで、本章では Geldmacher 学説を検討することで、経営成果概念ないし経営成果計算の具体的内容を明らかにすることを試みたのである。

Geldmacher は財貨的思考に基づき、実体資本維持に基づく成果計算を提唱したとして広く知られているが、その根底には「補填検査」という成果計算思考が存在している。そこで、本章では特に補填検査に焦点を絞り、その会計処理を検討してきた。

Geldmacher は給付に対する反対給付、すなわち力の流入である収益により力の犠牲である費用を補償することを求めている。このような位置づけは、他者の収入に依存する「消費経済主体」に対し、企業ないし経営を、自身の手で獲得した収入に依拠する「生産経済主体」と特徴づけるものといえるであろう。

Geldmacher の成果計算論は、抽象的な内容しかもたない「力」を「財貨」を通じて把握し、それを基に補填検査という考え方を展開している点に特徴があった。彼は力の流入を収益と定義し、力の犠牲を費用と定義している。ここでいう力とは「財貨の経営目的に役立つ経済的効用もしくは能力」であると解することができるが、力の流入と流出の差額、すなわち収益と費用の差額として経営成果が算定されていた。

本章では棚卸資産、固定資産および支払手段を例に挙げ、それぞれの補填検査の方法を検討した。そこから明らかとなったことは、彼は「収益と費用の統一的な価値測定」を要求することから、販売日再調達価格により費用を測定することを主張しているものの、具体的な会計処理の局面では費用測定の基準として販売日再調達価格が採用されているのか、それとも実際再調達価格が採用されているのか、曖昧な部分が存在していたということであった。

しかし、いずれにしても補填検査は財やサービスを提供する前に、すなわち対価を受領する前に行われるものではなく、財やサービスを提供して、それに対する対価を受領した後に行われるという点で共通している。というのも、補填検査は財やサービスを提供した後、対価として流入してきた収益財に対して行われるからであった。Geldmacher が給付を生産するのみならずそれを提供し、給付に対する反対給付、すなわち対価を受領することを重視している点に鑑みれば、補填検査のタイミングではなく、対価を受領することにより補填検査を行い得るという点に重きが置かれなければならないと考えられた。

このような補填検査という考え方の背後には、「給付能力の維持」という思考が存在する。

給付能力の維持とは「連続的な給付の提供に必要不可欠なもの」という抽象的な意味をもつにすぎないが、補填検査は財やサービスといった給付に対する反対給付、すなわち対価の受取りを求めるという意味で、給付能力の維持に資するものと考えられたのである。

以上のような補填検査を基礎とする経営成果計算において算定される経営成果は、特に販売日再調達価格に基づく費用測定により、販売ないし提供された財やサービスに係る保有利得といった投機的な要素を排除した、純粋な営業活動によって付加された価値で表現されるものと解釈することができた。

この場合、企業主、すなわち株主の存在が強調されるというよりも、企業ないし経営自体の立場が強調され、それ独自の観点から経営成果は特徴づけられる。すなわち、企業ないし経営自身がどの程度国民経済に対し価値を付加したのか、ということが問題とされる。それゆえ、経営成果の本質は「付加価値」であるといえよう。このような経営成果には、給付能力の維持を前提とした「生産性の測定」が期待されていると考えられたのである。

上述のように、Geldmacher は経済主体の性格を生産経済主体であると考え、補填検査を基礎として経営成果計算を展開している。しかしながら、そこでは財やサービスといった給付の「生産」のみならずそれを「提供」し、給付に対する反対給付、すなわち対価を受領することが求められている点に注意しなければならない。つまり、企業ないし経営には財やサービスの提供と対価の受領の双方が求められていたのである。この点は、Geldmacher の言葉を借りれば、「従属的な」性格を有する消費経済主体に対し、「自立的な」性格を有する生産経済主体の大きな特徴であろう。

Geldmacher は、Schmalenbach を嚆矢とするケルン学派において、Walb およびMahlberg とともに Schmalenbach の指導を受け、上記のような企業観に基づき、実体資本維持説の原点ともいえるべき会計理論を提唱した。彼の企業観は、今日においても企業の側面を表現していると考えられよう。この点は高く評価されるべきではないだろうか。

## 第2章 企業成果概念

### —Mahlberg[1925]を中心として—

#### 1. はじめに

本章では、Mahlberg が 1925 年に公表した『貸借対照表における時価』を中心に、彼の学説において提示されていると考えられる企業成果概念について検討する。

Mahlberg もまた、企業成果ないし企業利益という用語を必ずしも使用しているわけではない。しかし、以下で明らかにするように、Mahlberg の成果概念もまた、Walb のいう企業利益と同質的であると考えられ、むしろ Walb のそれよりも明瞭な形で提示されている。そこで、本章では Mahlberg 学説を検討することで、企業成果概念ないし企業成果計算の具体的内容を明らかにすることを試みる。

Mahlberg 学説は、わが国では Geldmacher や Schmidt らの学説とともに、特に資本維持論の領域において検討されてきた。彼の学説は、Geldmacher や Walb らの学説とともに、1920 年代に華々しく議論された架空利益の会計的克服をめぐる、代表的な利潤計算学説の一つとして数えられている（岩田[1942]，79 頁）。また、彼は 1920 年代当時のドイツ経営会計学会において、囑目されていた代表的な学者の一人であるともいわれている（平井[1925a]，72 頁）。このように、彼の学説はわが国では高く評価されているといえるであろう。

第 2 節では、まず、Mahlberg 学説について検討しているわが国の先行研究を概観する。そして、先行研究において、彼の学説が特に資本維持論の領域において検討されてきたことを示すとともに、「中和化」(Neutralisierung) という成果計算思考の重要性を指摘する。

第 3 節では、Mahlberg 学説における企業観について検討する。そして、彼の学説において前提とされている経済主体の性格が「投機経済主体」として特徴づけられることを明らかにする。

第 4 節では、Mahlberg 学説における成果計算の「認識」と「測定」について検討する。そして、彼の成果計算が中和化という成果計算思考を基礎に展開されていることを明らかにする。さらに、そこで提示されている成果が企業主、すなわち株主に帰属する利益であ

ることを示し、Walb のいう企業利益と同質的であることを明らかにする。

第 5 節では、第 4 節の検討を踏まえたうえで、企業成果の性質について検討する。そして、そこで示される成果が「収益性」(Rentabilität) の測定に資することを明らかにする。

## 2. 先行研究の概観

Mahlberg は貨幣的思考に基づき、購買力資本を維持するために実質貨幣に基づく成果計算を提唱し、実質資本維持説を提唱したとして知られている(森田[1966], 136 頁)。また、「中和化をエネルギーに展開した」としても広く知られている(岩田[1934], 60 頁)。Mahlberg 学説を検討しているわが国の研究としては、例えば岩田[1934], 内山[1960], 内山[1962], 中野[1966], 森田[1966], 土方[1972a・1972b・1972c], 立花[1976], 菊谷[1978], 土方[1985c・1986a]などが挙げられる<sup>28</sup>。

岩田[1934]では、Mahlberg の中和化という成果計算思考に焦点が絞られて検討されており、「その萌芽はすでに動態論の根底に内在しており、ここから必然的に派生することを約束されていた原則にほかならない」と分析されている(岩田[1934], 59 頁)。また、中和化の基本的欲求を「項目の排除」に求め(岩田[1934], 66 頁)、「なぜ、中和の思想は、静態論に関係なく、動態論からのみ発生するか」という問題意識から(岩田[1934], 62 頁)、その理由が考察されている。そして、岩田[1934]によれば、「貸借対照表項目の消去が可能なのは、動態的見地にとってただ正味資産の相対的大きさのみが必要だからであって、静態論においては、かりそめにも貸借対照表能力を有するかぎり、単に成果計算に関係がないという理由だけから、貸借対照表より消去することは、断じて許されない」と分析されている(岩田[1934], 66 頁)。

さらに、岩田[1934]では、「なぜ動態論は中和の思想を徹底せしめて、完全なる排除を敢えてしなかったか」という問題提起から(岩田[1934], 67 頁)、その理由が考察されている。そして、岩田[1934]によれば、「貸借対照表は一計算期の損益決定に関係のない項目を全部あつめて次期へ繰越す役目を有する」ため「動態論も中和の思想を完全に徹底せしむるこ

---

<sup>28</sup> なお、この他に Mahlberg が 1924 年に公表した「世界的物価騰貴と貸借対照表上の評価」(Weltteuerung und Bilanzbewertung) という論稿を分析した研究として、平井[1925a・1925b]が挙げられる。しかし、ここでは Mahlberg[1925]を検討した先行研究のみを取り上げる。

とができなかった」と分析されている（岩田[1934], 69頁）。

内山[1960]および内山[1962]においても、岩田[1934]と同様に、基本的に **Mahlberg** の中和化という成果計算思考に焦点が絞られて検討されているが、その中でも内山[1962]における「利益概念」と題する節において彼の企業観を明確にしている点は注目される。内山[1962]によれば、**Mahlberg** は「企業活動はすべて投機活動である」とみており（内山[1962], 58頁）、「貨幣経済の現実を直視し、彼（マールベルク—引用者）は徹底的な私企業観に立っており、利益も貨幣的思考に立ってはじめて有効な利益概念となると見ている」ことが明らかにされている（内山[1962], 66頁）。

中野[1966]では、「現在の（とくにわが国の）企業会計制度の基底に存在する資本維持構造をできるだけ緻密に把握するための準備段階として役に立つような、貨幣資本維持と実体維持との関係についてのあたらしい認識をひきだしたい」という問題意識の下（中野[1966], 150頁）、**Mahlberg** 学説における「貨幣資本維持」と「実体（資本）維持」の位置関係が考察されている。中野[1966]によれば、「マールベルク説では、貨幣資本維持は期間損益確定の基準をなすが、実体維持は、いま一つの期間損益確定（修正）基準（＝価値変動排除）をみちびきだすための前提であるにすぎないという点で、両者はややことなつた次元ないし位置関係におかれている」ことが明らかにされている（中野[1966], 161頁）。

森田[1966]では、「中和化という会計手続が実体資本維持説に固有のものであるのか、貨幣資本維持説とは相容れないものであるのか、若しそれが両資本維持説に含まれるものとすればどのような解釈によってそれが可能となるのか」という問題意識から（森田[1966], 136頁）、**Mahlberg** 学説が考察されている。そして、森田[1966]によれば、「中和化という手続は、貨幣資本維持説にも実体資本維持説にも含まれる計算手続」であることが明らかにされている（森田[1966], 150頁）。さらに、森田[1966]では、「貨幣資本維持説においては、この手続（中和化という手続き—引用者）は、中和化された資産に関する未実現の価格変動損益（評価損益）を、それが未だ損益として認識する段階に至らないとの理由から期間利益に含めない」のに対し、「実体資本維持説においては、この手続（中和化という手続き—引用者）は、当該資産に関して損益なるものが存在していないのだから、そのような架空損益は計算上現れないようにする」ことを意味していると分析されている（森田[1966], 152頁）。

土方[1972a・1972b・1972c]では、**Mahlberg** 学説と **Schmalenbach** 学説との関連が検討され、土方[1985c・1986a]では **Schmalenbach** 学説から **Mahlberg** 学説への影響が分析さ

れている。土方[1972a・1972b・1972c]では、Mahlberg が Schmalenbach の固定在高ないし恒常在高の概念を中和化思考として引き継いでいる点に着目し、果たしてそれが彼にどのように引き継がれ、また、どのように徹底されて彼自身の貸借対照表論が形成されていたのか、という問題意識から、彼の学説が検討されている。そして、「マールベルクの主要な関心は、まさに、貨幣価値変動の影響を抽出することにのみ向けられて」おり（土方[1972c], 318 頁）、「その（中和化思考の一引用者）適用を部分的でなくすべてに行き渡らせることによって、自らの貸借対照表論を特徴づけて」いることが明らかにされている（土方[1972c], 319 頁）。

さらに、土方[1985c・1986a]では、Schmalenbach 学説における固定在高法ないし恒常在高法から、中和化思考が導出され、それによって「便宜的に、期間の間の貨幣価値変動を無視するとして、同一の価格水準、それも、同一の貨幣価値水準を基礎にする収益・費用の期間対応が達成される」ことが明らかにされている（土方[1986a], 21 頁）。

立花[1976]では、Mahlberg が「つぎはぎ細工 Flickwerk と自己の立場を評しながらも、種々の方策をもって、損益計算書に時価を導入することにより実体維持論にも通じる方法を講じて、極力、架空利益を排除することに努めた」点に注目し（立花[1976], 96 頁）、Mahlberg[1925]における「計算例と表示」が検討されている。そして、彼の「実体維持」の立場が「純一実体維持」（Netto-Substanzerhaltung）であることが明らかにされている（立花[1976], 96 頁）。

最後に、菊谷[1978]では、中和化の現代的意義が考察されている。菊谷[1978]によれば、「資産が経営活動に参加し、収益を獲得するための価値犠牲として費用化した部分に対しては、収益との関連において現在時点の再調達価格が評価の基盤とされなければならないが、資産それ自体は、『主観的価値性』と『結合価値性』とが考慮され、単に所在を示すだけの『表象価値』にとどまってもよいわけである」とされ、「資産原価・費用時価をメルクマールとする中和化の論理が活かされなければならない」ことが主張されている（菊谷[1978], 66 頁）。

以上、Mahlberg 学説に関するわが国の先行研究を概観してきた。先行研究から、彼の学説が購買力資本に基づく実質（貨幣）資本維持説であるという点のみならず、「中和化」という成果計算思考の重要性が明らかとなった。それでは、このような成果計算思考は彼の企業観といかなる関係にあるのであろうか。さらに、そこから導かれる経済主体の性格とはいかなる内容のものなのであろうか。そこで、次節ではまず、Mahlberg 学説における

企業観について検討する。

### 3. 経済主体の性格

本節では、Mahlberg の企業観を明らかにするうえで、彼が想定する企業の行動様式について検討し、企業にはいかなる経済活動が求められているのかを明らかにする。

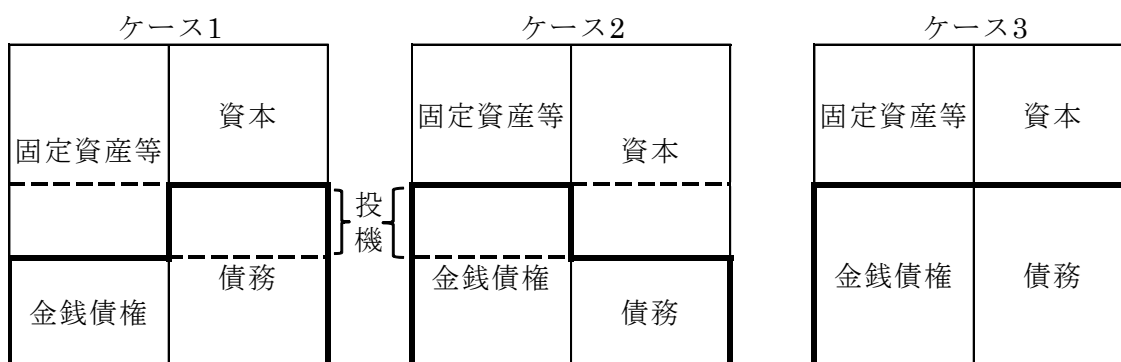
Mahlberg は財やサービスの価格変動には 2 つの可能性があると指摘する。一つは景気の変動に伴う財やサービスの価格の変動であり、いま一つは景気の変動とは無関係に生じる財やサービスの個別価格の変動である (Mahlberg[1925], S.2)。価格変動は一方のみに由来するとは限らないため、インフレーションは確かに財やサービスの価格を上昇させるが、その上昇の程度は一樣でなく、またデフレーションも財やサービスの価格を下落させるが、その下落の程度も一樣ではない。

このような価格変動システムの中で、企業には 2 つの可能性が存在する。一つは、企業が財やサービスの価格変動に積極的に関わっていき、価格変動を利用する投機活動それ自体を企業の目的とすることであり、いま一つはその反対であって、価格変動を利用する投機活動それ自体を企業の目的とはしないことである (Mahlberg[1925], S.2)。つまり、価格が変動する以上、企業は投機の世界に巻き込まれることにはなるが、そこに積極的に関わっていくのか、それとも事業活動を基礎にして消極的に関わっていくのか、という 2 つの可能性が企業に存在すると考えられる。

まず、Mahlberg は企業の行動の可能性として、以下の 3 つの可能性を提示する。1 つめが現金を含む金銭債権の額が債務額を下回るケース (ケース 1)、2 つめが金銭債権の額が債務額を上回るケース (ケース 2)、そして 3 つめが金銭債権の額が債務額に一致するケース (ケース 3) である。それぞれは図表 2-1 のように表すことができる。

図表 2-1





出所：Mahlberg[1925], S.3 を基に筆者作成

インフレーションの場合には、貨幣価値が低下していることからケース 1 が望ましい企業の行動となり、デフレーションの場合には、貨幣価値が上昇していることからケース 2 が望ましい企業の行動となる。それに対し、ケース 3 については、Mahlberg は特に取り扱う必要がないと述べる。というのも、「貨幣価値成果 (Geldwerterfolgen) からの解放 (金銭債権と債務が同額の状態であることを意味する一引用者) は利益をもたらす商売 (Geschäfte) の放棄によって達成される」のであり (Mahlberg[1925], S.4), ケース 3 は決して望ましい状態ではないからである<sup>29</sup>。

上記のように、Mahlberg は企業が投機を行うこと自体を否定しているわけではない。むしろ、利益の獲得という観点からすれば、望ましいものであると考えている。この点は Geldmacher と対比すると対照的であるといえるであろう。このような考え方に立ち、Mahlberg は 1927 年に公表した「経営概念と経営経済学の体系」(Der Betriebsbegriff und das System der Betriebswirtschaftslehre) と題する論稿において、「企業」の意義を説いている。すなわち、「企業は投機を意味する」(Unternehmen bedeutet Spekulieren) ののである (Mahlberg[1927], S.20)。この言葉は彼の企業観を最も明瞭に表しているといえるであろう。

以上から明らかなように、Mahlberg は、企業を「投機経済主体」であると考えているといえる。企業は利益の獲得のみを目的とするものであって、そこでは財やサービスといっ

<sup>29</sup> また、Mahlberg は 1920 年に公表した『簿記の目的』(Der Zweck der Buchhaltung) において、「費消＝給付であるならば、その経営はすでに非経済的である。なぜなら、この経済体は成果がない、つまりいかなる成果も獲得していないからである」と述べている (Mahlberg[1920], S.6)。この記述からも明らかなように、彼は利益を獲得することそれ自体を企業の本質であると捉えている。

た給付の提供が必ずしも求められているわけではない。給付を提供していなくとも、利益を獲得できているのならば、全く問題は生じないのである。

それでは、なぜ **Mahlberg** はこのような企業観にたどり着いたのであろうか。次節では、彼の成果計算における「認識」と「測定」について検討し、彼が上記のような企業観にたどり着いた経緯についても考察する。

## 4. 企業成果計算における認識と測定

前節では、**Mahlberg** の企業観について検討し、企業は「投機経済主体」であると考えられていることが明らかとなった。本節では、このような彼の企業観から導かれる成果計算の「認識」と「測定」について検討し、彼の成果計算が「中和化」を基礎に展開されていることを明らかにする。さらに、そこで提示されている成果が企業主、すなわち株主に帰属する利益であることを指摘し、**Walb** のいう企業利益と同質的であることを明らかにする。

### 4-1 投機の形態と中和化思考

**Mahlberg** は「投機」をその期間の長さに着目して大きく 2 つに分類する。彼によれば、投機の期間には 2 つの極 (**Extreme**) が存在するとされる。彼はまず、第 1 の極に土地を挙げる。というのも、「土地は企業の設立の際に購入され、清算まで、つまり場合によっては百年以上保持される」からである (**Mahlberg**[1925], S.18)。つまり、いわゆる非償却性資産は第 1 の極に属すると考えることができる。それに対し、第 2 の極として、彼は「今日商品を購入して、明日すぐに商品を売却する」ケースを挙げる (**Mahlberg**[1925], S.18)。つまり、商品といった通常即座に販売されるような棚卸資産は第 2 の極に属すると考えることができる。以上から明らかなように、第 1 の極は投機期間の最も長いグループであり、第 2 の極は投機期間の最も短いグループであるといえる。

しかし、第 2 の極として掲げられた商品について、それがすべて投機期間の最も短いグループに該当すると考えるのは早計であろう。というのも、企業には「土地と同様に、企業はそれなしでは営まれ得ない」在庫量が存在しており、それは「価格が上昇するか下落するかを顧慮せず、倉庫に貯蔵しておく」ものと考えられるからである (**Mahlberg**[1925], S.18)。このように企業が保有する土地と全く同じ役割を果たす商品などの在庫量は平均在

庫在高 (durchschnittliche Lagerbetand) あるいは固定在高ないし恒常在高などと呼ばれている (Mahlberg[1925], S.18)。したがって、商品をはじめとする棚卸資産はさらに第 1 の極に属する部分と第 2 の極に属する部分に区別されなければならない。

さらに, Mahlberg は, 投機期間の最も長いグループである第 1 の極と投機期間の最も短いグループである第 2 の極の中間に, 第 3 の可能性を見出している。それは, 設備財の購入と, 耐用年数にわたるこのような費用貯蔵 (Aufwandvorrats) の連続的な売却である (Mahlberg[1925], S.31)。つまり, いわゆる償却性資産は第 3 のグループに含まれると考えることができる。

以上から, Mahlberg のいう「投機」が 3 つに分類されることが明らかとなった。まず, 投機はその期間に従って, 投機期間の最も長いグループと投機期間の最も短いグループの 2 つに分類される。さらに, その中間に第 3 のグループが存在するのである。

次に, これら 3 つの投機の形態と中和化思考の関係性について検討しよう。上記のように, Mahlberg は企業という経済主体の性格を「投機経済主体」と考えていた。それゆえ, そこで求められる成果計算は投機成果 (Spekulationserfolg) の計算となる。投機成果は, 究極的には財貨の売却価格と購入価格との差額として算定される。しかし, 投機成果の算定にあたっては, 期中に常に財貨が売却されるわけではないから, この原則を無条件にそのまま当てはめるわけにはいかないであろう。そこで, 彼が成果計算の計算方法として, いかなる方法を前提としているのかが問題となる。

Mahlberg は成果計算の方法として資本取引を調整したうえで, 期末資本から期首資本を差し引くことで成果を計算する方法こそ正しい成果計算方法であると考えている (Mahlberg[1923], S.10)。それゆえ, そこでは期首時点および期末時点の資本の金額が重要となる。これは言い換えれば, 期首時点および期末時点の資産・負債の評価額が重要であることを意味する。森田[1966]で明らかにされているように, 中和化という成果計算思考は, このような成果計算の方法を前提として展開されているのである。これを踏まえたいうで, 次にそれぞれの投機の形態における投機成果の認識について概観しよう。

まず, 企業の保有する土地や商品などの固定在高ないし恒常在高といった, 投機期間の最も長いグループである第 1 の極に属する財貨は, 価格の変動に関係なく保有されなければならない。それゆえ, 価格変動を顧慮する必要はなく, 投機成果は, 企業の清算時に売却価格と購入価格との差額として計算される (Mahlberg[1925], S.18)。

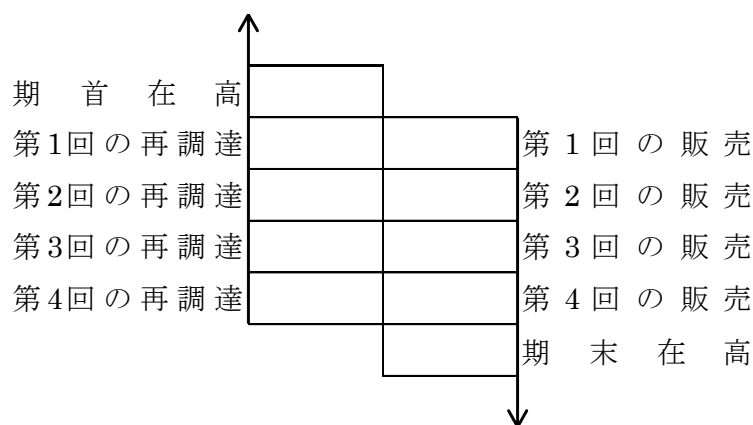
このような第 1 の極に属する財貨の本質は, 「企業の使用する期間にわたって, その価値

で（取得原価ないし期首の貸借対照表価額で一引用者）中和化する」ことにある（Mahlberg[1925], S.19）。すなわち、土地や商品などの固定在高ないし恒常在高に係る時価はその使用期間中には企業と何の関係もないのであり、「時価を顧慮することは単なるフィクションにすぎず、現実でもなく、外界に対する法的な事実もないがゆえに、われわれはそれを（中和化を一引用者）することができる」とされる（Mahlberg[1925], S.19）。

以上の論述から明らかなように、中和化とは「いわば貸借対照表項目が殺菌されるべきこと、すなわち貸借対照表項目が価格変動の活発な世界から隔離されるべきこと」であることが明らかとなる（Mahlberg[1925], S.1）。土地や商品などの固定在高ないし恒常在高部分の購入による投機の実際の成果は、企業の解散のときになって初めて明らかになる。したがって、それまでは投機の成果に関して単なる推測が行われうるにすぎない。それゆえ、Mahlberg は、土地や商品などの期末在高に期首在高と同じ金額を付すことにより、年度成果計算から土地や商品などの固定在高ないし恒常在高についての価格変動の影響を排除するのである。

以上の中和化に関する説明を、Mahlberg は商品の調達と販売の一連の流れを例に挙げ、図解している。上述のように、中和化は基本的に土地や商品などの期末在高に期首在高と同額の金額を付すことにより行われる。商品の固定在高ないし恒常在高に関する中和化に関して、Mahlberg はまず図表 2-2 を示している。

図表 2-2



出所：Mahlberg[1925], S.20

通常、期首在高が第1回の販売に充当され、第1回の再調達が第2回の販売に充当され

るといった関係が想定されるが、商品の期末在高に期首在高と同額の金額を付すならば、  
図表 2-2 は図表 2-3 のように考えることができる。

図表 2-3

第 1 回の再調達		第 1 回の販売
第 2 回の再調達		第 2 回の販売
第 3 回の再調達		第 3 回の販売
第 4 回の再調達		第 4 回の販売

出所：Mahlberg[1925], S.20

図表 2-3 から明らかなように、期末在高に期首在高と同額の金額を付すということは、「まず販売を行い、その後に販売された商品量を調達するかのよう」に考えることを意味する (Mahlberg[1925], S.21)。そして、Mahlberg はここに中和化の意義を見出す。すなわち、期末在高に期首在高と同額の金額を付すということは、「価格が上昇している場合、上昇した価格水準で得られる販売価格に、同じ価格水準に由来するところの購入価格が対置される」ことになり (Mahlberg[1925], S.21)、同一物価水準での収益費用計算を行うことができるのである。

一方、投機期間の最も短いグループである第 2 の極に属する財貨には、商品などの平均在庫量、すなわち固定在高ないし恒常在高を上回る部分が含まれる。平均在庫量を超過して保有される超過在高、すなわち投機在高についての経済的関心は「できるだけ高い価格で、とにかく購入価格よりも不利でない価格で叩き売ること」にあると考えられる (Mahlberg[1925], S.11)。したがって、投機在高は時価評価され、基本的には時価と取得原価の差額が年度成果計算に含まれる。それゆえ、投機在高は期末の時価で貸借対照表に計上され、土地や商品などの固定在高ないし恒常在高と異なり中和化されることはない。

以上から明らかなように、商品などの投機在高に関する実際の投機成果は、日常的に実行することができると考えられる現金化 (Realisation) による収益から明らかになる。もし年度計算においてまだ換金されていない投機のポジションが存在する場合には、そのときまでに生じていると考えられる擬制的な成果が時価評価によって明らかにされるのである。

最後に、第 3 のグループに属する設備財についてであるが、彼は「購入された機械は、それによって獲得された製品の形で当期に顧客に販売、つまり小売り (detailiert) される」と考える (Mahlberg[1925], S.31)。「理論的に考察するならば、販売価格はこの場合、小売りされた機械の購入価格に比しあるときは高く、あるときは低く達成され得るのであり、その結果、設備財購入という投機の成果はしばらくの間は利益に、その後損失に、さらに再び反転し得る」と考えられる (Mahlberg[1925], S.31)。つまり、常に利益あるいは損失が計上され続けるわけではなく、その時その時における製品の販売価格によって投機成果は変動するのである。以上の Mahlberg の説明は、設備財のうち、当期に費消したとされる減価償却費に相当する部分が連続的に顧客に小売りされていると考え、それに係る投機成果を認識しようとするものである。

他方、設備財のうち小売りされていない、つまり費消されていない部分に関しては、「年度計算における設備財がまだ一定の在 high で存在している限り、それは販売されていない (商品などの一引用者) 固定在 high と同様である」とされる (Mahlberg[1925], S.35)。したがって、商品などの固定在 high ないし恒常在 high と同様に、期末に期首と同じ金額を付すことにより中和化される。つまり、設備財の未償却残 high に相当する部分は、期末に期首と同じ金額が付されることになり、それに係る時価評価損益が年度成果計算に反映されないように処理されるのである。

このように、Mahlberg は設備財といった償却性資産を投機期間の最も長いグループと投機期間の最も短いグループの中間に位置する投機であるとし、減価償却された部分に関しては当期に投機成果を認識する一方で、未償却残 high に相当する部分については、期末に期首と同じ金額を付すことにより中和化していくのである。

以上から、Mahlberg 学説における投機の期間に基づく 3 つの投機の形態についての成果認識に関する考え方が明らかとなった。投機の期間が最も長いグループである第 1 の極に属する財貨については、投機成果は企業の清算時において初めて確定するのであるから、これに係る価格変動による損益は年度成果計算に反映されてはならない。このことは第 3 のグループである設備財のうちの未費消残 high についても同様に当てはまる。一方、投機期間の最も短いグループである第 2 の極に属する財貨については、日常的に現金化が可能であるから、これに係る価格変動による損益は年度成果計算に反映されなければならないのである。

中和化とは「貸借対照表上のある項目に関する損益が計算上現れてこないようにする目

のを、貸借対照表的利益計算方式を前提として達成しようとする場合に、その計算構造上必然的に生まれてくる手続き」である（森田[1966], 138 頁）。とするならば、それは同時に中和化されない項目、つまり第 2 の極に属する財貨についての価格変動による損益は、年度成果計算において認識されることを意味する。つまり、中和化とは、貸借対照表上のある項目に関する損益が年度成果計算上現れてこないようにするとともに、中和化されない項目に関する損益を年度成果計算上認識していこうとするものといえよう。

## 4-2 中和化の形態

一般物価水準ないし貨幣価値が変動している場合には、先の中和化に関する会計処理だけでは不十分である。というのも、成果計算に含められるべき貨幣価値項目（貨幣性資産および負債）に係る購買力損益が認識されておらず、また、投機在高に係る時価評価損益には貨幣価値変動による架空損益が含まれてしまっているからである。そこで、Mahlberg は、従来の成果計算における貨幣価値変動損益の取扱いが不適切であったことを主張するにあたって、貸借対照表における資産と負債・純資産（資本）の中和化の形態を図表 2-4 のように整理する。

図表 2-4

	中和化の形態	タイプ		タイプ	中和化の形態
1	実質的中和化	土地, 固定在高	← 対 →	資本	実質的中和化
2	非中和化	投機在高	〃	〃	実質的中和化
3	形式的中和化	現金	〃	〃	実質的中和化
4	実質的中和化	土地, 固定在高	〃	負債	形式的中和化
5	非中和化	投機在高	〃	〃	形式的中和化
6	形式的中和化	現金	〃	〃	形式的中和化

出所：Mahlberg[1925], S.68 より一部修正

図表 2-4 から明らかなように、中和化の形態として、実質的中和化（materiell neutralisiert）、形式的中和化（formell neutralisiert）および非中和化（nicht neutralisiert）の 3 つが考えられている。以下では、図表 2-4 に沿って、資産と負債・純資産（資本）における中和化の形態を検討する。まず、点線で囲まれた 1 の実質的中和化と実質的中和化の組み合わせと、6 の形式的中和化と形式的中和化の組み合わせを見ていく。

1 の実質的中和化と実質的中和化の組み合わせについてであるが、これに属する代表的な例として、Mahlberg は土地や商品などの固定在高ないし恒常在高と資本、つまり資本金といった自己資本の組み合わせを挙げる。この場合、土地や商品などの固定在高ないし恒常在高は、増加や減少がなかったならば、期末においても期首に計上されている貸借対照表価額で評価されることになり、評価損益は生じ得ない。つまり、貨幣価値の変動も全く顧慮されず、貨幣価値の変動に由来する架空損益は成果計算に含まれることはない。自己資本についても同様である。自己資本も、資本取引がなかったならば、期末において期首と同額で計上される。

このように、期末において、貸借対照表のある項目を期首に計上されている貸借対照表価額で評価することで中和化し、貨幣価値の変動を全く顧慮しないケースが「実質的中和化」と呼ばれている。このような実質的中和化同士の組み合わせでは、双方において貨幣価値の変動に由来する架空損益は成果計算に含まれ得ない。それゆえ、成果計算は適正に行われていると考えられる。

次に、6 の形式的中和化と形式的中和化の組み合わせであるが、これに属する代表的な例として、Mahlberg は現金と負債の組み合わせを挙げる。この場合、現金は、増加や減少がなかったならば、期末においても期首に計上されている貸借対照表価額で評価されることになり、一見すると評価損益は生じ得ない。しかし、現金は名目上、期首と同額で期末において計上されているにすぎず、実質的には貨幣価値の変動に由来する購買力損益が生じている。したがって、貨幣価値の変動に由来する現金の購買力損益は成果計算に含まなければならない。負債についても同様である。負債も、増加や減少がなかったならば、期末において期首と同額で計上される。しかし、これは名目上の話にすぎず、実質的には貨幣価値の変動に由来する購買力損益が生じている。

このように、期末において、貸借対照表のある項目が名目上、期首に計上されている貸借対照表価額で評価され中和化されるケースは「形式的中和化」と呼ばれている。このような形式的中和化同士の組み合わせは、それぞれが同じ金額で期末に計上されている場合、同額の貨幣価値変動損益が相反して認識されるため相殺される。結果として、成果計算は適正に行われていることになる。

以上の点線に囲まれた 2 つのケースでは、成果計算はともに適正に行われており、特段の修正は必要とされない。これらのケースは「インフレーションからの貨幣価値保全措置 (Geldwertsicherungsmaßnahmen)」としても知られている (Mahlberg[1925], S.69)。



残りの 2 から 5 の組み合わせは、Mahlberg によれば、従来の成果計算において貨幣価値変動損益の取扱いが不適切であったケースである。そこで、まず 3 の形式的中和化と実質的中和化の組み合わせ、および 4 の実質的中和化と形式的中和化の組み合わせを検討する。

3 の形式的中和化と実質的中和化の組み合わせであるが、これに属する代表的な例として、Mahlberg は上記と同様に、現金と（自己）資本の組み合わせを挙げる。上述のように、現金は名目上、期首と同額で期末において計上されているにすぎず、実質的には貨幣価値の変動に由来する購買力損益が生じている。それゆえ、貨幣価値の変動による現金の購買力損益は成果計算に含まれなければならない。これに対し、自己資本は、資本取引がなかったならば、期末において期首と同額で計上される。つまり、貨幣価値の変動に由来する架空損益が成果計算に含まれることはない。したがって、現金に係る購買力損益のみが成果計算に反映されるように修正される必要がある。

4 の実質的中和化と形式的中和化の組み合わせであるが、これに属する代表的な例として、Mahlberg は上記と同様に、土地や商品などの固定在高ないし恒常在高と負債の組み合わせを挙げる。上述のように、土地や商品などの固定在高ないし恒常在高は、増加や減少がなかったならば、期末においても期首に計上されている貸借対照表価額で評価されることになり、評価損益は生じ得ない。つまり、貨幣価値の変動も全く顧慮されず、貨幣価値の変動に由来する架空損益が成果計算に含まれることはない。これに対し、負債は、増加や減少がなかったならば、期末において期首と同額で計上される。しかし、これは名目上の話にすぎず、実質的には貨幣価値の変動に由来する購買力損益が生じている。したがって、負債に係る購買力損益が成果計算に反映されるように修正される必要がある。

以上の 2 つのケースでは、ともに形式的中和化に該当する現金および負債に係る貨幣価値変動損益が認識されていないことに問題があった。それゆえ、Mahlberg は従来の成果計算が不適切であったと主張しているのである。

最後に、2 の非中和化と実質的中和化の組み合わせ、および 5 の非中和化と形式的中和化の組み合わせを検討する。両者に共通する「非中和化」に属する代表的な例として、Mahlberg は商品などの投機在高を挙げる。

投機在高である商品などの個別物価のみが上昇したのであれば、時価と取得原価の差額は投機成果と考えると問題はないが、個別物価のみならず一般物価も上昇しているような場合には、一般物価の上昇に係る部分を投機成果とみることはできない。つまり、一般物価の上昇の程度以上に棚卸資産の個別物価が上昇した場合に初めて投機利益が生じていると

考えられる。したがって、投機在高である商品などの取得原価と比較されるべきは、単なる期末における時価ではなく、一般物価の変動が顧慮された期末における時価となる。

一般物価が下落している場合も同様であって、一般物価の下落の程度以上に商品などの個別物価が下落した場合に初めて投機損失が生じていると考えられる。さらに、一般物価の変動と商品などの個別物価の変動が相反する動きであった場合には、一般物価の変動に由来する架空損益と個別物価の変動に由来する投機成果は、明確に区分されて計算されなければならない。このように、投機在高に係る投機成果の認識にあたっては、貨幣価値の変動に由来する架空損益が成果計算に含まれないように処理される必要がある。

以上、Mahlberg の提示した貸借対照表における資産と負債・純資産（資本）の貨幣価値対応関係を基に、従来の成果計算において貨幣価値変動損益の取扱いが不適切であったことを確認してきた。貨幣価値変動損益の取扱いが不適切であったと主張される点は、次の 2 点に集約することができよう。

1. 真の損益と考えられる、現金を含む金銭債権や金銭債務から構成される貨幣価値項目に係る貨幣価値変動損益が成果計算に含まれていなかったこと
2. 架空損益と考えられる、投機在高に係る貨幣価値変動損益が成果計算に含まれてしまっていたこと

上記の 2 点の成果計算の不備を是正すべく、Mahlberg は成果計算を次のように修正する。まず、1 つめの貨幣価値項目に係る貨幣価値変動損益の認識についてであるが、彼は期末におけるそれぞれの貨幣価値項目を期首の一般物価指数に換算することはせずに、貨幣価値項目の貸借差額を計算して、その差額について期首の一般物価指数を基に換算し、貨幣価値変動損益を認識する。貨幣価値変動利益が生じた場合には、次のように仕訳が行われる。

(借) 景 気 調 整	XXX	(貸) 損 益	XXX
		(貨幣価値変動利益)	

また、貨幣価値変動損失が生じた場合には、次のように仕訳が行われる。

(借) 損 益	XXX	(貸) 景 気 調 整	XXX
(貨幣価値変動損失)			

このような仕訳が行われることによって、貨幣価値項目に生じた貨幣価値変動損益が成果計算に反映される。この「景気調整勘定」(Konjunkturausgleichskonto)の性格について、Mahlbergは「消極の(passives)勘定として数値に従って資本の価値を引き上げ、積極の(aktives)の勘定として資本の価値を引き下げる」ものとし、「追加的な資本の構成要素」と述べている(Mahlberg[1925], S.75)。

2 つめの投機在高に係る投機成果から貨幣価値変動損益を除去するにあたって、Mahlbergは単に期末における時価を用いるのではなく、投機在高である商品などの時価を期首の一般物価指数を基に換算したうえで、その金額を貸借対照表価額とし、それと取得原価の差額を投機成果として認識する。このように投機在高に係る投機成果が計算されることによって、成果計算から架空損益である貨幣価値変動損益が除去され、適正な成果計算を行うことができると考えられているのである。

### 4-3 具体的数値例

Mahlberg 学説における中和化という成果計算思考についての理解を容易にするために、簡単な数値例を用いて、これまで検討してきた中和化の具体的内容を示そう。

#### 1. 期首の貸借対照表項目

貨幣性資産：100,000

投機在高：50,000

(投機目的で、@1,000の棚卸資産が50個保有されている)

償却性資産：250,000

固定在高<sup>30</sup>：100,000

(平均在庫在高として、@1,000の棚卸資産が100個保有されている)

非償却性資産：500,000

負債：300,000

資本：700,000

---

<sup>30</sup> 固定在高については、非償却性資産と同様の性質をもつことから、非償却性資産に類するものとして表示している。

図表 2-5

期首貸借対照表

貨幣性資産	100,000	負債	300,000
投機在高	50,000	資本	700,000
償却性資産	250,000		
固定在高	100,000		
非償却性資産	500,000		
	<u>1,000,000</u>		<u>1,000,000</u>

2. 当期に考慮されるべき事項

- ・期首における一般物価水準は100%であったが、当期において120%に上昇した
- ・棚卸資産の数量に増減はなく、期末の時価は@1,300であった
- ・償却性資産は前期末に取得され、当期から使用する。減価償却方法は、耐用年数10年、残存価額ゼロの定額法とする
- ・貨幣価値変動損益の認識の際、小数点以下は四捨五入する

図表 2-6

期末貸借対照表

貨幣性資産	150,000	負債	300,000
投機在高	54,167	資本	700,000
償却性資産	250,000	景気調整	△20,000
減価償却累計額	△25,000	利益	49,167
固定在高	100,000		
非償却性資産	500,000		
	<u>1,029,167</u>		<u>1,029,167</u>

期首貸借対照表と期末貸借対照表の各項目の増減額は図表 2-7 の通りである。図表 2-7 では、貸借対照表項目の増減とともに、景気調整勘定の内訳を括弧で示している。

図表 2-7

	期首	増減	景気調整	期末
貨幣性資産	100,000	50,000	(△25,000)	150,000
投機在高	50,000	4,167	(—)	54,167
償却性資産	250,000	△25,000	(△5,000)	225,000
固定在高	100,000	—	(—)	100,000
非償却性資産	500,000	—	(—)	500,000
借方合計	1,000,000	29,167	(△30,000)	1,029,167
負債	300,000	—	(△50,000)	300,000
資本	700,000	—	(—)	700,000
景気調整	—	△20,000	(—)	△20,000
利益	—	49,167	(20,000)	49,167
貸方合計	1,000,000	29,167	(△30,000)	1,029,167

Mahlberg の示す方法によれば、貨幣価値の修正の際には、基本的にいわゆる遡及法が用いられており、期末時点の貨幣価値で表されている項目は、期首の貨幣価値により換算し直され、貨幣価値変動損益の認識あるいは除去が行われる。図表 2-7 を基に、以下では、順番に投機成果の内訳を確認していこう。

本数値例では、まず、貨幣性資産の名目上の増加額として 50,000 が投機成果として計上される。次に、期末の貨幣性資産 150,000 および負債 300,000 の純額から貨幣価値変動利益、すなわち購買力利益 25,000 が投機成果として認識されることになるが、両者を相殺せず総額で算定するならば、それぞれ購買力損失 25,000 および購買力利益 50,000 となる。これらの数値は、120%の一般物価水準に基づき名目額で計上されている貨幣性資産の期末貸借対照表価額 150,000 および負債の期末貸借対照表価額 300,000 の純額を遡及法に基づいて 100%の一般物価水準に割り戻した数値から、貨幣性資産の期末貸借対照表価額および負債の期末貸借対照表価額の名目額上の純額を差し引いて計算される。

投機在高については、まず、期末時点に名目額では 65,000 が計上されることになる。しかし、この数値は 120%の一般物価水準により計算された数値であるため、遡及法に基づいて架空利益を除去する必要があることから、名目額上の金額 65,000 を 100%の一般物価水準に割り戻さなければならない。したがって、100%の一般物価水準に割り戻した数値 54,167 が期末貸借対照表に計上されることになる。それゆえ、投機在高に係る投機成果は 4,167 となる。

償却性資産に関しては注意を要する。というのも、未償却残高については、土地や商品

などの固定在高ないし恒常在高と同様に中和化されるため、特段の処理を必要としないが、減価償却費については、Mahlberg は当期の一般物価水準で換算し直すことを要求するのである。したがって、本数値例においても、減価償却費 25,000 が、一般物価水準 120%で換算し直され、減価償却費 30,000 として計上される。ただし、減価償却累計額には期首時点の一般物価水準に基づく部分である 25,000 のみ計上され、貨幣価値変動に由来する部分である 5,000 については景気調整勘定に計上される。

以上から、投機成果は貨幣性資産の増加額である 50,000 に貨幣性資産・負債に係る購買力利益 25,000 および投機在高に係る時価評価益 4,167 の合計から減価償却費 30,000 を差し引いた 49,167 として算定される。一方、景気調整課勘定の内訳については、貨幣価値項目である期末の貨幣性資産 150,000 および負債 300,000 の純額から 25,000（借方）が認識されることになるが、両者を相殺せず総額で算定するならば、それぞれ 25,000（貸方）および 50,000（借方）が認識される。さらに、償却性資産に係る減価償却から 5,000（貸方）認識される。したがって、景気調整勘定は 20,000（借方）として算定されることになる。

上記のように、彼が減価償却費について現在の価格水準で換算し直すことを要求するのは、商品などの固定在高ないし恒常在高における中和化と同様に、同一物価水準での収益費用計算を求めているからにはほかならない。商品などの棚卸資産に中和化を適用した場合には、当期仕入高がそのまま当期の収益に対応することになり、同一物価水準での収益費用計算が達成されることになる。それに対し、設備財などの償却性資産の場合には、減価償却費に相当する部分が当期に小売りされるわけであるから、棚卸資産のように単に未償却残高について中和化を適用したとしても、減価償却費は現在の価格水準で測定されるわけではない。それゆえ、減価償却費については、別途、現在の価格水準に換算し直す必要があるのである。

#### 4-4 企業成果計算における認識と測定

以上の考察から、Mahlberg の成果計算論が「中和化」を基礎として展開されていることが明らかとなった。以下では、これまでの論述をふまえて、Mahlberg 学説における成果計算の「認識」と「測定」を明らかにするが、彼は体系的に収益および費用の認識・測定基準に関して述べているわけではない。したがって、ここでは彼の中和化の考え方に依拠して、収益および費用の認識・測定基準について考察する。

まず、収益の認識・測定基準について、Mahlberg はいわゆる実現主義に拘らない。すな

わち、投機在高についての投機成果の認識に端的に表れているように、日常的に現金化が可能な財貨であるならば、貨幣価値の変動に伴う損益は除かれるものの、価格変動による時価評価損益を積極的に認識していく。これは「非中和化」と呼ばれていた。さらに、貨幣価値項目についての購買力損益の認識から明らかなように、彼は購買力損益を投機成果と考えている。つまり、一般物価水準ないし貨幣価値の変動を利用して、貨幣価値項目から購買力損益を積極的に認識していく。これは「形式的中和化」と呼ばれていた。

このように、Mahlberg は収益の認識において必ずしも実現主義に基づくのではなく、非中和化および形式的中和化を行うものについては、未実現利益を積極的に認識していく点に特徴がある。言い換えれば、未実現利益が排除されるのは、「実質的中和化」に該当するもののみといえる。このような未実現利益の測定の場合には、時価、それも売却時価が測定基準になることは明らかであろう。

一方、費用の認識・測定基準に関してはいかなるものなのであろうか。Mahlberg は期末資本と期首資本の比較という成果計算方法に基づき、購買力資本の維持、すなわち実質貨幣資本の維持を求めていた。したがって、費用も購買力資本に基づき測定されることになる。貨幣価値の変動がなかったならば、単に購入価格ないし取得原価と売却価格との差額が投機成果となるが、一般物価水準が変動している、すなわち貨幣価値が変動しているときには、単なる購入価格ないし取得原価を用いてしまえば、投機成果に架空損益が含まれてしまう。それゆえ、彼は投機成果に架空損益が含まれないよう、いわゆる遡及法に基づいて期末時点の貨幣価値を期首時点の貨幣価値に換算し直したうえで、投機成果を計算していたのである。

以上のような認識・測定基準に基づいて計算される Mahlberg 学説における投機成果は、果たして誰のための利益なのであろうか。この点が最も明瞭に表れているのは、負債に係る購買力損益の認識であろう。彼は、負債を資産に対するマイナス項目、より正確には貨幣性資産に対するマイナス項目であると考えている (Mahlberg[1925], S.3)。これは、彼が貨幣価値項目として貨幣性資産と負債を一括りにして、その差額から購買力損益を認識しようとしていることから明らかであろう。つまり、負債は「維持すべき資本」とは考えられていない。彼のいう購買力資本には、自己資本のみが含まれるのである。

したがって、Mahlberg は実質総資本の維持ではなく、実質自己資本の維持を考えていることが明らかとなる。それゆえ、負債に係る購買力損益も投機成果として認識されていたのである。すなわち、負債に係る購買力損益も「分配可能な真の」(ausschüttbaren echten)

投機利益であるといえよう (Mahlberg[1925], S.15)。

以上のように考えるならば, Mahlberg が計算する投機成果は企業主, すなわち株主に帰属する利益を意味していることは明らかであろう。株主にとっては, 負債に係る購買力損益も分配可能な利益と考えられるのは当然である。ここでの「分配可能」とは, 株主に対して「分配可能かどうか」が問題とされているのである<sup>31</sup>。

#### 4-5 企業利益としての投機成果

上述のように, Mahlberg は企業成果ないし企業利益という用語を必ずしも使用してはならず, 企業利益という用語は Walb が使用したものである。Walb は, 1926 年に公表された大著『私的経営および公的経営の成果計算』(*Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*) において, 貨幣的利益である企業利益の基本的な特徴として「資本利子」(Kapitalrente) を掲げている (Walb[1926a], S.350)。さらに, 同年に公表された論稿「企業利益と経営利益」(Unternehmungsgewinn und Betriebsgewinn) においても, 企業利益の本質を資本利子と捉えたいうえで, 資本利子は「経済有機体である企業によって産み出され, 一人あるいは複数の企業主に最終的に流入するもの」であると考えられている (Walb[1926b], S.546)。すなわち, 企業利益とは「企業主の投下した資本に対する利子」としての性格を有しているのである。

Walb もまた企業利益の計算において, Mahlberg と同様に, 投機在高に係る時価評価損益も成果計算に含めることを主張している (Walb[1926b], S.547)。また, 貨幣価値が変動している場合には, 購買力資本に基づく成果計算を提唱している (Walb[1926b], S.549)。Mahlberg ほど明確に述べられているわけではないため詳細は明らかではないが, 企業利益の本質が資本利子, すなわち企業主の投下した資本に対する利子である以上, 負債に係る購買力損益は企業利益に含められるはずであろう。このように, Walb と Mahlberg はともに企業主である株主に帰属する利益を意味する資本利子としての企業利益を計算しているのである。

以上から明らかなように, Walb のいう企業利益と Mahlberg の投機成果はともに「資本利子」として特徴づけることができよう。Walb のいう企業利益をより明示的に主張したの

---

<sup>31</sup> Hax は, 成果は実現したときに初めて計算されるのか, それともそれより以前に計算されるのかという問題は, 企業主の観点に立った利益概念とは基本的に関係のないものであると述べている (Hax[1926], S.108)。



が **Mahlberg** であるといえ、彼の成果概念は **Walb** の企業利益と同質的であると考えられるのである。

## 5. 企業成果の性質

前節において、**Mahlberg** 学説における成果計算の全体像を考察してきた。彼の成果計算は、「中和化」を基礎に展開されていたと考えられ、その本質は企業主である株主に帰属する利益を意味する「資本利子」であったといえることができる。したがって、**Mahlberg** の投機成果は **Walb** のいう企業利益と同質的であると考えられたのである。本節では、前節までの考察を踏まえ、企業成果の性質について検討する。

上述のように、**Mahlberg** の成果計算は「中和化」を基礎に展開されていた。そこでは「実質的中和化」に該当するものについては価格変動による損益は一切認識されない。しかし、「非中和化」に該当するものについては、貨幣価値の変動に伴う損益は除かれるものの、投機在高位に係る価格変動による時価評価損益が投機成果として認識される。同様に、「形式的中和化」に該当するものについても、貨幣価値項目に係る一般物価水準ないし貨幣価値の変動による購買力損益が投機成果として認識される。

このような中和化思考の背後には、投機成果が資本利子であるという認識が存在していた。すなわち、負債に係る購買力損益の認識から明らかなように、**Mahlberg** は企業主、すなわち株主に帰属する利益を計算しようとしていたのである。同様に、**Walb** のいう企業利益の本質が資本利子であることから明らかなように、彼もまた企業主である株主に帰属する利益を計算しようとしていた。

それでは、企業主である株主に帰属する利益である投機成果ないし企業利益の性質とはいかなるものなのであろうか。**Mahlberg** は自身が計算する成果に「収益性」という性質を認めている。彼は、減価償却の問題を取り扱う際に、①取戻し償却<sup>32</sup> (*nachholende Abschreibung*)、②時価に基づく減価償却、そして③取得原価に基づく減価償却を取り上げ、最終的に③取得原価に基づく減価償却を採用する。というのも、個々の設備財の場合、

---

<sup>32</sup> 取戻し償却とは「その時までの減価償却引当金累計額（減価償却累計額—引用者）に当期の償却額と未償却残高を加えた合計額がその時の当該固定資産と同種のものの価格に一致するよう評価する方法」である（内山[1962]、41頁）。

以前に安くあるいは高く購入されたことによる毎年の利益数値への影響が生じるが、「年度計算の目的は、この影響を測定すること」にあるからである (Mahlberg[1925], S.48)。すなわち、彼によれば、「設備財は投機の対象であることを、われわれは忘れてはならない」のであり (Mahlberg[1925], S.48)、そもそも成果計算はこのような購買活動の巧拙を測定すること、すなわち投機利益の計算こそ成果計算の本来の目的であるとされる。まさに「年度計算の目的は収益性の測定なのである」(Hax[1926], S.35)。

また、Walb も同じく企業利益の本質が資本利子であることを述べたうえで、資本利子に関して次のように述べている。すなわち、「多くの前提が課されようとも、資本利子が新たに投下されるべき資本に対する収益性の道標と見なされるべきことを忘れてはならない。収益性がどのように示されているかがここでは非常に重要なのである」と (Walb[1926b], S.551)。彼もまた、Mahlberg と同様に、企業利益の計算の目的を収益性の測定に求めていると言えよう。

以上から明らかなように、Mahlberg および Walb は計算する利益の名称こそ異なるが、ともに企業主である株主に帰属する利益である「資本利子」を計算していると考えられ、その性質は「収益性の測定」に求められるのである。

## 6. おわりに

本章では、Mahlberg[1925]を中心として、彼の成果計算に関して検討し、企業成果概念ないし企業成果計算の具体的内容を検討してきた。彼は企業成果ないし企業利益という用語を必ずしも使用してはおらず、企業利益という用語は Walb が使用したものである。しかし、Mahlberg の成果概念もまた、Walb のいう企業利益と同質的であると考えられ、Walb のそれよりも明瞭な形で展開されていると考えることができた。そこで、本章では Mahlberg 学説を検討することで、企業成果概念ないし企業成果計算の具体的内容を明らかにすることを試みたのである。

Mahlberg は貨幣的思考に基づき、購買力資本を維持するために実質貨幣に基づく成果計算を提唱するのみならず、「中和化」という成果計算思考を明示的に打ち出したとして広く知られている。そこで、本章では特に中和化に焦点を絞り、その会計処理を検討してきた。

企業を「投機経済主体」と考える Mahlberg は、投機の期間に基づき投機を 3 つに分類

する。投機の期間が最も長いグループである第 1 の極には、土地や商品などの固定在高な  
いし恒常在高が含まれていた。また、投機の期間が最も短いグループである第 2 の極には、  
商品などの投機在高が含まれていた。そして、その中間の第 3 のグループに設備財が含ま  
れていた。

投機の期間が最も長いグループである第 1 の極に属する財貨については、投機成果は企  
業の清算時において初めて確定するのであるから、投機成果の計算にあたって、これに係  
る価格変動による損益は年度成果計算に反映されないように処理されていた。つまり、期  
末在高に期首在高と同じ金額を付すことにより、年度計算から価格変動の影響を排除して  
いたのである。このような会計処理は第 3 のグループに属する設備財のうちの未費消残高  
についても同様であった。一方、投機期間の最も短いグループである第 2 の極に属する財  
貨については、日常的に現金化が可能であるから、これに係る価格変動による損益を年度  
成果計算に反映させていた。つまり、時価評価することにより価格変動による損益を年度  
成果計算に含めていたのである。

しかし、一般物価水準ないし貨幣価値が変動している場合には、上記の会計処理だけ  
は不十分であった。というのも、成果計算に含められるべき貨幣価値項目に係る購買力損  
益が認識されておらず、また、投機在高に係る時価評価損益には貨幣価値変動による架空  
損益が含まれてしまっていたからである。そこで、彼は中和化を「実質的中和化」、  
「形式的中和化」、そして「非中和化」に細分化したのである。

負債に係る購買力損益の認識に端的に表れているように、Mahlberg が企業主、すなわち  
株主に帰属する利益を計算していることは明らかであろう。一方で、Walb のいう企業利益  
も、その本質が「資本利子」であることから明らかのように、企業主、すなわち株主に帰  
属する利益を計算するものであった。したがって、Mahlberg の投機成果と Walb の企業利  
益はともに、企業主である株主に帰属する利益を意味する資本利子である点で、同質的  
であると考えられたのである。

それでは、投機成果ないし企業利益の性質とはいかなるものであるのかというと、  
Mahlberg および Walb とともにそれを「収益性の測定」に求めていた。Mahlberg 学説から  
明らかのように、企業を投機経済主体と考える場合には、企業は利益の獲得を目的とする  
ものであって、そこでは財やサービスといった給付の提供が必ずしも求められているわけ  
ではない。給付を提供していなくとも、利益を獲得できているのならば、全く問題は生じ  
ないと考えられるのである。

Mahlberg は、Schmalenbach を嚆矢とするケルン学派において、Walb および Geldmacher とともに Schmalenbach の指導を受け、購買力資本に基づく実質資本維持説を提唱するとともに、中和化という成果計算思考を全面的に打ち出した。前章で検討した Geldmacher も同時期に成果計算論に関する研究成果を公表しているが、Mahlberg は Geldmacher とは全く異なる企業観に基づく成果計算論を展開している。

すなわち、Mahlberg は企業の原点を利益の獲得、より正確には貨幣の獲得であると考え、企業を投機経済主体と考える成果計算論を展開したのである。このような企業観は今日の企業会計にもそのまま当てはまるといえよう。私経済的な思考を排除する傾向にあった戦間期のドイツにおいて、このような思考を明確に打ち出している点は、高く評価されるべきではないだろうか。

## 第3章 財政成果概念

### —Johns[1938]を中心として—

#### 1. はじめに

本章では、Johns が 1938 年に公表した「地方自治体の包括計算」を中心に、そこで提示されている財政成果概念ないし補償成果 (Deckungserfolg) 概念について検討する。

Johns の財政的貸借対照表論は、わが国では Walb や Kosiol (Kosiol, Erich) らの学説とともに、企業会計の観点からドイツ会計学における収支学説の一つとして検討されてきた。しかし、今日、公会計研究の重要性が認識されるのに相俟って、わが国では彼の学説を公会計の観点から取り上げるものが多くなっている。以下で詳しく述べるように、彼は経済主体として地方自治体 (Gemeinde)、すなわち「政府」を前提としていることから、本論文においても Johns 学説を公会計の学説として位置づけている。

第 2 節では、まず、Johns 学説について検討している先行研究を概観する。そして、先行研究において、彼の学説は、従来、企業会計の観点から検討されてきたことを示すとともに、今日では公会計の観点から検討されていることを明らかにする。また、彼の財政成果計算における「補償計算」(Deckungsrechnung) という成果計算思考の重要性を指摘する。

第 3 節では、Johns 学説が前提とする経済主体の性格について検討する。そして、彼の学説において前提とされている経済主体の性格が「消費経済主体」として特徴づけられることを明らかにする。

第 4 節では、Johns の提示する財政成果計算における「認識」と「測定」について検討する。そして、財政成果計算が補償計算という考えを基礎として展開されていることを示し、「自己資金」の流出と流入による補償確認計算であることを明らかにする。

第 5 節では、第 4 節の検討を踏まえたうえで、Johns の提示する財政成果の性質について検討する。そして、財政成果が「予算の均衡度」(Ausgeglichenheit des Haushalts) の測定に資することを明らかにする。

## 2. 先行研究の概観

上述のように、Johns 学説は従来、企業会計の観点から検討されてきた。しかし、今日、彼の学説は公会計の観点から検討されている。

まず、企業会計の観点から彼の学説を検討している先行研究として、武田[1962]、瓶子[1980]および瓶子[1989]、齋藤[1990b]が挙げられる。

武田[1962]では、Johns 学説がドイツ会計学における収支学説の一つとして位置づけられており、彼の提唱する財政成果計算書、財政貸借対照表および収支概念について述べられた後、Walb 学説および Kosiol 学説との学説的関連性が検討されている。武田[1962]においては、財政貸借対照表は「補償過程の表示」(Ausweis des Deckungsprozesses) を目的としていることが明らかにされ、その本質が運動貸借対照表<sup>33</sup>であることが指摘されている。そして、彼の学説と関連が深いとされてきた Walb 学説は、結果的には異なる理論を展開するのに対し、思想的に関連の薄いとされてきた Kosiol 学説が同一の方向へと理論を展開していることが明らかにされている。

瓶子[1980]および瓶子[1989]においても、運動貸借対照表という観点から、Bauer 学説、Johns 学説および Walb 学説の学説的関連性が検討されている。そして、武田[1962]と同様に、財政貸借対照表は補償過程の表示を目的としながらも、さらに「流動性 (Liquidität) の表示」をも志向していることが強調されている。

齋藤[1990b]においても、上記の先行研究と同様に、運動貸借対照表という観点から、特に Walb 学説に対する Johns 学説の影響が検討されている。そして、財政貸借対照表の本質が補償過程の表示および流動性の表示であることに加え、特定の収入と特定の支出を結び付けたところの連関 (Koppelung) を表示すること、つまり「資金区分志向」にあることが指摘されている。

一方、公会計の観点から Johns 学説を検討している先行研究として、戸田[1988]および

---

<sup>33</sup> 武田[1962]によれば、Bauer (Bauer, Walter) の提唱した運動貸借対照表では「積極の減少、消極の増加および利益を資金の源泉として貸方に表示し、積極の増加および消極の減少を資金の用途として借方に表示する。かかる財産構成変化が企業の金融経済的過程を表すものであることと併せて、それが 1 つの利益決定機能をもつ」ことが指摘されている (武田[1962], 309 頁)。

戸田[2006]<sup>34</sup>、齋藤[2002]、亀井[2004]および亀井[2013]が挙げられる。

戸田[1988]および戸田[2006]はカメラル簿記 (Kameralistik) という観点から、Johns 学説が検討されている。そして、戸田[1988]では、彼の収支的会計理論がカメラル簿記の思考によって影響を受けていることは疑うべくもないとしながらも、「予定額－実際額＝残余額」というカメラル簿記固有の計算原理との関連性は存在しないということが明らかにされている。

齋藤[2002]では、今日における地方自治体の財務情報の開示を論じるにあたって、Johns 学説が取り上げられている。そして、彼の学説を基礎にして、地方自治体では貸借対照表等式に基づいて資金の補償過程が明らかにされること、また、地方自治体の会計においては、減価償却という手続きは全体の計算構造の中に位置づけられるのではなく、独立したコスト計算として行われることが望ましいと述べられている。

最後に、亀井[2004]および亀井[2013]についてであるが、亀井[2004]においては、Johns 学説は「収支学説における企業会計論と公会計論との分岐点」とであると位置づけられ、資金論を基礎にする公会計論としての理論的基礎を提供するものであることが明らかにされている。また、亀井[2013]においては、Johns とともに公会計における収支学説として Friedel (Friedel, Robert) の学説が取り上げられ、両学説における計算構造が比較検討されている。さらに、この両学説と Schmalenbach を嚆矢とするドイツにおける近代会計理論が、「収支概念」を媒介として相互に発展してきたことが指摘されている。

以上から明らかなように、従来わが国では、Johns 学説は企業会計の観点から検討されてきたが、近年では公会計の観点から検討されている。さらに、先行研究から、「補償計算」という成果計算思考の重要性が明らかとなった。それでは、このような成果計算思考は「政府」という経済主体の性格といかなる関係にあるのであろうか。次節では、彼の学説が前提とする政府という経済主体の性格について検討する。

### 3. 経済主体の性格

第 1 章の Geldmacher 学説および第 2 章の Mahlberg 学説においては、それぞれ異なる企業観に基づき、成果計算論が展開されていた。Geldmacher 学説においては、経済主体が

---

<sup>34</sup> なお、この他に Johns[1938]の内容を紹介したものとして、戸田[2008]が挙げられる。

「生産経済主体」と特徴づけられていたのに対し、Mahlberg 学説においては、経済主体が「投機経済主体」と特徴づけられていた。

しかし、Geldmacher 学説およびMahlberg 学説では、経済主体として「企業」が前提とされていたのに対し、Johns 学説では経済主体として地方自治体、すなわち「政府」が前提とされている。彼は政府を、企業と異なる独自の活動を行う経済主体であると考えている。

それでは、Johns 学説において前提とされている経済主体の性格とは、いかなる内容のものなのであろうか。彼が1943年に公表した「財政における正確な計算」(Richitiges Rechnen in der Finanzwirtschaft) という論稿の中に、それを考察するうえで重要となる手がかりを見出すことができる。

Johns は上記の論稿において、「公的な経済成果とその測定」を論じるにあたり、まず、家長(Hausvater)が何を経済態様とみなし、その認識に基づいてどのように行動するのか、について考察を行っている (Johns[1943], S.598-603)。Johns によれば、「家長の生計維持 (Lebenshaltung) に対する支出は、彼が仕事において販売する『給付の生産に対する原価』と同じものではない」とされる (Johns[1943], S.599)。すなわち、「彼の給付の『生産原価』 (Produktionskosten) と、消費された労働力の再生産のために彼が必要とする対価は、彼の経済計算の対象ではない。彼の支出はむしろ、彼の所得が許容するところの『生計維持の流出』であって、所得の大きさは他の原則を基礎としている。生計の義務 (Auskommenmüssen) は彼にできるだけ合理的な配分を強いる」のである (Johns[1943], S.599)。

さらに、Johns は次のように述べている。すなわち、「『模範的な家長』 (Musterhaushaltsvorstand) は、ドイツ地方自治体規則 (Deutschen Gemeindeordnung) に従った『模範的な市町村長』 (Musterbürgermeister) と全く異なることなく (資金一引用者) 計画を立てる (disponieren) であろう」と (Johns[1943], S.599)。

以上の Johns の記述から明らかなように、彼は地方自治体、すなわち政府という経済主体の出発点を家長、すなわち「家計」に求めている。ここでは、家計がある一定の所得を前提として、その中で生計維持のために支出を行う経済主体であると考えられている。このような位置づけは家計を「消費経済主体」と特徴づけるものといえるであろう。したがって、地方自治体をはじめとする政府も同様に消費経済主体と特徴づけられることが明らかとなる。

消費経済主体と特徴づけられる政府は、Geldmacher 学説において示されていたように、



他者の収入に依存した「従属的な」性格を有していると考えることができる。ここでいう他者の収入とは、租税収入などに代表されるものである。消費経済主体として特徴づけられる政府は、行政サービスを提供することにより自身の手で収入を得ているとは考えられていないのである<sup>35</sup>。

本節では、Johns 学説において前提とされる「政府」という経済主体の性格について考察してきた。彼は「家計」と同様に政府を「消費経済主体」であると考えていることが明らかとなった。それでは、消費経済主体と特徴づけられる政府の成果計算はどのように行われるのであろうか。次節では、彼の財政成果計算における「認識」と「測定」について考察する。

## 4. 財政成果計算における認識と測定

第1章の Geldmacher 学説および第2章の Mahlberg 学説では、「補填検査」および「中和化」という成果計算思考が中心的な役割を担っていた。一方、Johns 学説では、先行研究においてすでに指摘されているように、「補償計算」という成果計算思考が中心的な役割を担っている。以下では、その内容を明らかにするにあたって、まず、収支概念に関する彼の見解を明らかにする。次に、彼の財政成果計算の基礎となっている補償計算について検討し、財政成果計算における「認識」と「測定」の論理を明らかにする。

### 4-1 収支の分類

Johns は計算事象を貨幣特性 (Geldcharakter) と成果特性 (Erfolgscharakter) という2つの分類基準によって二面的に把握している (Johns[1938], S.148)。計算事象は貨幣特性によって貨幣事象 (Geldfälle) と非貨幣事象 (Nichtgeldfälle) に分類され、成果特性によって成果作用的事象 (erfolgswirksamen Fälle) と成果非作用的事象

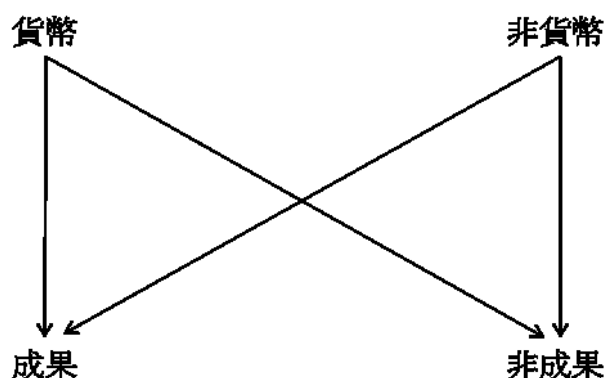
---

<sup>35</sup> Johns と同様に、政府を家計と同様に「消費経済 (主体—引用者)」であると位置づけている西川[1978]によれば、「国や地方自治体等の公共機関の本来的経済活動は、住民の生活を公共的に保障ないし向上せしめるための広義行政ならびに財政活動にほかならない」とされる (西川[1978], 4 頁)。そして、政府自身が仮に何らかの生産活動を行っていたとしても、事業給付の対価を取得しないかぎり、「財務会計上その事業収支は、本質的には個人生活を支える一般家計の延長とみられる消費経済会計と解される」と述べられている (西川[1978], 5 頁)。

(erfolgsunwirksamen Fälle) に分類される (Johns[1938], S.148-149)。

また、計算事象によって生じる収支は、貨幣特性によって貨幣収支または非貨幣収支 (Geld- oder Nichtgeld-Einnahmen oder -Ausgaben) に分類され、成果特性によって成果作用的収支または成果非作用的収支 (erfolgswirksame oder erfolgsunwirksame Einnahmen/Ausgaben) に分類される (Johns[1938], S.148)。この関係を示すと、図表 3-1 のようになる。

図表 3-1



出所 : Johns[1938], S.148

前者の貨幣特性による分類において、貨幣事象は貨幣在高<sup>36</sup>を増減させる事象であり、非貨幣事象は貨幣在高に作用しない事象である (Johns[1938], S.148)。しかし、非貨幣事象は、貨幣取引を擬制することによって、2つの貨幣事象に分解される (Johns[1938], S.150)。例えば、未払金などの債務により固定資産を購入したのであれば、一旦、債務により貨幣を調達し、その貨幣でもって固定資産を購入したと考える。また、固定資産を売却した際に代金を受け取っていないのであれば、一旦、売却により貨幣を受け取り、その後、それと同額の貨幣を貸し付けたと考える。つまり、実際に貨幣の流入あるいは流出が生じていなくとも、貨幣取引を擬制することによって、非貨幣事象は貨幣の流入 (非貨幣「収入」と流出 (非貨幣「支出」という 2つの貨幣事象 (非貨幣「収支」として把握される。したがって、理念上、あらゆる取引に貨幣の流入あるいは流出が生じていると考えられるのである。

<sup>36</sup> 貨幣には、手許現金 (Bargeld) のみならず、振替貨幣 (Giralgeld) も含まれる (Johns[1938], S.148)。したがって、貨幣とは現金および要求払預金を意味する。

後者の成果特性による分類において、成果作用的収入は収益収入 (Ertragseinnahme) と、成果作用的支出は費用支出 (Aufwandsausgabe) と呼ばれ、財政成果はこの収益収入から費用支出を差し引いて計算される (Johns[1938], S.149)。

収益収入は「本来的 (eigentlich)」収入、あるいは「究極的 (endgültig)」収入と呼ばれており、これは過去の支出に対する収入 (債権の回収) でもなければ、将来の支出を伴うもの (資金の借入れ) でもない (Johns[1938], S.149)。同様に、費用支出も「本来的」支出、あるいは「究極的」支出と特徴づけられており、過去の収入に対する支出 (債務の返済) でもなければ、将来の収入を伴うもの (資金の貸付け) でもないとされる (Johns[1938], S.149)。

成果非作用的収支は次のように分類される。まず、将来の収入を伴う支出は債権支出 (Forderungsausgabe) と呼ばれ (Johns[1938], S.149)、基本的に資金の貸付けを意味している。過去の支出に対する収入、つまり債権支出に対する収入は償還収入 (Tilgungseinnahme) と呼ばれ (Johns[1938], S.149)、債権の回収を意味している。将来の支出を伴う収入は債務収入 (Schuldeinnahme) と呼ばれ (Johns[1938], S.149)、基本的に資金の借入れを意味している。過去の収入に対する支出、つまり債務収入に対する支出は償還支出 (Tilgungsausgabe) と呼ばれ (Johns[1938], S.149)、債務の返済を意味している。

さらに、貯蔵支出 (Vorratsausgabe) と貯蔵収入 (Vorratseinnahme) が上記に加わる。貯蔵支出は会計年度中に取得されたが、未だ費消されていないあらゆる種類の財に対する支出であり、貯蔵収入とは使用に供される財が売却された場合の収入である (Johns[1938], S.149)。

以上、Johns の説明に沿って各収支の内容について概観してきた。それぞれの収支の具体的内容は次のとおりとなる (Johns[1938], S.150)。

収益収入 : 租税, 料金, 報酬 (Entgelte)

費用支出 : 給料, 物的行政費用, 利息

非収益収入 :

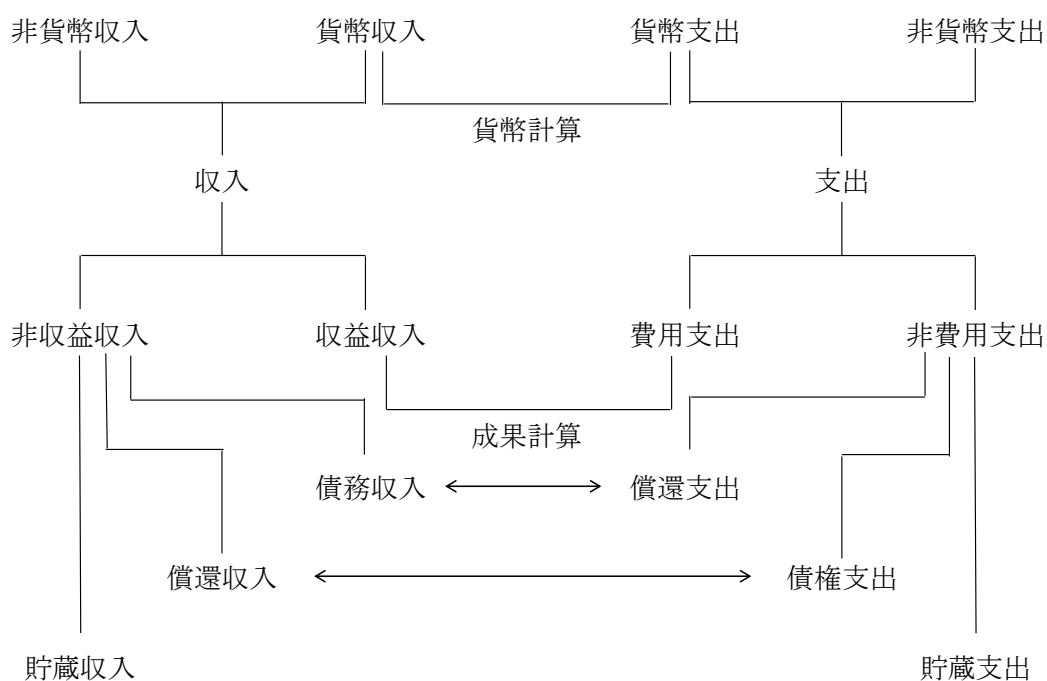
1. 債務収入 : 公債による借入れ
2. 償還収入 : 債権の回収, 積立金の取崩し
3. 貯蔵収入 : 不動産の売却による収入

非費用支出：

1. 貯蔵支出：建築物，土地の購入など
2. 債権支出：貸付け，基金払込み（封鎖貨幣<sup>37</sup>の形成[Sperrgeldbildung]
3. 償還支出：債務償還

さらに，それぞれの収支の相互関係をまとめると図表 3-2 のようになる。

図表 3-2



出所：Johns[1938], S.149

また，これまでの計算事象の分類を基に，Johns の財政的貸借対照表論の計算構造を示すと図表 3-3 のようになる。点線で囲まれている収支は，相殺関係にあることを示しており，相殺関係にあるそれぞれの収支の差額が，財政貸借対照表の各項目を構成する。すなわち，債務収入から償還支出を差し引いた残額が「債務」として財政貸借対照表の貸方に計上され，債権支出から償還収入を差し引いた残額が「債権」として財政貸借対照表の借方に計

<sup>37</sup> 封鎖貨幣については，後に取り上げるため，ここでは説明を省略する。

上される。同様に、貯蔵支出から貯蔵収入を差し引いた残額が「投資」として財政貸借対照表の借方に計上され<sup>38</sup>、収益収入から費用支出を差し引いた残額が「剰余金」として財政貸借対照表の貸方に計上される。

図表 3-3

(借方)	(貸方)
償 還 支 出	債 務 収 入
債 権 支 出	償 還 収 入
貯 蔵 支 出	貯 蔵 収 入
費 用 支 出	収 益 収 入
貨	幣

出所：Johns[1938], S.148-150 を基に筆者作成

## 4-2 補償計算

通常予算<sup>39</sup> (ordentliche Haushalt) において、財政成果である剰余金 (Überschuß) は、収益収入から費用支出を控除して算定される (Johns[1938], S.168-171)。Johns は地方自治体予算規定 (Gemeindenhaushaltsverordnung) に倣って、収益収入に含まれる代表的なものとして、行政収入 (手数料や分担金)、一般的補償資金 (租税収入、交付金、営利経営の剰余金等)、積立金の取崩額等を挙げ、費用支出に含まれる代表的なものとして、人的行政支出、物的行政支出、積立金の設定額等を挙げている (Johns[1938], S.155-156)。

先行研究によれば、Johns の財政的貸借対照表論の本質は、「補償計算」であるとされる<sup>40</sup>。以下では、補償計算の内容を明らかにするために、補償計算に関する具体的な会計処理を

<sup>38</sup> なお、以下で述べるように、貯蔵収入と考えられる補償勘定 (Deckungskonto) は貯蔵支出と相殺されずに財政貸借対照表に表示される。

<sup>39</sup> 通常予算とは、わが国でいう「一般会計」に相当するものであり、会計区分を意味している。詳しくは亀井[2004]を参照。

<sup>40</sup> 例えば、武田[1962]は財政貸借対照表の中心課題を「補償過程の表示」に求めている。

見ていく。

Johns によれば、補償計算の課題は「何らかの支出の究極的な補償の過程を示すこと」にあるとされる (Johns[1938], S.163)。そして、彼は補償計算に関して以下の 2 つの財政原則 (finanzwirtschaftlichen Prinzip) を掲げている (Johns[1938], S.163)。

1. 現実の即時的な費消が背後にある費用支出はすべて、即座に収益収入によって究極的に補償されなければならない
2. 徐々に費消される財貨が背後にある貯蔵支出はすべて、少なくともこれらの耐用年数内に収益収入によって究極的に補償されていなければならない

1 の原則はある会計年度中に取得された財やサービスが、即時的に（あるいは当該年度内に）費消されるのであれば、当該年度における収益収入によって補償されなければならないことを要請するものである。2 の原則は、財やサービスが一定の耐用年数内に費消されるのであれば、その耐用年数内に収益収入によって補償されなければならないことを要請するものである。

このような補償計算に関する財政原則から、①事後補償 (Nachdeckung)、②事前補償 (Vorwegdeckung)、③即時補償 (Sofortdeckung) という 3 つの固定資産に関する補償形態が導かれる (Johns[1938], S.160-162; Johns[1940], S.179)。そして、これらは財政償却 (finanzwirtschaftliche Abschreibung) と呼ばれている (Johns[1950], S.429)。

まず、事後補償は、債務 (公債発行や借入れ) により資金調達を行い、建物といった固定資産を取得ないし建設するような状況を前提としている。Johns によれば、債務の償還は償還支出、つまり成果非作用的支出であり、本来は財政成果計算の構成要素とはなり得ない。しかし、固定資産を取得ないし建設する際に公債で資金調達を行い、その後、公債を償還していくような場合には、その償還額に相当する金額は財政償却 (費用支出) として計上され、財政成果計算の構成要素となる (Johns[1938], S.160-161)。

これを仕訳で示すと以下のようなになる<sup>41</sup>。ここでは、当年度に公債 10,000,000 円を発行し、その現金をもって即座に建物を取得したとする。また、公債の償還期間は 10 年であり、租税収入の一部から毎期 1,000,000 円を償還していくこととし、利息は考慮しない。

---

<sup>41</sup> Johns は仕訳を示していないものの、理解を容易にするために、ここでは複式簿記を前提とした仕訳を示している。また、貸借対照表に計上される各勘定科目の下には、収支の性格を付している。なお、非貨幣事象については、貨幣取引を擬制することなく、そのままの形で示している。以下同じ。

<公債発行時・資産取得時>

(借) 現 金	10,000,000	(貸) 公 債	10,000,000
		— 債務収入 —	

(借) 建 物	10,000,000	(貸) 現 金	10,000,000
— 貯蔵支出 —			

<公債償還時>

(借) 公 債	1,000,000	(貸) 現 金	1,000,000
— 償還支出 —			

(借) 財 政 償 却	1,000,000	(貸) 補 償	1,000,000
— 費用支出 —		— 貯蔵収入 —	

上記の仕訳で注目すべきは、債務の償還額に相当する金額が財政償却として財政成果計算の構成要素となり、その相手勘定に補償勘定<sup>42</sup>が導入されている点である。この「補償」という言葉は、公債の一部を返済することによって、他人資金で賄った固定資産の取得に係る支出額の一部を自己資金<sup>43</sup>で賄うことができたということを意味していると考えられる。そして、自己資金で賄うことができた部分、すなわち補償金額が財政償却として財政成果計算の構成要素となっている。このように、当初は他人資金で固定資産の取得に係る支出額を賄い、債務を償還していくことによって事後的に自己資金で賄っていく行為を、Johns は「事後補償」と呼んでいる。

2 つめの事前補償は、積立金を設定することにより将来に固定資産を取得ないし建設するための資金を留保しておくような状況を前提としている。Johns は「積立金はどのような場合にも具体性を備えていなければならない」として (Johns[1938], S.161)、積立金額に相当する貨幣についてその用途を限定し、自由に使用することのできる貨幣と区別する貨幣封鎖 (Geldsperrung) を要求する。このような貨幣は封鎖貨幣<sup>44</sup> (Sperrgeld) と呼ばれ、

<sup>42</sup> Johns は補償勘定の収支上の性格を明示していない。しかし、減価償却事象 (直接法が前提とされている) を費用支出と貯蔵収入と捉えていることから (Johns[1938], S.150)、補償勘定の収支上の性格は貯蔵収入であると考えられる。

<sup>43</sup> 「資金」には先の貨幣収支のみならず、非貨幣収支も含まれる。つまり、実際に生じた貨幣の流入ないし流出のみならず、擬制された貨幣の流入ないし流出も含まれる。

<sup>44</sup> 封鎖貨幣とは「別段預金」に近いものであるといえる。また、瓶子[1980]によれば、このように自由に使用することのできる貨幣と、用途の制限されている貨幣を区別する思考

貸借対照表上でも自由に使用することのできる貨幣の在 high とは独立して表示される (Johns[1938], S.161)。これを仕訳で示すと以下のようになる。ここでは、過去 5 年にわたり、毎期 1,000,000 円の積立金を設定しており、当年度に積み立てられていた資金をもって建物を取得したとする。

<前年度以前の積立金設定時>

(借) 財政償却	1,000,000	(貸) 積立金	1,000,000
— 費用支出—		— 債務収入—	

(借) 封鎖貨幣	1,000,000	(貸) 現金	1,000,000
— 債権支出—			

<当年度の積立金の取崩しによる資産取得時>

(借) 建物	5,000,000	(貸) 封鎖貨幣	5,000,000
— 貯蔵支出—		— 償還収入—	

(借) 積立金	5,000,000	(貸) 補償	5,000,000
— 償還支出—		— 貯蔵収入—	

上記の仕訳で注目すべきは、積立金の設定時に、その設定額が財政償却として財政成果計算の構成要素となる一方で、固定資産の取得に伴い、積立金の額が直接、補償勘定に振り替えられている点である<sup>45</sup>。すなわち、積立金を設定する都度、固定資産の取得に要する金額は自己資金で賄われたことを意味しているのである。このように、事前に固定資産の取得という目的をもった積立金を設定し、自己資金により固定資産の取得に要する支出額を賄っていく行為を、Johns は「事前補償」と呼んでいる。

最後の即時補償は、固定資産の取得ないし建設に係る支出額を、公債等の発行を行うこ

---

から、流動性の表示が志向されていると解釈される。

<sup>45</sup> Johns は積立金の取崩しに関して、貨幣収支と成果作用的収支の一部を相殺しているが、相殺せずに示すと以下のようになる。

(借) 積立金	5,000,000	(貸) 積立金取崩	5,000,000
(借) 現金	5,000,000	(貸) 封鎖貨幣	5,000,000
(借) 建物	5,000,000	(貸) 現金	5,000,000
(借) 財政償却	5,000,000	(貸) 補償	5,000,000



となく当年度の予算に組み込み、当年度の収入で賄うことができる状況を前提としている。このような場合には、まず固定資産勘定が計上され、次にそれと同額の財政償却と補償勘定が計上される。これを仕訳で示すと、以下のようになる。ここでは、備品の取得に係る支出額 500,000 円を当年度の通常予算に計上していたとする。

<資産取得時>

(借) 備	品	500,000	(貸) 現	金	500,000
—	貯蔵支出—				

(借) 財	政	償	却	500,000	(貸) 補	償	500,000
—	費用	支出—			—	貯蔵	収入—

この仕訳では、自己資金によって固定資産の取得に係る支出額が全額賄われているため、その支出額を備品勘定として計上するとともに、それと同額が財政償却として財政成果計算の構成要素となっている。Johns によれば、固定資産の取得に係る支出は「資金調達とは関係なく、資産計上しなければならない」とされ (Johns[1938], S.162), 除却されない限り資産は計上されていなければならない。このように、固定資産の取得に係る支出額を当年度の予算に計上しておき、自己資金により即時的に賄っていく行為を、彼は「即時補償」と呼んでいる。

以上、固定資産に係る 3 つの補償形態を概観したが、次にこれらが財政貸借対照表においてどのように表示されるのかが問題となろう。Johns は財政貸借対照表が「補償過程の表示」を行うものと考えている。すなわち、彼によれば「財政貸借対照表は、既になされた投資に対して究極的にどの程度補償が行われているか、あるいはその補償がどの程度行われていないか」を表現するものであるとされる (Johns[1938], S.195)。図表 3-4 は、3 つの補償形態が財政貸借対照表においてどのように表示されるのかを表している。なお、借方の投資勘定には具体的な固定資産が含まれ、貸方の債務勘定には公債や借入金等が含まれる。

図表 3-4

財政貸借対照表			
事後補償			
投資	XXX	補償	X
		債務	XX
	XXX		XXX
事前補償(積立金の設定)			
封鎖貨幣	XX	積立金	XX
即時補償			
投資	XXX	補償	XXX
			XXX

出所：Johns[1940], S.182 を基に筆者作成

### 4-3 具体的数値例

財政成果計算は、企業会計における成果計算とは全く異なる内容を有していると考えられる。それゆえ、財政成果計算の計算構造についての理解を容易にするために、先に取り上げた個別の数値例のみならず、簡単な数値例を用いて財政成果計算の全体像も示そう<sup>46</sup>。なお、本論文では簡略化のために財政成果計算と関係のない特別予算は考慮外とする<sup>47</sup>。

#### 1. 期首の貸借対照表項目

現金：300

未収金：700

未払金：800

校舎建設に係る積立金：2,000（封鎖貨幣 2,000）

前年度剰余金：200

道路：8,000（通常予算から 6,000，公債により 2,000 が調達されている）

図表 3-5

<sup>46</sup> 本数値例においても、複式簿記を前提としている。

<sup>47</sup> Johns は特別予算について、収入と支出の二区分という観点からは、通常予算と特別予算を区別すること自体不要であると述べ、特別予算は法律の要請に従って設けられているにすぎないという見解を示している（Johns[1938], S.171-172）。

## 期首財政貸借対照表

一般財政管理				
現	金	300	未払金	800
未	収	700	前年度剰余金	200
		1,000		1,000
道路建設				
道	路	8,000	補償	6,000
		8,000	債務	2,000
		8,000		8,000
校舎建設				
封鎖貨幣		2,000	積立金	2,000
		11,000		11,000
		11,000		11,000

### 2. 当該会計年度における経常予算に関する資料

#### <収入>

租税・行政収入：6,000（現金収入：5,100，非現金収入：900）

校舎建設に係る積立金の取崩：2,000

未収金の回収：700

#### <支出>

人的・物的行政支出：4,300（現金支出：3,300，非現金支出：1,000）

道路建設に係る債務の償還：100

通常予算からの校舎建設に係る支出：500

積立金からの校舎建設に係る支出：2,000

市庁舎建設に係る積立金の設定：1,000（封鎖貨幣：1,000）

利息の支払額：20

未払金の償還：800

図表 3-6

### 財政成果計算書

人的・物的行政支出	4,300	租税・行政収入	6,000
財政償却（道路）	100	積立金（校舎）取崩	2,000
財政償却（校舎）	2,500		
財政償却（市庁舎）	1,000		
支払利息	20		
当年度剰余金	80		
	8,000		8,000

### 収支計算書

期首現金有高	300	人的・物的行政支出	3,300
租税・行政収入	5,100	未払金の償還	800
未収金の回収	700	債務（道路）の償還	100
封鎖貨幣の取崩	2,000	校舎建設に係る支出	2,500
		封鎖貨幣の設定	1,000
		利息の支払額	20
		期末現金有高	380
	8,100		8,100

### 期末財政貸借対照表

一般財政管理			
現金	380	未払金	1,000
未収金	900	前年度剰余金	200
		当年度剰余金	80
	1,280		1,280
道路建設			
道路	8,000	補償	6,100
		債務	1,900
	8,000		8,000
校舎建設			
校舎	2,500	補償	2,500
市庁舎建設			
封鎖貨幣	1,000	積立金	1,000
	12,780		12,780

上記の数値例では、ある地方自治体が道路、校舎および市庁舎建設に取りかかることを

前提としている。当該地方自治体は、前年度以前に道路建設に着手しており、道路はすでに完成しているが、校舎建設にはまだ着手しておらず、前年度に校舎建設に要する金額の一部を積み立てている状況である。市庁舎建設に関しては翌年度以降に着手し、当年度において市庁舎建設に要する金額の一部を積み立てる。

まず、期首の財政貸借対照表についてであるが、道路建設に関しては、道路建設に要する金額 8,000 のうち、前年度以前において通常予算から 6,000 が賄われ、不足額 2,000 は公債により調達されている。それに対し、校舎建設に関しては、必要額の一部である 2,000 がすでに通常予算から積み立てられている。

そして、当年度において、道路建設に係る公債のうち 100 が償還され、校舎建設に関しては着工・完成し、積立金として設定されていた金額 2,000 と当年度の通常予算から新たに 500 が賄われている。また、市庁舎建設に関して、市庁舎建設に要する金額の一部である 1,000 が新たに積み立てられている。

財政成果計算書においては、当年度の租税・行政収入 6,000 と校舎建設に係る積立金の取崩し 2,000 が収益収入として計上されるのに対し、人的・物的行政支出 4,300 に加えて道路・校舎・市庁舎に係る財政償却合計 3,600 および支払利息 20 が費用支出として計上される。それゆえ、当年度の剰余金は 80 となる。

また、収支計算書では、期首現金有高 300 に当年度の現金収入と現金支出が記録され、期末現金有高 380 が計算されている。ここでは、積立金に係る封鎖貨幣の設定と取崩しに関しては相殺せずに、総額で記録されている。

最後に、期末の財政貸借対照表は、期首の財政貸借対照表の一般財政管理、道路建設および校舎建設に加え、当年度に新たに積立金が設定された市庁舎建設の 4 つに区分されている。また、一般財政管理の区分には、前年度の剰余金 200 に加え、当年度の剰余金 80 が新たに計上されている。

上記の具体的数値例から、事後補償、事前補償および即時補償に係る一連の流れが明らかになるであろう。事後補償に該当する道路建設に関しては、公債である債務の償還により財政償却が行われ、補償勘定が増加していくことになる。一方、事前補償と即時補償の組み合わせである校舎建設に関しては、事前補償に該当する積立金として設定されていた金額と即時補償に該当する当年度に通常予算から賄われた金額の合計額が財政償却として計上され、それと同額の補償勘定が計上される。また、市庁舎建設に関しては事前補償に該当するが、まだ建設に着手していないため、積立金とそれに係る封鎖貨幣が計上されて

いるのである。

#### 4-4 財政成果計算における認識と測定

以上の考察から、Johns の財政成果計算が「補償計算」を基礎として展開されていることが明らかとなった。以下では、これまでの論述をふまえて、彼の財政成果計算における「認識」と「測定」を明らかにする。

Johns は、収益収入の代表的なものとして、手数料や分担金をはじめとする行政収入、租税収入や交付金、営利経営の剰余金等といった一般的補償資金、さらには積立金の取崩額等を挙げていた。収益収入には借入れなどによる他人資金の増加は含まれておらず、これらは自己資金の増加を意味しているといえる。したがって、彼は自己資金が流入したときに収益収入を認識していると考えることができる。また、自己資金の増加は収益収入の金額も決定する。すなわち、地方自治体といった政府に流入した自己資金額をもって、収益収入が測定されることになる。このように、彼は自己資金が流入したときに収益収入を認識し、その流入額をもって収益収入を測定するのである。

一方、費用支出の代表的なものとして、彼は人的行政支出、物的行政支出、積立金の設定額等を挙げていた。さらに、Johns の掲げていた固定資産に関する 3 つの補償形態に着目すると、自己資金によって固定資産に関する支出額を賄うことができたときに財政償却（費用支出）が計上され、その相手勘定として補償勘定が計上されていることが明らかとなった。具体的にみていくと、事後補償では、他人資金で賄った固定資産の取得に係る支出額の一部を自己資金で賄うことができたときに財政償却が計上され、相手勘定に補償勘定が計上されていた。事前補償では、積立金の設定時に財政償却が計上されていたが、これは積立金を設定する都度、固定資産の取得に要する金額が段階的に自己資金で賄われたことを意味しており、それゆえ固定資産を取得した際には、積立金が補償勘定に振り替えられていた。即時補償では、固定資産の取得に係る支出額が、当年度の予算に組み込まれ、当年度の収益収入である自己資金により直接賄われていることから、固定資産の取得時に財政償却が計上され、その相手勘定として補償勘定が計上されていた。

このように、財政償却、つまり費用支出は、自己資金によって固定資産、敷衍すれば財やサービスの取得に係る支出額を賄うことができたときに計上され、財政成果計算の構成要素となっている。すなわち、費用支出は自己資金の減少を意味しているのである。したがって、彼は自己資金が流出したときに費用支出を認識していると考えることができる。

また、自己資金の減少は費用支出の金額も決定する。すなわち、地方自治体といった政府から流出した自己資金額をもって、費用支出が測定されることになる。このように、彼は自己資金が流出したときに費用支出を認識し、その流出額をもって費用支出を測定するのである。

以上から、Johns の財政成果計算における「認識」と「測定」が明らかとなった。彼の財政成果計算は「補償計算」を基礎とし、収益収入は自己資金が流入したときに認識され、その流入額をもって測定されていたのに対し、費用支出は自己資金が流出したときに認識され、その流出額をもって測定されていたのである。

## 5. 財政成果の性質

前節において、Johns の財政成果計算の全体像を考察してきた。彼の財政成果計算は「補償計算」を基礎として構築されており、自己資金の流入と流出に基づいて収益収入と費用支出が認識・測定されていた。

収益収入が自己資金の増加を意味しており、費用支出が自己資金の減少を意味しているとするならば、財政成果計算は収益収入として流入する自己資金により、費用支出として流出する自己資金が補償されているか否か、を確認するものであるということが出来る。したがって、補償計算は「自己資金」による補償確認計算であり、結果的に正の差額として生じる財政成果である剰余金は正味の自己資金額を表しているといえよう<sup>48</sup>。それゆえ、財政成果は「補償成果」であるとも考えられるのである。

それでは、以上のように特徴づけられる財政成果は、いかなる性質を有していると考えられるのであろうか。ここで注意しなければならないことは、本来、このような正の差額として生じる財政成果である剰余金は生じる予定ではなかったということである。すなわち、地方自治体をはじめとする政府は、営利を目的として活動する経済主体ではない。それゆえ、財政成果を（無制限に）正にすることはそもそも目的として措定されてい

---

<sup>48</sup> 財政成果計算書が自己資金による補償確認計算を行なっているとするならば、財政貸借対照表も「自己資金」による補償過程の表示を行っていると解釈されなければならないであろう。また、武田[1962]においても、自己資金と他人資金という資金の源泉別による補償過程の表示に関して述べられており、自己資金による補償こそが「究極的補償」であることが指摘されている。

ないのである。

一方で、財政成果が負であることもあってはならないであろう。負の差額として生じる財政成果である欠損金 (Fehlbetrag) は、営利を目的とするか否かに関係なく、生じるべきではない。というのも、欠損金が生じているということは、収益収入が費用支出を賄うことができている状態を意味している。その場合には、公債といった債務収入に頼らざるを得ず、「行政サービスの提供」という政府活動の継続性に支障をきたすことは明らかであるからである。

このように考えるならば、財政成果の本来あるべき金額とはいかなるものなのであろうか。その答えは補償計算という考えにある。すなわち、上述のように、財政成果計算は収益収入として流入する自己資金により、費用支出として流出する自己資金が補償されているか否か、を確認するものであったから、そこでは収益収入が費用支出を超過している必要はない。収益収入によって費用支出が補償されていれば十分である。したがって、財政成果の本来あるべき金額とはゼロ、つまり収益収入と費用支出が「均衡」(Ausgleich) していることが望ましいのである。

この点について、Johns の高弟の一人である Mülhaupt (Mülhaupt, Ludwig) は 1941 年に公表した論稿「地方自治体財政における補償プロセスとその計算的表現」(Der Deckungsprozeß in der Gemeindefinanzwirtschaft und seine rechnerische Darstellung) において、Johns の財政成果は「実質的な予算<sup>49</sup>の均衡度に対する信頼のおける尺度」であると述べている (Mülhaupt[1941], S.442)。つまり、財政成果は収益収入と費用支出の「均衡度の測定」に資するものと考えられるのである。

## 6. おわりに

本章では、Johns[1938]を中心として、彼の財政成果計算に関して検討し、財政成果概念ないし財政成果計算の具体的内容を明らかにしてきた。彼の学説は、わが国では企業会計の観点から検討されることが多かったが、彼自身はあくまでも経済主体として「政府」を想定しており、彼の学説は公会計の学説であると考えられたのである。

---

<sup>49</sup> ここでいう「予算」は、予算と決算という関係におけるそれではなく、財政成果計算が行われる会計区分である「通常予算」という意味である。



政府という経済主体の性格に関して、彼は「家計」との同質性を認めていた。ここで、家計とはある一定の所得を前提として、その中で生計維持のために支出を行う経済主体であると考えられている。このような位置づけは家計を「消費経済主体」と特徴づけるものであり、地方自治体をはじめとする政府も同様に消費経済主体と特徴づけられていることが明らかとなった。

Johns の財政成果計算では、収支に関して独自の性格づけが行われ、それを基に「補償計算」が展開されている点に特徴があった。収支は 4 つのグループに大別することができたが、財政成果計算において重要な収支は収益収入と費用支出であった。これらの差額として財政成果が算定された。

本章では固定資産を例に挙げ、事後補償、事前補償および即時補償という 3 つの補償形態を検討したが、そこから明らかとなったことは、Johns が自己資金の減少を費用支出と捉えている点であった。また、収益収入に関しても、彼は自己資金の増加を収益収入と捉えていた。それゆえ、費用支出は自己資金が流出したときに認識され、その流出額をもって測定されるのに対し、収益収入は自己資金が流入したときに認識され、その流入額をもって測定されていたのである。

収益収入が自己資金の増加を意味しており、費用支出が自己資金の減少を意味しているとするならば、財政成果計算は収益収入として流入する自己資金により、費用支出として流出する自己資金が補償されているか否か、を確認するものであるということが出来る。したがって、補償計算は「自己資金」による補償確認計算であることが明らかとなった。

このような補償計算を基礎とする財政成果計算において算定される財政成果は、Mulhaupt の言葉を借りれば「実質的な予算の均衡度に対する信頼のおける尺度」になると考えられるのであった。

地方自治体をはじめとする政府は、営利を目的とする経済主体ではないことから、財政成果を（無制限に）正にすることは目的とされておらず、一方で財政成果を負にすることも「行政サービスの提供」という政府活動の継続性の観点から望ましくない。そこでは、収益収入と費用支出が均衡していることが望ましい。その意味で、財政成果はまさに「予算の均衡度」に対する尺度としての機能を果たしていると考えられたのである。

上述のように、Johns は政府を消費経済主体と特徴づけており、財政成果計算は自己資金に着目した補償計算であると考えられる。しかしながら、そこでは行政サービスの提供という目的のために支出が行われていることに注意しなければならない。つまり、政府は行

政サービスを提供するために、費用支出を行っているのである。しかし、消費経済主体と特徴づけられる政府が提供する行政サービスには反対給付、すなわち対価は流入しない。それゆえ、対価性の有無にかかわらず、租税収入などを収益収入として位置づけ、財政的な観点から収益収入によって費用支出を補償することができるのかどうかを確認することが求められたのである。

Johns は、Schmalenbach を嚆矢とするケルン学派の Walb および Mahlberg の指導を受け、公会計論と呼ぶに相応しい会計理論を提唱した。Walb もカメラル簿記に関する論稿を多数公表し、彼が 1926 年に公表した『私的および公的経営の成果計算』にもカメラル簿記に関する見解が示されているが、その目的は商業簿記とカメラル簿記の計算構造の同一性の証明にあり、公会計の理論を提唱することを意図するものではなかった。それに対し、彼は公会計の理論の確立を目的として、財政的貸借対照表論を提唱したのである。このような彼の試みは高く評価されるべきではないだろうか。

本章は拙稿「Johns の財政・経営結合計算書—成果計算の観点からの検討—」第 3 節に加筆・修正したものである。

## 第2編 結合成果計算の二形態

## 第4章 企業・経営結合成果計算

### —Walb[1948]を中心として—

#### 1. はじめに

本章では、Walb が 1948 年に公表した『財務貸借対照表』を中心に、彼の学説において提示されている、企業成果と経営成果の結合成果計算について検討する。

第1編では、Geldmacher[1923]を中心とする Geldmacher 学説において提示されていると考えられる経営成果概念と、Mahlberg[1925]を中心とする Mahlberg 学説において提示されていると考えられる企業成果概念について検討し、それぞれの学説における経済主体の性格、成果計算の認識・測定基準、そして経営成果および企業成果に認められる性質を明らかにした。本章では、この2つの成果計算を結合させ、1つの成果計算書の中で論じている Walb 学説を検討し、結合成果計算書の機能を明らかにする。

Walb は、わが国では Schmalenbach の確立した「動態論の正統を継ぐもの」と位置づけられており（佐々木[2002]，86頁）、また、Schmalenbach の動態論を展開したものとしても評価されている（万代[2000]，109頁）。さらに、彼の学説は、Geldmacher や Mahlberg らの学説とともに、1920年代に華々しく議論された架空利益の会計的克服をめぐる、代表的な利潤計算学説の一つとしても数えられている（岩田[1942]，79頁）。このように、彼の学説はわが国では高く評価されているといえよう。

第2節では、まず、Walb 学説について検討しているわが国の先行研究を概観する。しかし、Walb 学説に関する先行研究は数多く存在しており、そのすべてを取りあげることは本章の目的と合致するわけではない。それゆえ、まず、Walb 学説に関する先行研究の概要を示し、特に本章と関連すると考えられる成果概念ないし成果計算に関するもののみ取り上げる。

第3節では、Walb 学説において前提とされている2つの経済活動の性格について検討する。そして、彼の学説において前提とされている経済活動の性格が「投機活動」と「生産活動」として特徴づけられることを明らかにする。

第4節では、Walb 学説における結合成果計算書を提示する。そして、彼の提示した結合

成果計算書において 2 つの成果計算がどのように結合されているのか、という結合成果計算の計算構造を明らかにする。

第 5 節では、第 4 節の検討を踏まえたうえで、結合成果計算書の機能について検討する。そして、結合成果計算書が企業成果と経営成果の関係性を表示するものであることを明らかにする。

## 2. 先行研究の概観

本章で検討するものは Walb 学説における結合成果計算であるが、これまでわが国で数多く検討されてきた、彼の計算構造論<sup>50</sup>に関する先行研究についても概観し、Walb 学説に関する先行研究の全体像を明らかにしておこう。

まず、計算構造論に関する先行研究は、勘定理論の見地に立って Walb 学説の勘定体系を分析し、成果計算構造および貸借対照表構造を明らかにしようとするものと、Walb[1948]における財務貸借対照表への有機的繋がりを明らかにしようとするもの<sup>51</sup>の 2 つに大きく分けられる。さらに、前者に関しては、勘定体系それ自体を問題としているもの<sup>52</sup>、貸借対照表の構造を問題としているもの<sup>53</sup>、成果計算の構造を問題としているもの<sup>54</sup>、および貸借対照表と損益計算書ないし成果計算書の計算構造的関係性を問題としているもの<sup>55</sup>、資金会計論として検討しているもの<sup>56</sup>などが挙げられる。上記の分類は、先行研究の主眼が Walb

---

<sup>50</sup> 万代[2010]によれば、計算構造論とは「特にドイツ会計学において研究主題とされてきた領域」であり、そこには「損益法や財産法といった利益計算方式を扱ったもの、貸借対照表の計算目的を問うもの、財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の位置づけを扱ったもの等が含まれる」とされる（万代[2010]、44 頁）。したがって、必ずしも画一的な定義によりその内容が定められているわけではない。

<sup>51</sup> 例えば、瓶子[1982]および齋藤[1988]が挙げられる。

<sup>52</sup> 例えば、畠中[1932]、木村[1935]、黒澤[1951]、武田[1957]および笠井[1986]が挙げられる。

<sup>53</sup> 例えば、谷端[1957]、土方[1986b]および佐々木[1991]が挙げられる。

<sup>54</sup> 例えば、林[1926]、宮本[1957]、峯村[1977]、興津[1978]および瓶子[1984]が挙げられる。

<sup>55</sup> 例えば、万代[1991]が挙げられる。

<sup>56</sup> 例えば、山下[1955]、武田[1962]、岡本[1961]、瓶子[1981]および齋藤[1990a]が挙げられる。また、新田[1995]では、「財務諸表とりわけ貸借対照表から、より意味のある情報を抽出しようとして、資金会計論への展開が図られてきた」と述べられており（新田[1995]、11 頁）、Walb 学説がその一つとして挙げられている。

学説のいかなる部分に置かれているのか、という観点から行ったものである<sup>57</sup>。

以上から明らかなように、Walb 学説における計算構造論に関する研究は多岐にわたっており、Walb 学説における計算構造の解明に大いに貢献しているといえよう。

次に、Walb 学説における成果概念ないし成果計計算に関する認識・測定基準に関して検討しているものを取り上げておこう。まず、Walb の資本観に関して検討しているものとして、例えば中野[1964]および森川[1972]が挙げられる。

中野[1964]では、Walb の公表してきた著書および論文を歴史的に検討して、彼が貨幣資本観に基づき基本的に名目資本の維持を主張していること、一方で、名目資本維持計算に基づきながらも、それを補足するものとして財貨資本観に基づく実体資本維持計算を採用していることが明らかにされている。さらに、彼が貨幣資本観を採用する論拠として、「投下貨幣資本に対する収益性をあきらかにするという目的」および「出資者に返却すべき資本を維持するという目的」の 2 つが存在していることが明らかにされている（中野[1964], 34 頁）。

また、森川[1972]においては、Walb が 1921 年に公表した成果計算に関する初期の著書である『架空利益の問題』(*Das Problem der Scheingewinne*) が検討されている。森川[1972]によれば、彼は基本的に貨幣資本観を採用しているとされ、貨幣価値下落時には実体資本維持計算が便宜的計算として行われていることが明らかにされている。

上記 2 つの研究では、Walb がいかなる資本観を採用しているのかに着目して検討が行われており、そこでは彼が貨幣資本観に基づいていることが明らかにされ、また、実体資本維持計算との関係が分析されている点に特徴がある。

次に、Walb の成果計算思考について検討しているものとして、林[1931]、山下[1938]および岡本[1961]が挙げられる。林[1931]および山下[1938]では、彼の成果計算思考が包括的に紹介・検討されているが、特に、山下[1938]では、Walb 学説における成果計算の実質的原則として、貨幣資本主義的思考、比較性の原則、用心の原則（慎重の原則）という 3 つの原則が掲げられ、その内容についての検討が行われている。岡本[1961]では、Walb[1948]に基づいて Walb 学説における成果概念および結合成果計算の紹介、検討および批判が行われている。

---

<sup>57</sup> しかし、Walb は最終的に貸借対照表を構成する収支系列においても成果計算が行われることを主張していることから、例えば成果計算構造に言及しながらも貸借対照表構造を問題としているものや、貸借対照表構造に言及しながらも成果計算構造を問題としているものも存在する。

上記 3 つの先行研究では、明示的であれ暗黙理であれ、少なくとも 2 つの成果概念の存在が指摘されており、それぞれの成果概念の諸特徴が断片的にはあるが記述されている点は注目されなければならない。また、岡本[1961]では、結合成果計算に関する記述も見られる点は指摘されなければならないであろう。

さらに、上記の先行研究のほかに、本章の検討と直接的に関連する Walb 学説における 2 つの成果概念の關係に言及したものが存在する。それは宮本[1960]である。

宮本[1960]では、Walb の著書および論文が歴史的に検討されている。そこでは、上記の先行研究では必ずしも検討されてこなかった、貨幣的利益である企業成果と財貨的利益である経営成果という 2 つの成果概念の關係性についても考察されている。この 2 つの成果概念の關係について、宮本[1960]によれば、「企業利潤（企業成果—引用者）のもつ欠陥を補完するものとして経営利潤（経営成果—引用者）が考察されねばならなかったのであろう」と分析されている（宮本[1960], 260-261 頁）。つまり、宮本[1960]では、貨幣的利益である企業成果が主たる成果概念であり、財貨的利益である経営成果が従たる成果概念と位置づけられている。また、経営成果は企業成果の有している何らかの欠陥を補完するものと考えられている。

さらに、宮本[1960]では、Walb 学説において提示された貨幣的利益である企業成果と財貨的利益である経営成果を導出する 2 つの成果計算体系の結合に関し、林[1956]に依拠して、貨幣資本観の立場から行う成果計算は財貨資本観の立場から行う成果計算を内包することができる」と分析されている。

以上、Walb 学説に関するわが国の先行研究を概観してきた。彼の学説は先行研究の数およびその分析の視点からも、高く評価されていることが窺える。本節では特に、本章での検討と直接的に関連する成果概念ないし成果計算に関する先行研究を中心に取り上げてきた。しかし、企業成果と経営成果の結合成果計算に関する検討は十分とは言えず、彼がなぜ結合成果計算を提唱したのか、という点は明らかにされているとは言い難い。

さらに、宮本[1960]でも指摘されているように、Walb が最も重視している成果概念は、企業成果である。それにもかかわらず、彼は経営成果を計算・開示することも求めている。それでは、なぜ彼は経営成果の計算・開示も求めているのであろうか。次節では、彼が結合成果計算において前提としている 2 つの経済活動の性格について検討する。

### 3. 経済活動の性格

Walb が企業成果計算と経営成果計算を結合させていることから明らかなように、結合成果計算では異なる 2 つの成果計算が結合されて、1 つの成果計算書の中で開示される点に特徴がある。第 1 編において検討した Geldmacher 学説、Mahlberg 学説および Johns 学説では、Walb 学説のように 2 つの成果計算が取り上げられることはなく、ある経済主体を前提として 1 つの成果概念ないし成果計算が論じられていた。それぞれの学説において前提とされる経済主体の性格は全く異なっているものの、1 つの完結した成果計算論が展開されていたと考えることができたのである。それに対し、Walb はいかなる観点に基づいて、結合成果計算を提唱しているのだろうか。

Walb の結合させているものが企業成果計算と経営成果計算であることから、まず、この 2 つの成果概念の背後にある経済主体の性格を思い返してみると、それらはそれぞれ「投機経済主体」と「生産経済主体」であった。前者は Mahlberg 学説の検討から明らかとなったものであり、後者は Geldmacher 学説の検討から明らかになったものである。したがって、経済主体の観点からすれば、2 つの成果概念の背後には投機経済主体と生産経済主体という 2 つの経済主体が想定されていると考えることができる。

それでは、果たして企業という 1 つの経済主体に 2 つの性格を認めるということは想定され得るのであるだろうか。Mahlberg 学説および Geldmacher 学説の検討から明らかになったように、彼らは精緻化された理念的なモデルとしてそれぞれ投機経済主体と生産経済主体という企業観を提示していた。したがって、両学説ではともに、企業という経済主体が同時に 2 つの性格をもつということは想定されていない。というのも、企業という経済主体に 2 つの性格を認めてしまうならば、そもそも企業観として理念的な単一の経済主体を想定する必要がないからである。

しかし、現実の企業は、たった 1 つの経済活動から構成されているわけではない。複数の経済活動から成り立っているものと考えられる。言い換えれば、理念的な経済主体から演繹的に導出される特定の経済活動のみを行っているわけではない。理念的に企業の性格を投機経済主体と捉えた場合、企業のあらゆる経済活動は投機活動とみなされるか、規範的に企業はそもそも投機活動しか行うべきではないと仮定されることになるが、それはあくまでも 1 つの擬制にすぎない。同様に、理念的に企業の性格を生産経済主体と捉えた場合、企業のあらゆる経済活動は生産活動とみなされるか、規範的に企業はそもそも生産活動しか行うべきではないと仮定されるが、それもやはり単なる擬制にすぎないのである。



それに対し、Walb は現実に観察される企業の経済活動に着目し、帰納的に結合成果計算を提唱したと考えることができる。すなわち、理念的な経済主体から演繹的に企業の経済活動を導出するのではなく、現実に企業が営んでいる経済活動に着目し、結合成果計算を提唱していると思われるのである。

Walb は歴史的な観点から経営成果に比し企業成果を重視している (Walb[1948], S.87)。これは、現実に企業が利益の獲得を目的として投機活動を営んでおり、それを表現するべく企業成果が重視されてきたことに由来すると考えられる。一方で、当時のドイツは第二次世界大戦の最中にあり、特に彼が本章で検討している論稿を執筆した 1944 年は、第二次世界大戦末期であり、軍需物資の生産拡大、すなわち軍需生産が著しく増大していた時期であった<sup>58</sup>。また、それに伴い、軍需物資の生産のために使用される基礎資材の生産も一層拡充された時期でもあった。彼がどのような企業を念頭に置いていたか定かではないが、当時の時代背景からみても生産活動が企業の主たる経済活動として重視されていたことは明らかであろう。

以上のことから、Walb は現実に観察される企業の経済活動に着目して、それを説明する成果計算論として結合成果計算を提唱したと考えることができるのではないだろうか。とするならば、企業成果計算と経営成果計算が結合されているのであるから、企業には次の 2 つの経済活動が想定されていると考えられる。ひとつは企業成果を重視する「投機活動」であり、いまひとつは経営成果を重視する「生産活動」である。結合成果計算の背景には、投機活動と生産活動という 2 つの経済活動が前提とされているといえよう。

以上、本節では Walb が企業成果計算と経営成果計算という 2 つの成果計算を結合させていることから、彼がいかなる観点に基づいて結合成果計算を提唱しているのかを検討した。その結果、彼は現実に観察される企業の経済活動に着目して、結合成果計算を提唱したと考えることができたのである。企業成果と経営成果が算定されていることを踏まえれば、そこで前提とされている経済活動は、「投機活動」と「生産活動」であることが明らかとなった。次節では、彼が提唱した結合成果計算の計算構造について検討する。

#### 4. 結合成果計算の計算構造

---

<sup>58</sup> ナチス期のドイツ経済事情については、工藤[1980]において詳細に論じられている。

本節では、前節の結合成果計算において前提とされていた経済活動の性格に関する検討を踏まえ、結合成果計算の計算構造について検討する。以下では、まず、結合の対象となっている企業成果計算と経営成果計算について概観する。次に、企業成果計算と経営成果計算を結合する際に問題となる中性項目（neutralen Posten）について検討する。最後に、Walbの結合成果計算書を提示し、そこにおける企業成果計算と経営成果計算の具体的項目を確認したうえで、結合成果計算の計算構造を明らかにする。

#### 4-1 企業成果計算と経営成果計算

Walbの提唱する結合成果計算を論じるにあたり、まず、第1編にて検討した企業成果計算と経営成果計算の内容について簡単に振り返っておこう。企業成果計算の内容は、第2章のMahlberg学説の検討において明らかにされている。

Mahlbergは、理念的に企業を「投機経済主体」と考え、「中和化」を基礎とする成果計算を主張した。それは、最終的に企業主、すなわち株主に帰属する利益を計算するものであって、「資本利子」としての特性を備えているものであった。企業主である株主の最大の関心事は、企業がどれほど貨幣的余剰である利益を獲得し分配することができるのかであって、企業成果はその尺度として資する。これが企業成果に認められる「収益性の測定」という性質にほかならなかった。

一方、経営成果計算の内容は、第1章のGeldmacher学説の検討において明らかにされている。彼は理念的に企業ないし経営を「生産経済主体」と考え、「補填検査」を基礎とする成果計算を主張した。それは、企業ないし経営が国民経済に対し付加した価値を計算するものであって、「付加価値」としての特性を備えているものであった。企業ないし経営の最大の関心事は、自身がどれほど国民経済に対し価値を付加したのかであって、経営成果はその尺度として資する。これが経営成果に認められる「生産性の測定」という性質にほかならなかった。

以上、第1編において論じられたMahlberg学説において提示されていると考えられた企業成果概念とGeldmacher学説において提示されていると考えられた経営成果概念の内容を概観してきた。上記のような諸特徴を有する企業成果と経営成果を算定する成果計算は、Walb学説においていかなる形で結合されているのか、以下ではこの点を明らかにする。

#### 4-2 中性項目

企業成果計算と経営成果計算の結合成果計算を論じるにあたり、取り上げられなければ

ならない項目が存在する。それは中性項目である。

Walb は、1943 年に公表した「貸借対照表、費用および原価における概念相違」(Begriffsverschiebungen bei Bilanzen, Aufwand und Kosten) という論稿において、企業成果計算と経営成果計算の結合の際に生じる調整項目について論じている。以下では、Walb[1943]に依拠しながら、中性項目の意味内容について検討していこう。

中性項目とは、企業成果計算と経営成果計算においてどちらか一方のみに含まれてしまう項目であり、両者の成果計算において相違している部分である。Walb は中性項目を 3 つに分類している<sup>59</sup> (Walb[1943], S.55)。

1. 計算技術上中性<sup>60</sup> (価値外項目)

: 経営成果計算にとって正しいものであるが、期間成果計算 (狭義の企業成果計算) および全体成果計算 (広義の企業成果計算) にとっては不正確なもの

2. 本質上中性<sup>61</sup> (経営外項目)

: 期間成果計算 (狭義の企業成果計算) および全体成果計算 (広義の企業成果計算) にとって正しいものであるが、経営成果計算にとっては不正確なもの

3. 計算上中性<sup>62</sup> (期間外項目)

: 期間成果計算 (狭義の企業成果計算) および経営成果計算の双方にとって不正確であるが、全体成果計算 (広義の企業成果計算) に収容されるもの

上記のように、中性項目は、計算技術上中性 (rechnungstechnisch neutral)、本質上中性 (wesensmäßig neutral) および計算上中性 (rechnungsmäßig neutral) 項目の 3 つに分類される。ここで、先の中性項目の説明において、企業成果計算が狭義と広義に、すなわち期間成果計算と全体成果計算とに区分されている点に注意しなければならない。この区分は比較可能性の有無に因るものである。というのも、本来であれば、いずれの期間にも属するべきではない期間外項目が成果計算に含まれてしまっている場合、そこで計算される全体成果 (広義の企業成果) にはもはや比較可能性は認められないと考えられるからで

---

<sup>59</sup> 項目名の横に付した括弧は筆者が内容を明示するために付している。

<sup>60</sup> 計算技術上中性項目には、いわゆる「付加原価」(Zusatzkosten) や「付加給付」(Zusatzleistung) が含まれる。具体的な項目は、後の数値例において取り上げる。

<sup>61</sup> 本質上中性項目は、営業外損益を意味していると考えられる。

<sup>62</sup> 計算上中性項目は、臨時・異常損益である特別損益を意味していると考えられる。

ある。すなわち、期間外項目が除かれた期間成果計算は比較可能性を有する期間成果（狭義の企業成果）を計算するのに対し、期間外項目までも含む全体成果計算は比較可能性を有していない全体成果（広義の企業成果）を計算していると考えられる。

3つの中性項目の内容をみていくと、まず、計算技術上中性項目（価値外項目）とは経営成果計算に含まれる項目であるが、狭義と広義を合わせた企業成果計算全体には含まれない項目である。次に、本質上中性項目（経営外項目）とは狭義と広義を合わせた企業成果計算全体に含まれる項目であるが、経営成果計算には含まれない項目である。最後に、計算上中性項目（期間外項目）とは全体成果計算（広義の企業成果計算）に含まれる項目であるが、期間成果計算（狭義の企業成果計算）および経営成果計算には含まれない項目である。

このように、Walb は企業成果計算と経営成果計算を結合させるのに先立ち、2つの成果計算において相違している部分を分類・整理している。彼はその相違している部分を中性項目と呼び、それを計算技術上中性項目、本質上中性項目および計算上中性項目の3つに分類している。これに基づき、彼は企業成果計算と経営成果計算の結合成果計算書を提示するのである。次項では、彼が実際に提示している結合成果計算書の具体的内容を概観する。

### 4-3 具体的数値例

本項では、前項の説明を基に彼の提示した結合成果計算書を検討し、その具体的内容を明らかにする。Walb は次のような数値例を挙げ、図表 4-1 の形の結合成果計算書を提示している (Walb[1948], S.85)。

裁量成果<sup>63</sup> (Dispositionserfolg) : RM. 3,000.00

給付計算上の原価<sup>64</sup> (kalkulatorische Kosten) : RM. 10,000.00

原価過大補償<sup>65</sup> (Kostenüberdeckung) : RM. 18,000.00

---

<sup>63</sup> 原材料についての、評価益ないし売却益を表していると考えられる。

<sup>64</sup> 例えば、企業主賃金 (Unternehmerlohn) などが含まれると考えられる。なお、企業主賃金とは、人的会社において配当として処理されてしまっている経営者報酬や役員報酬等を指す。

<sup>65</sup> 例えば、時価に基づく減価償却が取得原価に基づく減価償却を超過してしまった場合における、時価に基づく減価償却額と取得原価に基づく減価償却額の差額などが含まれると考えられる。

経営外費用 (betriebsfremder Aufwand) : RM. 7,000.00

経営外収益<sup>66</sup> (außergewöhnlicher Ertrag) : RM. 4,000.00

臨時償却 (Sonderabschreibungen) : RM. 10,000.00

図表 4-1

成果計算書

経営費用	130,000.00	生産からの経営収益	145,000.00
(経営費用のうち)			
給付計算上の原価	10,000.00		
原価過大補償	18,000.00	原材料の裁量成果からの経営収益	3,000.00
比較可能な経営成果 あるいは経営利益	18,000.00		
裁量成果(計算技術上中性※)	3,000.00	給付計算上の原価(計算技術上中性)	10,000.00
経営外費用(本質上中性)	7,000.00	原価過大補償(計算技術上中性)	18,000.00
臨時償却(計算上中性)	10,000.00	経営外収益(本質上中性)	4,000.00
全体成果 (企業成果)	30,000.00		
	180,000.00		180,000.00

※ Walbの設例では「計算上中性」となっている

出所 : Walb[1948], S.85 を一部修正<sup>67</sup>

図表 4-1 の結合成果計算書で注目すべきは、最初に経営成果計算が行われ、経営成果が算定された後に企業成果計算が行われるという形式になっている点であろう。したがって、先の 3 つに分類された中性項目は次のように理解されなければならない。

まず、1 つめの計算技術上中性項目 (価値外項目) は、経営成果計算に含まれるべき項目であるが、狭義および広義を合わせた企業成果計算全体に含まれるべき項目ではないため、この項目に属するものは、経営成果から狭義および広義を合わせた企業成果全体の算定にあたり控除される。

次に、本質上中性項目 (経営外項目) は、狭義および広義を合わせた企業成果計算全体

<sup>66</sup> 本来であれば、異常収益と訳すべきであるが、これは経営外費用と同じ性質の項目であるため、特別損益に属する異常損益と区別するために、経営外収益と訳している。

<sup>67</sup> 結合成果計算書の計算構造を明瞭にするために、中性項目の記載順序を変更している。また、この修正は順序の変更にすぎないため、計算数値に影響はない。

に含まれるべき項目であるが、経営成果計算に含まれるべき項目ではないため、この項目に属するものは、経営成果から狭義および広義を合わせた企業成果全体の算定にあたり加味される。

最後に、3つめの計算上中性項目（期間外項目）は、全体成果計算（広義の企業成果計算）に含まれるべき項目であるが、期間成果計算（狭義の企業成果計算）および経営成果計算に含まれるべき項目ではないため、この項目に属するものは、経営成果から全体成果の算定にあたり加味される。

具体的に経営成果である 18,000.00RM から全体成果（広義の企業成果）である 30,000.00RM を導出するならば、まず、計算技術上中性項目（価値外項目）である裁量成果 3,000.00RM は減算され、給付計算上の原価 10,000.00RM および原価過大補償 18,000.00RM は加算される。これらの項目が反映されることによって、経営成果計算と企業成果計算に共通する項目のみが企業成果計算に引き継がれることになる。次に、本質上中性項目（経営外項目）である経営外費用 7,000.00RM が減算され、経営外収益 4,000.00RM が加算される。最後に、計算上中性項目（期間外項目）である臨時償却 10,000.00RM が減算される。これらの項目が反映されることによって、全体成果である 30,000.00RM が算定される。

以上から、Walb の提示している企業成果計算と経営成果計算の結合成果計算書の具体的な内容が明らかになったであろう。彼は経営成果をまず算定し、その後、経営成果計算に含まれるものの企業成果計算には含まれない項目である計算技術上中性項目（価値外項目）を控除し、企業成果計算に含まれるものの経営成果計算に含まれない項目である本質上中性項目（経営外項目）および計算上中性項目（期間外項目）を加味することによって、全体成果（広義の企業成果）を算定していたのである。

しかし、ここで疑問も生じ得よう。というのも、Walb は中性項目を 3 つに分類していたにもかかわらず、期間成果（狭義の企業成果）を計算・開示していないのである。もし、経営成果と全体成果（広義の企業成果）のみを計算・開示するのであれば、わざわざ計算上中性項目（期間外項目）を識別する意味はない。この点は特に説明されていないため、その理由は明らかではないが、彼の中性項目の 3 分類を生かしたうえで、結合成果計算書を作成するならば、図表 4-2 のようになるはずであろう。

#### 図表 4-2

成果計算書

経営費用	130,000.00	生産からの経営収益	145,000.00
(経営費用のうち)			
給付計算上の原価	10,000.00		
原価過大補償	18,000.00	原材料の裁量成果からの経営収益	3,000.00
比較可能な経営成果 あるいは経営利益	18,000.00		
裁量成果(計算技術上中性※)	3,000.00	給付計算上の原価(計算技術上中性)	10,000.00
経営外費用(本質上中性)	7,000.00	原価過大補償(計算技術上中性)	18,000.00
		経営外収益(本質上中性)	4,000.00
期 間 成 果 (狭義の企業成果)	40,000.00		
臨時償却(計算上中性)	10,000.00		
全 体 成 果 (広義の企業成果)	30,000.00		
	180,000.00		180,000.00

※ Walbの設例では「計算上中性」となっている

出所：Walb[1948], S.85 を基に 3 区分の結合成果計算書を筆者作成

図表 4-2 の 3 区分に基づく結合成果計算書によって、Walb の中性項目の 3 分類が生きてくるであろう。すなわち、経営成果からまず期間成果（狭義の企業成果）を導出するために、計算技術上中性項目（価値外項目）を控除し、本質上中性項目（経営外項目）を加味する。その結果、期間成果（狭義の経営成果）が算定され、その後、計算上中性項目（期間外項目）が加味されることによって、最終的に全体成果（広義の企業成果）が算定されるのである。

このように、比較可能性を有する期間成果（狭義の企業成果）と比較可能性を有さない全体成果（広義の企業成果）が区別されることで、「収益性の測定」に資すると考えられている企業成果は厳密には期間成果（狭義の企業成果）であることが明らかになる。というのも、収益性に基づいて企業主である株主が投資意思決定を行う場合、他企業との企業間比較にしても、対象となる企業の時系列比較にしても、比較可能性は求められるべきものであるからである。一期間に属するとみなすことのできない項目を加味してしまっている全体成果は、どちらにしても比較可能性は有し得ないと考えられる。

それでは、全体成果（広義の企業成果）はなぜ算定されなければならなかったのでしょうか。それは、期間成果の合計が全期間における成果数値と一致するという合致の原則を満たすために求められていると解釈することができよう。Walb 自身、明確に述べているわけではないが、少なくとも全体成果を算出することの意義の 1 つとして認めることはできるのではないだろうか<sup>68</sup>。

以上、本項では、Walb の提示する企業成果計算と経営成果計算を結合させた結合成果計算書の具体的内容を検討してきた。彼は企業成果計算と経営成果計算において相違している項目を中性項目として 3 つに分類・整理し、それを基に経営成果から企業成果を導出する結合成果計算書を提示したのである。しかしながら、中性項目を 3 分類したにもかかわらず、企業成果については全体成果（広義の企業成果）のみを計算・開示していた。そこで、本論文では期間成果（狭義の企業成果）も明示する、彼の示した中性項目の 3 分類を生かした 3 区分に基づく結合成果計算書を提示したのである。彼自身は提示していなかったものの、理念的には 3 区分に基づく結合成果計算書が想定されていたと考えるべきであろう。

それでは、このように提示された結合成果計算書は、いかなる計算構造を有していると考えられるのであろうか。次項では、Walb が提唱した結合成果計算の計算構造を明らかにすることとしよう。

#### 4-4 結合成果計算の計算構造

本項では、Walb が提唱した結合成果計算の計算構造を明らかにするにあたって、まず、前項における具体的数値例を基に、Walb の算定する経営成果ないし経営利益の内容を再度確認しておこう。というのも、図表 4-1 から明らかなように、結合成果計算書において、経営成果計算にのみ含まれる計算技術上中性項目（価値外項目）が特に判断を要すると考えられるからである。これには、「収支」ではなく「経済価値」に結びついている項目が含まれる。

図表 4-1 でいえば、計算技術上中性項目（価値外項目）に該当するものは、原価過大補償、

---

<sup>68</sup> また、損益計算書における当期業績主義と包括主義の対比と照らすならば、「分配可能性」を有する利益を計算することができるという意義も認められよう。ここでいう分配可能性とは、「維持すべき資本を超える部分として期間利益を規定した場合には、期間利益はそれを分配しても維持すべき資本は侵害されないという性質」を意味する（森田[1960], 229 頁）。詳しくは森田[1960]を参照。



給付計算上の原価および原材料における裁量成果<sup>69</sup>であった。これら3つのうち、まず、原価過大補償は、ある対象に係る費用は企業成果計算においても計上されているものの、企業成果計算における費用額と経営成果計算における費用額がズレてしまっているケースに該当する。Walbの数値例であれば、原価過大補償なのであるから、経営成果計算における費用額の方が企業成果計算における費用額よりも大きかった場合と考えられよう。それに対し、後者の給付計算上の原価と原材料における裁量成果は、企業成果計算においてはそもそも把握されなかった費用および収益であると考えられる。つまり、経営成果計算においてのみ認識される項目であるといえよう。

このような3つの計算技術上中性項目は、厳格に発生原則を適用することで認識されると考えられる<sup>70</sup>。また、経済価値は必ずしも収支に基づいているわけではなく、財やサービスといった給付それ自体の経済価値を意味する。その場合、特定の測定属性に基づいて測定されなければならないわけではなく、取得原価、時価、限界原価など個々の状況に従って測定される (Walb[1948], S.84)。

特に、原価過大補償および給付計算上の原価は、Schmalenbachのいうところの「付加原価」と呼ばれるものである (Schmalenbach[1963], S.10)。付加原価とは「費用ではない原価」であり (Schmalenbach[1963], S.10)、企業成果計算においても把握されるものの経営成果計算とは異なる数値を算出する項目や、そもそも企業成果計算においては把握されない項目を意味する。前者はいわば企業成果計算と経営成果計算において認識される項目の「測定属性」の相違から生じる項目であるが、後者は企業成果計算と経営成果計算における「認識対象」の相違から生じる項目である。

したがって、先の方原価過大補償は前者の観点から生じていると考えられ、給付計算上の原価は後者の観点から生じていると考えられる。このように、2つの観点から付加原価は分類することができるものの、いずれにしてもそれらは収支を必ずしも基礎とするのではなく、個々の状況に応じた財やサービスといった給付の経済価値に基づいて測定されると考

---

<sup>69</sup> ただし、上述のように、原材料における裁量成果は Walb[1948]では「計算上中性項目」(期間外項目)と考えられている。しかし、原材料における裁量成果がそのように理解されるならば、Walbの定義上、経営成果計算に含められるべきではない。経営成果計算に含まれるものと解するならば、「計算技術上中性項目」(価値外項目)と解釈されるべきである。

<sup>70</sup> Walbは企業成果の計算の際に考慮された発生原則と実現原則との競合は、経営成果計算ではそもそも問題にならないと述べている (Walb[1948], S.84)。これは、異論なく発生原則が経営成果計算に適用されることを意味する。もちろん、経営収益についても同様である。

えられよう。

以上から明らかなように、Walb は経営成果計算において、発生原則を厳格に適用することで、経営収益および経営費用を認識する。しかし、それらは必ずしも収支を基礎に測定されるわけではなく、個々の財やサービスといった給付の経済価値に基づいて測定される。

一方で、経営収益に関しては、原材料における裁量成果が実質的には計算技術上中性項目（価値外項目）と考えられるものの、これが給付計算上の原価に対する「給付計算上の収益」と呼べるべきものであるのかどうか疑問が生ずる。というのも、上記のように、Walb は原材料における裁量成果を「計算技術上中性」項目ではなく「計算上中性」項目と述べており、それをそのまま受け取るならば、経営収益に係る計算技術上中性項目（価値外項目）は挙げられていないことになってしまうからである。それゆえ、彼が給付計算上の収益を明示しているとはいえないであろう。

それに対し、Schmalenbach は付加原価の対を成す概念として「付加給付」なる概念を提示している（Schmalenbach[1963], S.12）。付加給付とは、先の付加原価に対比させれば、「収益ではない給付」ということができる。この付加給付こそ、給付計算上の収益であると考えることができよう。

しかしながら、本質的には Walb も財やサービスといった給付の生産・費消に基づいて経営成果を計算しようとしていると考えられる。すなわち、彼の言葉を借りれば、「正確な費消・産出評価（exakte Verbrauchs- und Hervorbringungs-Schätzungen）」に基づいているのである（Walb[1948], S.84）。このように、彼の学説からは財やサービスといった給付それ自体の経済価値に着目した経営成果計算を展開しようとしている姿勢を窺い知ることができよう。

このような認識・測定基準に基づいて算定される経営成果にはいかなる性質が認められるのであろうか。ここで注目すべきは、Walb が、企業ないし経営の「生産力」（Ausbringungskraft）と特徴づけられる事象を決定することは、ある一定の経済価値の使用からその都度引き出されたものや、反対に、ある一定の生産に対して費消されたものを確認することであると述べている点である（Walb[1926b], S.554）。ここでいう「ある一定の経済価値の使用からその都度引き出されたものを確認すること」とは、まさに先の正確な産出評価を意味しており、「ある一定の生産に対して費消されたものを確認すること」とはまさに先の正確な費消評価にほかならない。つまり、正確な費消・産出評価とは企業ないし経営の生産力を明らかにするものであり、「生産性」を測定するものであると考えられ

るのである。

しかしながら、上述のように、なぜ Walb が「生産性の測定」を志向しながらも、経営収益に関して給付計算上の収益に属する項目を明示しなかったのか、という疑問は解決されていない。より正確には、本論文では、「計算上中性」項目と表示されていた原材料における裁量成果は、計算構造上「計算技術上中性」項目と解されるために、結果として給付計算上の収益に属する項目と考えたものの、なぜ彼は給付計算上の収益に属する項目を提示しなかったのであろうか。この点は Geldmacher の場合にはより明瞭であって、Geldmacher[1929]において、彼は付加原価という概念は提示する一方で、付加給付という概念については提示すらしていないのである。上述のように、「生産性の測定」を志向するのであれば、本来、経営収益には付加給付に属する項目が含まれていなければならないはずであらう。

このように Walb が経営収益として給付計算上の収益に属する項目を提示しなかったのは、経営収益の計算の背後に収支計算を基礎とする貨幣計算が存在しているからではないだろうか。すなわち、結局のところ、経営収益の計算においては生産された財やサービスといった給付それ自体に着目するのではなく、それに対する反対給付、すなわち受取対価に着目していると考えられるのである。

経営収益の計算が上記のように理解されるならば、原材料における裁量成果についても、原材料そのものを評価することに主眼を置いているのではなく、原材料を売却することにより得られる売却収入、すなわち受取対価の側面に重きを置き原材料を時価評価していたのではないかと考えることができる。このように理解されるとき、やはり Walb の結合成果計算の基底には収支計算を基礎とする貨幣計算が存在しており、いわば経営成果計算は貨幣計算である企業成果計算の一部として組み込まれていると解することができるのではないだろうか。すなわち、経営成果計算は企業成果計算に対し、結合成果計算において生産・費消された財やサービスといった給付それ自体を評価する計算体系として独立して存在してはならず、貨幣計算としての企業成果計算に組み込まれる形で展開されていると解することができるのである。

## 5. 結合成果計算書の機能

前節では、Walb の結合成果計算を検討するにあたり、中性項目の意味内容について確認し、結合成果計算の計算構造を検討した。彼の提示している結合成果計算書は、経営成果から企業成果を導出する形となっていた。その際、計算技術上中性項目（価値外項目）を控除し、本質上中性項目（経営外項目）と計算上中性項目（期間外項目）を加味している。その結果として算定されるのが、全体成果（広義の企業成果）であった。

それでは、Walb はなぜ企業成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書において行う結合成果計算を提唱したのであろうか。というのも、あえて 2 つの成果計算を結合させて 1 つの成果計算書において示さなくとも、個々に独立させて 2 つの成果計算書として開示することもできたはずだからである。そこで、本節では、結合成果計算書の機能について考えてみたい。

上述のように、Walb の結合成果計算書の特徴は、経営成果から企業成果を導出する点にある。その際に、経営成果計算に含まれるものの、企業成果計算には含まれない項目は控除されなければならない、企業成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない項目は加味されなければならない。したがって、中性項目は企業成果と経営成果の相違を表していたのである。

このような形で結合される結合成果計算書に類似しているものとして、間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書を挙げることができよう。間接法に基づいて作成される営業活動によるキャッシュ・フローの区分では、（税引前の）当期純利益から出発し、そこに損益計算書上の営業外項目や非資金項目、さらに貸借対照表上の項目におけるキャッシュ以外の一期間における増減額などを加味することで、営業活動によるキャッシュ・フローが計算される。

間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書の長所として、当期純利益と営業活動によるキャッシュ・フローとの関係性が明示される点が指摘されるが（企業会計審議会[1998]、三-4-③）、このような利点は Walb 学説における結合成果計算書にも認められるといえよう。すなわち、経営成果が間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書における当期純利益に相当し、全体成果（広義の企業成果）は営業活動によるキャッシュ・フローに相当すると考えれば、結合成果計算書における中性項目は間接法における様々な調整項目といえるであろう。それゆえ、経営成果と全体成果の関係性が明示されると考えられる。

間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書では、基本的に、当期純利益から特別損益項目も含めた営業外の損益項目が足し戻され、そこに非資金項目に係る調整が行われる。も

もちろん、結合成果計算書における中性項目とは、その分類基準において相違していると考えられる。しかし、間接法が当期純利益と営業活動によるキャッシュ・フローの相違を調整していく点において、経営成果と企業成果の相違を調整していく結合成果計算書は間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書との類似性が認められるのである。

以上から、Walb 学説における企業成果と経営成果の結合成果計算書の機能が明らかにされたであろう。結合成果計算書は経営成果から企業成果を導出している点に特徴があり、その際、中性項目の調整計算が行われる。中性項目は企業成果と経営成果との相違を意味しているのであるから、この計算過程は両者の相違の調整計算であると考えることができたのである。

今日においても結合成果計算書と同様の形態のものとして、間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書を挙げることができた。間接法に基づいて作成された営業活動によるキャッシュ・フローの区分では、当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フローが導出される。その際、両者の相違は調整されなければならない。経営成果から全体成果（広義の企業成果）を導出する結合成果計算書には、まさに間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書との類似性が認められよう。それゆえ、結合成果計算書には、経営成果と企業成果の関係性が明示されるという機能を見出すことができたのである。もちろん、前節において提示した 3 区分に基づく結合成果計算書を想定するならば、経営成果と期間成果（狭義の企業成果）の関係性が示されるとともに、期間成果と全体成果（広義の企業成果）の関係性も示されることになるといえよう。

## 6. おわりに

本章では、Walb[1948]において提唱された、企業成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を検討し、その計算構造を明らかにするとともに、結合成果計算書の機能を考察してきた。

Walb 学説はわが国でも数多く検討されてきたが、彼の結合成果計算に関して検討しているものはごくわずかしが存在していなかった。そこで、まず、彼の学説に関する先行研究について、本章と関連の深いと思われるもののみを取り上げ、これまでいかなる点が明らかにされてきたのかを整理した。その結果、彼がなぜ結合成果計算を提唱したのか、その

点は未だ明らかではなかった。そこで、本章ではこの点を明らかにしようと試みたのである。

Walb 学説において提唱された結合成果計算は、企業成果計算と経営成果計算から構成されていた。企業成果および経営成果の意味内容については、第 1 編の Mahlberg 学説および Geldmacher 学説のところですでに検討されており、それぞれ「投機経済主体」と「生産経済主体」という理念的な経済主体が想定されていたことが明らかとなった。しかし、現実の企業は 1 つの経済活動だけを営んでいるわけではない。現実には観察される企業の経済活動は、複数の経済活動から構成されていると考えることができよう。そこで、Walb は現実には企業が営んでいる「投機活動」と「生産活動」という経済活動に着目し、結合成果計算を提唱したと考えられたのである。

Walb の結合成果計算書では、経営成果から企業成果を導出する点に特徴があった。その際に、経営成果計算と企業成果計算の相違が問題となる。このような項目は中性項目と呼ばれていた。

中性項目は、Walb 学説では、経営成果計算に含まれるものの、狭義および広義を合わせた企業成果計算全体には含まれない項目である計算技術上中性項目（価値外項目）、狭義および広義を合わせた企業成果計算全体に含まれるものの、経営成果計算には含まれない項目である本質上中性項目（経営外項目）、および広義の企業成果計算に含まれるものの、経営成果計算および狭義の企業成果計算には含まれない項目である計算上中性項目（期間外項目）の 3 つに分類されていた。

上記の中性項目の分類に基づき、Walb は、経営成果を算定した後に、先の計算技術上中性項目（価値外項目）を控除し、そこに本質上中性項目（経営外項目）および計算上中性項目（期間外項目）を加味することによって、最終的に広義の企業成果である全体成果を導出していたのである。

しかし、Walb が中性項目を 3 つに分類している点に鑑みれば、本来は広義の企業成果である全体成果を計算・開示するのみならず、狭義の企業成果である期間成果も計算・開示されるべきであると考えられよう。そこで、本章では中性項目の 3 分類に基づく 3 区分の結合成果計算書を開示するとすれば、どのような形で提示されるべきなのかを考察した。

Walb が提唱した結合成果計算の計算構造を明らかにするにあたって、特に注目されるべきものは経営成果計算であった。経営成果は本来、財やサービスといった給付それ自体の生産・費消に基づき算定されなければならないはずであるが、Walb の提示している結合成

果計算では必ずしもそのような形となつてはいなかつた。彼の結合成果計算は、結局のところ、貨幣計算を基礎とした企業成果計算に、経営成果計算が組み込まれるという計算構造になっていたのである。

Walb の提示している経営成果と広義の企業成果である全体成果の結合成果計算書にしる、あるいは、上記 2 つに加え狭義の企業成果である期間成果も計算・開示する 3 区分に基づく結合成果計算書にしる、今日でいえば間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書との類似性が認められる。このような類似性が認められるならば、間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書において当期純利益と営業活動によるキャッシュ・フローの関係性が示されるのと同様に、彼の結合成果計算書においても経営成果と広義の企業成果である全体成果の関係性が明示されるといえる。また、3 区分に基づく結合成果計算書を前提とするならば、経営成果と狭義の企業成果である期間成果、および狭義の企業成果である期間成果と広義の企業成果である全体成果の関係性が明示されると考えられる。

それゆえ、Walb は、結合成果計算書のこのような利点を重視して、あえて個々に独立させて成果計算を行うことを提案せず、企業成果計算と経営成果計算という 2 つの成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱したのではないかと考えられたのである。

Walb は Geldmacher や Mahlberg らとともに Schmalenbach の指導を受け、ケルン学派を代表する人物の一人とされる。彼の輝かしい業績の中で、本章で検討した結合成果計算は必ずしも十分に検討されてはこなかつた。しかし、彼の提唱した結合成果計算は、企業が現実に営んでいる経済活動に着目し、2 つの成果計算を結合させることで、企業成果と経営成果の関係性を表示することができるという大きな利点を有していたのである。この点は高く評価されるべきではないだろうか。

本章には、拙稿「Walb 学説における期間利益の性質—利益概念の変遷を通じて—」における研究成果が含まれている。



## 第5章 財政・経営結合成果計算

### —Johns[1950]を中心として—

#### 1. はじめに

本章では、Johns が 1950 年に公表した「カメラル様式における財政・経営結合計算書」という論稿を中心に、彼の学説において提示されている、財政成果と経営成果の結合成果計算について検討する。

第1編では、Geldmacher[1923]を中心とする Geldmacher 学説において示されていた経営成果概念と、Johns[1938]を中心とする Johns 学説において示されていた財政成果概念について検討し、それぞれの学説における経済主体の性格、経営成果計算および財政成果計算における認識・測定基準、そして経営成果および財政成果に認められる性質を明らかにした。本章では、この2つの成果計算を結合させ、1つの成果計算書の中で論じている Johns[1950]を検討し、結合成果計算書の機能を明らかにする。

Johns 学説は、すでに第3章で述べているように、わが国では Walb や Kosiol らの学説とともに、企業会計の観点からドイツ会計学における収支学説の一つとして検討されてきた。しかし、今日、公会計研究の重要性が認識されるのに相俟って、わが国では彼の学説を公会計の観点から取り上げるものが多くなっている。本章で検討する Johns[1950]も、先の Johns[1938]とともに、公会計における学説の一つとして位置づけられよう。

第2節では、まず、Johns[1950]について検討しているわが国の先行研究を概観する。しかし、以下で示すように、Johns[1950]を検討している先行研究はほとんど存在せず、戸田[2004]のみである。それゆえ、第2節では、戸田[2004]においていかなる点が明らかにされたのかを示す。

第3節では、Johns[1950]において前提とされている2つの経済活動の性格について検討する。そして、彼の学説において前提とされている経済活動の性格が「消費活動」と「生産活動」として特徴づけられることを明らかにする。

第4節では、Johns[1950]における結合成果計算書を提示する。そして、彼の結合成果計算書において2つの成果計算がどのように結合されているのか、という結合成果計算の計

算構造を明らかにする。

第5節では、第4節の検討を踏まえたうえで、結合成果計算書の機能について検討する。そして、結合成果計算書の機能は財政的中性収支（finanzwirtschaftlich neutrale Einnahme-Ausgabe）を計算・開示する点に求められることを明らかにする。

## 2. 先行研究の概観

上述のように、Johns[1950]について検討している先行研究は、筆者の知る限り戸田[2004]のみである。それゆえ、本節では戸田[2004]においていかなる点が明らかにされたのかを示す。

戸田[2004]では、Johns[1950]は、第3章において検討されたJohns[1938]と同様に、「財政管理的収支理論ないし資金補償理論が展開されている」ため、Johns[1938]に比して「それ以上のものでもあるいはそれ以下のものでもない」と位置づけられている（戸田[2004], 101頁）。

一方で、戸田[2004]では、Johns[1950]の特徴は「地方自治体における財政管理計算理論だけではなくそこでの経営成果計算の問題をもとり上げ、二つの計算の結合の試みを通じて、地方自治体会計の構造を全体的に構築しようとしている点」であるとも述べられている（戸田[2004], 102頁）。そして、「それまでの理論体系を部分的に補修するものであり、この論文の吟味を通じて、ヨーンズの全理論体系の総括が可能」になると考えられている（戸田[2004], 102頁）。

以上のような認識に立ち、戸田[2004]では、Johns[1950]の全体像が示され、彼の理論の骨子が示されている。そして、Johns[1950]における中心的課題が「ドイツ地方自治体における公的経営の目的を経営成果計算、期間限定計算（本論文では、区分計算と呼ぶことにする一引用者）、財政成果計算および財政的貸借対照表の作成と措定したうえで、公会計制度についての改善提案」であったことが指摘されている（戸田[2004], 126頁）。

このように、戸田[2004]では、Johns[1950]における目的およびその内容の全体像が示され、彼の理論の骨子が明らかにされている。また、わが国では検討されてこなかったJohns[1950]を紹介している点は高く評価される。

しかしながら、Johns[1950]の全体像が示される一方で、財政成果計算と経営成果計算を

1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算の計算構造に関しては未だ十分に明らかにされてはいないと考えられる。すなわち、なぜ彼が 1 つの成果計算書の中で、財政成果計算と経営成果計算という 2 つの成果計算を結合させなければならなかったのか、その点は明らかにされているとは言えない。彼はいかなる観点に立って、結合成果計算を提唱したのであろうか。そこで、次節では、彼が結合成果計算において前提としている 2 つの経済活動の性格について検討する。

### 3. 経済活動の性格

Johns が財政成果計算と経営成果計算を結合させていることから明らかなように、結合成果計算では異なる 2 つの成果計算が結合されて、1 つの成果計算書の中で表示される。上述のように、第 1 編において検討した諸学説では、Johns[1950]のように 2 つの成果計算が取り上げられることはなく、ある経済主体を前提として 1 つの成果概念ないし成果計算が論じられていた。それらの学説はそれぞれ前提とされる経済主体の性格は全く異なっているものの、1 つの完結した成果計算論が展開されていたと考えることができた。

それに対し、Johns[1950]では 1 つの成果概念ないし成果計算のみが取り上げられているわけではない。それでは、Johns はいかなる観点に基づいて、結合成果計算を提唱しているのであろうか。

Johns の結合させているものが財政成果と経営成果であることから、前章と同様に、この 2 つの成果概念の背後にある経済主体の性格を思い返してみると、それぞれ「消費経済主体」と「生産経済主体」であった。前者は Johns[1938]を中心とする Johns 学説の検討から明らかになったものであり、後者は Geldmacher 学説の検討から明らかになったものである。したがって、経済主体の観点からすれば、消費経済主体と生産経済主体という 2 つの経済主体が想定されていると考えることができる。

しかし、すでに述べたように、1 つの経済主体に 2 つの性格を認めるということは理念上想定され得ない。それは、地方自治体をはじめとする政府という経済主体に対しても同様に当てはまるであろう。Johns[1938]を中心とする Johns 学説および Geldmacher 学説の検討から明らかになったように、彼らは精緻化された理念的な単一の経済主体としてそれぞれ消費経済主体と生産経済主体を提示している。したがって、政府という経済主体が同時

に2つの性格をもつということは想定されていないのである。

一方で、現実の政府は、たった1つの経済活動から構成されているわけではない。複数の経済活動から成り立っているものと考えられる。言い換えれば、理念的な経済主体から演繹的に導出される特定の経済活動のみを行っているわけではない。すなわち、理念的に政府の性格を消費経済主体と捉えた場合、政府のあらゆる経済活動は消費活動とみなされるか、規範的に政府はそもそも消費活動しか行うべきではないと仮定されることになるが、それはあくまでも1つの擬制にすぎない。同様に、理念的に政府の性格を生産経済主体と捉えた場合、政府のあらゆる経済活動は生産活動とみなされるか、規範的に政府はそもそも生産活動しか行うべきではないと仮定されるが、それもやはり単なる擬制にすぎないのである。

それに対し、Johnsは現実に観察される政府の経済活動に着目し、帰納的に結合成果計算を提唱したと考えることができる。すなわち、理念的な経済主体を想定し、演繹的に政府の経済活動を導出するのではなく、現実に政府が営んでいる経済活動に着目し、結合成果計算を提唱しているのである。

Johnsは経営成果計算よりも財政成果計算が優先されるべきであるという認識に立っている(Johns[1950], S.420)。これは政府の主たる活動が一般財政管理活動にあると考えられているからであろう。一方で、彼は現実に地方自治体が行っている文化・共同社会保護(Kultur- und Gemeinschaftspflege)、福祉制度(Fürsorgewesen)、保健衛生制度(Gesundheitswesen)、建設・住居・住宅地制度(Bau-, Wohnungs- und Siedlungswesen)といった個別計画(Einzelplan)ないし課題領域(Aufgabenbereich)における経営特性を有する多くの設備、特に公共施設(Öffentliche Einrichtungen)の運営という観点から、経営成果計算の重要性を論じているのである<sup>71</sup>(Johns[1950], S.412)。

このように考えるならば、Walbと同様に、Johnsも現実に観察される政府の経済活動に着目して、それを説明する成果計算論として結合成果計算を提唱したと考えることができるであろう。とするならば、財政成果計算と経営成果計算が結合されているのであるから、政府には次の2つの経済活動が想定されていると考えられる。ひとつは財政成果を重視する「消費活動」であり、いまひとつは経営成果を重視する「生産活動」である。結合成果

---

<sup>71</sup> このように国民や住民の生活に必要な財やサービスといった給付を提供する地方自治体をはじめとする政府は一般に「給付行政」と呼ばれている。この概念は行政法学者であるForsthoff(Forsthoff, Ernst)によって提唱されたといわれているが(高田[1969], 53頁)、行政法学における厳密な定義については、高田[1969]などを参照されたい。

計算の背景には、消費活動と生産活動という2つの経済活動が前提とされているのである。

以上、本節では Johns が財政成果計算と経営成果計算という2つの成果計算を結合させていることから、彼がいかなる観点に基づいて結合成果計算を提唱しているのかを検討した。その結果、彼は現実に観察される政府の経済活動に着目して、結合成果計算を提唱したと考えられたのである。財政成果と経営成果が算定されていることを踏まえれば、そこで前提とされている経済活動は、「消費活動」と「生産活動」であることが明らかとなった。次節では、彼が提唱した結合成果計算の計算構造について検討する。

## 4. 結合成果計算の計算構造

本節では、前節の検討を踏まえ、結合成果計算の計算構造について検討する。以下では、まず、結合の対象となっている財政成果計算と経営成果計算について概観する。次に、財政成果計算と経営成果計算を結合する際に問題となる中性項目について検討する。最後に、Johns の結合成果計算書を提示し、そこにおける財政成果計算と経営成果計算の具体的項目を確認したうえで、結合成果計算の計算構造を明らかにする。

### 4-1 財政成果計算と経営成果計算

Johns の提唱する結合成果計算を論じるにあたり、まず、第1編にて検討した財政成果計算と経営成果計算について振り返っておこう。財政成果計算の内容については、すでに第3章の Johns[1938]を中心とする Johns 学説の検討において明らかにされている。

Johns は、Johns[1938]において、理念的に政府を「消費経済主体」と考え、「補償計算」を基礎とする成果計算を主張した。それは、自己資金の増加である収益収入により自己資金の減少である費用支出が補償されているかどうかを確かめるものであり、「自己資金」による補償確認計算であったということができた。それゆえ、財政成果は補償の程度を確かめることができたのである。Mülhaupt [1941]において「実質的な予算の均衡度に対する信頼のおける尺度」と述べられていたように、これが財政成果に認められる「均衡度の測定」という性質にほかならない。

一方、経営成果計算の内容については、すでに第1章の Geldmacher 学説の検討において明らかにされ、その内容については第4章においても簡単に述べられている。それゆえ、

本節において、再論する必要はないであろう。ただ Geldmacher は理念的に企業を「生産経済主体」であると考え、「補填検査」を基礎とする成果計算を主張していたのであるが、Johns の結合成果計算では経済主体が「企業」ではなく「政府」である点に注意しなければならない。

しかしながら、確かに Geldmacher は企業を前提として理念的に生産経済主体という概念を提示していたのであるが、このような経済主体の性格は企業に限ったものではない。この点に彼が「経営」という表現をしばしば用いていた意義が認められると考えられる。というのも、経営には企業のみが含まれるというわけではなく、それは生産を行う経済主体そのものを指していると解されるからである。事実、Geldmacher 自身も、政府を「寄付に依拠する経営」(beitragsbedingte Betriebe) であると述べている (Geldmacher[1931], S.363)。彼は「永続的な(給付の一引用者)創造 (Schaffen) が『経営』の本質を成す」と考えているのである (Geldmacher[1931], S.363)。

以上、第 1 編において論じられた財政成果概念と経営成果概念の内容を概観してきた。上記のような特徴を有する財政成果と経営成果を算定する成果計算が、いかなる形で結合されるのか、以下ではこの点を明らかにしていこう。

## 4-2 中性項目

Walb 学説と同様に、財政成果計算と経営成果計算の結合成果計算を論じるにあたって、中性項目が存在する。以下では、Johns の提示する中性項目の意味内容について検討していこう。

前章において検討した Walb 学説における中性項目は、企業成果計算と経営成果計算においてどちらか一方のみに含まれてしまう、両者の成果計算において相違している部分であった。Walb はこの中性項目を 3 つに分類し、それを基に結合成果計算を提唱していたのである。

それに対し、Johns[1950]において明示的に示されている中性項目は 1 つしか見られない。それは財政的中性収支と呼ばれているものである。財政的中性収支とは、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない項目である。Johns はこの項目のみを中性項目と取り扱うのである。

したがって、ここで一つ疑問が生じるであろう。というのも、Walb は中性項目を 3 つに分類していたが、狭義の企業成果と広義の企業成果を合わせて企業成果と考えるならば、

中性項目を大きく 2 つに分類していた。すなわち、経営成果計算に含まれるものの、企業成果計算には含まれない項目である計算技術上中性項目（価値外項目）と、企業成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない項目である本質上中性項目（経営外項目）および計算上中性項目（期間外項目）と、大きく 2 つに分類していたのである。

Walb 学説における結合成果計算が、企業成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行おうとするものであるならば、両者の成果計算が完全に一致している場合を除いて、いずれか一方のみにしか含まれない項目が存在するはずである。それゆえ、Walb は中性項目を大きく 2 つに分類していたのである。

しかしながら、Johns[1950]における結合成果計算が、財政成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行おうとするものであるにもかかわらず、中性項目は財政的中性収支 1 種類しか提示されていない。すなわち、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない項目のみしか提示されていないのである。言い換えれば、もう一方の財政成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない項目は提示されていない。なぜ、Walb 学説と同様に、Johns[1950]では 2 つの成果計算を結合させる結合成果計算が提唱されているにもかかわらず、このような相違が生じてしまったのであろうか。

そこで、以下では、彼が実際に提示している結合成果計算書を検討し、その計算構造を明らかにすることで、この問いに対する解答を導き出すことにしよう。

### 4-3 具体的数値例

本節では、財政成果計算と経営成果計算の内容について概観するとともに、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない財政的中性収支という中性項目について検討してきた。それでは、彼は果たしていかなる形の結合成果計算書を提示しているのであろうか。以下では、彼の提示した結合成果計算書を検討し、その計算構造を明らかにする。

まず、Johns が提示している結合成果計算書を示そう。彼の提示している数値例を踏まえた結合成果計算書のシェーマが図表 5 である<sup>72</sup>。

---

<sup>72</sup> しかし、Johns はカメラル様式に則った結合成果計算書を提示しており、さらに、かなりの数の個別項目を列挙している。本章の目的は、彼の提示した結合成果計算書の計算構造を解明することである。それゆえ、彼の結合成果計算書における計算構造が明示されるように、収支の性格に応じたグループごとに各項目をまとめ、カメラル様式に則って提示された結合成果計算書は勘定式に作成し直している。

図表 5

成果計算書		収入
支出		
A 経営成果計算		
(個々の)経営成果作用的支出	319	(個々の)経営成果作用的収入
経営成果作用的支出計	319	329
経営成果(利益)	10	
合計	329	経営成果作用的収入計
		329
B 区分計算		
経営成果作用的・財政成果非作用的収入	2	経営成果作用的・財政成果非作用的支出
		152
		経営成果(利益)
		10
財政的中性収入	2	財政的中性支出
		162
C 財政成果計算		
経営成果・財政成果作用的支出	※ 167	経営成果・財政成果作用的収入
(個々の)財政成果作用的支出	157	(個々の)財政成果作用的収入
財政成果作用的支出計	324	※※ 327
財政成果(剰余金)	12	9
合計	336	財政成果作用的収入計
		336

※ (経営成果作用的支出計319+経営成果10) - 財政的中性支出162 = 167

※※ 経営成果作用的収入計329 - 財政的中性収入2 = 327

出所 : Johns[1950], S.424-427 を基に筆者作成

Johns は、財政・経営結合成果計算書を A : 経営成果計算, B : 区分計算 (Abgrenzungsrechnung), C: 財政成果計算の 3 つの区分に分ける (Johns[1950], S.423)。A の経営成果計算には、C の財政成果計算にも含まれる経営成果・財政成果作用的収支と、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支の 2 種類が計上される。結合成果計算において問題となるのは、A の経営成果計算のみに含まれて C の財政成果計算には含まれない項目である<sup>73</sup>。この項目は、上述のように、財政的中性収支と呼ばれており、B の区分計算で反対記帳により相殺され、C の財政成果計算に反映されることはな

<sup>73</sup> A の経営成果計算および C の財政成果計算の双方に含まれるものとしては、例えば、給付収益である使用料 (Benutzungsgebühren) や、給付原価である給料や賃金などの人的経営原価、当年度に支出・費消された棚卸資産の取得原価といった物的経営原価や当年度に支出・実施された固定資産の維持・修繕に係る原価等が挙げられる (Johns[1950], S.425)。



い。

このような A の経営成果計算のみに含まれる項目として **Johns** が挙げているのは、給付収益として「給付計算上の賃貸料」(kalkulatorische Mieten)、給付原価として物的経営原価のうち「在高の減少」(Vorratsminderung)、「給付計算上の原価」(kalkulatorische Kosten) および「経営成果」である (**Johns**[1950], S.424-425)。

物的経営原価である在高の減少は、例えば、前年度以前に取得された棚卸資産が当年度まで繰り越され、それが費消された場合に、その金額を当期の給付原価として計上することが考えられる。これは前年度以前に支出されて、支出された年度の収益収入によってすでに補償されているため、当年度の財政成果計算には含まれない。それゆえ、経営成果計算のみに含まれる項目となる。ここで特に問題となるのは、給付計算上の賃貸料および給付計算上の原価である。

**Johns** は給付計算上の賃貸料に関して詳しく述べていない。しかし、この給付計算上の賃貸料は実際の収入に基づいているわけではなく、「経済的に関係するためにここに (A の経営成果計算に一引用者) 組み入れられている」とされる (**Johns**[1950], S.424)。また、給付計算上の原価の具体的内容として、彼は「費消に基づいた (verbrauchsbedingte) 減価償却」と「経営上必要な資本 (betriebsnotwendiges Kapital) に関する利息」を挙げている (**Johns**[1950], S.425)。

費消に基づいた減価償却についても、**Johns** は詳細を述べていないが、取得原価を基準とする費消の割合に基づいた減価償却であると考えられる<sup>74</sup>。また、経営上必要な資本は、給付の提供に使用されている固定資産および棚卸資産の期首と期末の (経営経済的) 帳簿残高 (Restbuchwerte) の平均値として計算され、それに利率<sup>75</sup>を乗じることによって経営上必要な資本に関する利息が計算される (**Johns**[1950], S.434)。このように計算される経営上必要な資本に関する利息も、実際の支出に基づいて計算されているわけではない。

このような A の経営成果計算のみに含まれる項目は、B の区分計算において反対記帳により相殺される (**Johns**[1950], S.420; S.424-425)。そして、相殺されなかった経営成果・財政成果作用的収支が C の財政成果計算に引き継がれる。

---

<sup>74</sup> 取得原価を基準に減価償却が行われていると考えられる理由に関しては後述する。

<sup>75</sup> **Johns** は設例において利率を 5%と見積もっているが、どのようにして利率を決定するかなど、その詳細は明らかではない。しかし、例えば **Wöhe und Döring** によると、給付計算上の利子を計算するにあたって用いられる利率は資本コスト率 (Kapitalkostensatz) であるとされる (**Wöhe und Döring**[2008], S.947)。

C の財政成果計算は、第 3 章において取り扱った財政成果計算と内容は同一である。財政成果計算のみに含まれる財政成果作用的・経営成果非作用的収支には、前年度以前の剰余金の取崩しおよびその使用、財政管理部門に対する利息の受取りと支払い、そして財政償却等が含まれる (Johns[1950], S.426-427)。これらの項目は、この区分で初めて反映される。

一方、貸借対照表に対して A の経営成果計算がどのように関係してくるかという点、Johns によれば、経営成果計算と貸借対照表との組織的な関係は存在せず、貸借対照表は C の財政成果計算とのみ組織的に結合しているとされる (Johns[1950], S.433)。したがって、Johns[1950]で作成される貸借対照表は、基本的に第 3 章で提示された財政貸借対照表となる。

しかし、A の経営成果計算が貸借対照表と組織的な関係を有さないといっても、貸借対照表に対していかなる影響も与えなかったというわけではない。経営成果計算は財政貸借対照表の表示に影響を与えている。すなわち、経営成果計算において、固定資産の費消に基づいた減価償却が行われていたことを受けて、Johns[1950]の財政貸借対照表の借方では、固定資産が費消部分 (verbrauchter Teil) と未費消部分 (unverbrauchter Teil) に区分表示される (Johns[1950], S.434)。つまり、経営成果計算における減価償却の金額だけ未費消部分から費消部分へ振替記帳が行われ、固定資産に係る費消部分と未費消部分の合計額によって固定資産の取得原価が表示されるのである<sup>76</sup>。

上記をまとめると次のように言うことができる。彼はまず、A の経営成果計算において経営成果を算定する。そして、次に B の区分計算において、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算に含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支のみを抽出し、反対記帳により相殺することで、C の財政成果計算に引き継がれないようにする。最後に、C の財政成果計算において、新たに財政成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない項目である財政成果作用的・経営成果非作用的収支を加味して、財政成果を算定するのである。

以上から、なぜ Johns が中性項目を財政的中性収支のみしか提示していなかったのかが明らかになるであろう。彼は、財政成果作用的・経営成果非作用的収支を C の財政成果計

---

<sup>76</sup> このように固定資産を費消部分と未費消部分に区分して表示し、両者の合計額によって固定資産の取得原価を表示するという点から、費消に基づいた減価償却は、時価ではなく取得原価を基準に行われることが明らかとなる。

算の区分に含めてしまっていたのである。図表 5 でいえば、「(個々の) 財政成果作用的支出」である 157 と「(個々の) 財政成果作用的収入」である 9 がそれに該当する。つまり、これらは実質的には中性項目ではあるものの、中性項目とはみなされず、C の財政成果計算に含められる一方で、財政的中性収支のみが中性項目として扱われ、B の区分計算において計算・開示されているのである。

#### 4-4 結合成果計算の計算構造

財政・経営結合成果計算を提唱している Johns 学説では、上述のように、財政成果計算と経営成果計算が結合されていた。つまり、1 つの成果計算書の中で、財政成果と経営成果という 2 つの成果が算定されていたのである。

しかし、そこでは単に財政成果計算と経営成果計算の相違が中性項目として理解されるのではなく、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支のみが中性項目として、すなわち財政的中性収支として取り扱われていた。そして、経営成果計算から財政成果計算を導出する際には、財政的中性収支が明示的に経営成果計算から控除され、その後、財政成果計算の区分において財政成果作用的・経営成果非作用的収支が加味されるという形となっていた。

しかしながら、Johns 学説における経営成果計算は Geldmacher 学説において提示されていると考えられる経営成果計算と必ずしも同一というわけではない。本項では、Johns が提唱した結合成果計算の計算構造を明らかにするにあたって、まず、前項における具体的数値例を基に、Johns の算定する経営成果ないし経営利益の内容を再度確認しておこう。

上述のように、Johns も財政成果と経営成果の計算を結合させるにあたって、中性項目を設けている。彼の結合成果計算において生じる中性項目は、経営成果作用的・財政成果非作用的収支である「財政的中性収支」のみであった。この財政的中性収支は、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない項目である。

図表 5 でいえば、財政的中性収支は「B 区分計算」に含まれる項目であるが、ここに含まれる代表的なものとして、Johns は例えば、給付収益として給付計算上の賃貸料、給付原価として給付計算上の原価などを挙げていた。

前項にて述べたように、Johns は給付計算上の賃貸料および給付計算上の原価の測定について詳細には述べていなかった。しかし、これらの数値は必ずしも実際の収支に基づいているわけではなく、財やサービスといった給付の生産と費消に基づいて計上されていると

考えられる。もちろん具体的な計算過程が示されていない部分が多く、その詳細は明らかではないが、Walb が述べていたように、経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支も、給付の経済価値に基づいて測定されていると考えることができよう。

ここで特に注目すべきは、Johns は Walb とは異なり、給付計算上の収益として給付計算上の賃貸料を明示している点であろう。Walb は「生産性の測定」を志向しながらも、経営収益に関して給付計算上の収益に属する項目を提示していなかった。すなわち、本論文では、「計算上中性」項目と表示されていた原材料における裁量成果は、計算構造上「計算技術上中性」項目と解されるために、結果として給付計算上の収益に属する項目と取り扱ったにすぎず、Walb 自身が必ずしもそのように述べていたわけではなかった。

しかしながら、Johns は明確に給付計算上の収益として給付計算上の賃貸料を挙げている。この点から、Walb より明確に、Johns が経営成果計算を財やサービスといった給付それ自体の生産・費消に基づく成果計算と捉えていることが明らかとなる。

以上から明らかなように、Johns は明確に、Schmalenbach のいうところの付加給付である給付計算上の収益を提示している。それゆえ、Johns は Walb とは異なり、厳密に経営成果計算を展開していたと考えることができる。すなわち、彼は財やサービスといった給付の生産・費消に基づいて経営成果を算定しようとしていたのである。

このような認識・測定基準に基づいて算定される経営成果が「生産性の測定」に資することは明らかであろう。Johns は「経済性」という表現を使用しているが、その意味するところは「生産性」と考えることができる。というのも、財やサービスといった給付の生産・費消に基づいて計算される経営成果は、政府が生産・費消した給付の価値の純額、すなわち「付加価値」を意味するのであり、それは政府の「生産活動の経済性」を表すことにはほかならない。

以上から、Johns の提唱した結合成果計算において展開されている経営成果計算は、Walb のそれよりも厳密に、財やサービスといった給付の生産・費消に基づき展開されていることが明らかとなった。このように理解されるとき、彼の経営成果計算は貨幣計算を基礎とする財政成果計算から独立して存在していると解することができるであろう。すなわち、経営成果計算は、Walb のそれとは異なり、結合成果計算書において財政成果計算と対等の関係にあり、両者が独立した形で展開され結合されていると解することができるのである。まさに Johns の結合成果計算こそ、財政成果計算と経営成果計算という 2 つの成果計算が対等な形で「結合」されているといえよう。

## 5. 結合成果計算書の機能

前節では、Johns の結合成果計算を検討するにあたり、中性項目の意味内容について確認し、結合成果計算の計算構造を検討した。彼の提示している結合成果計算書は、Walb 学説と同様に、経営成果からもう一方の成果を、すなわち財政成果を導出する形となっていた。その際、B の区分計算において、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支は反対記帳により相殺される。さらに、C の財政成果計算において、財政成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない財政成果作用的・経営成果非作用的収支が加味される。その結果として算定されるのが、財政成果であった。

それでは、Johns はなぜ財政成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書において行おうとしたのであろうか。というのも、Walb 学説において提起されたように、あえて両者を結合させて 1 つの成果計算書において示さなくとも、個々に独立させて 2 つの成果計算書として開示することもできたはずではないか、という疑問が生ずるからである。なぜ、彼がこのように 2 つの成果計算書として開示するのではなく、1 つの成果計算書において開示することを選択したのか。本節では、結合成果計算書の機能について考えてみたい。

上述のように、Johns の結合成果計算書の特徴は、Walb 学説と同様に、A の経営成果計算において算定される経営成果から C の財政成果計算において算定される財政成果を導出する点にある。その際に、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支は控除されなければならず、財政成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない財政成果作用的・経営成果非作用的収支は加味されなければならなかった。

しかし、Johns の結合成果計算書には、Walb 学説には見られないもう一つの特徴が存在している。それは、実質的に中性項目には少なくとも 2 つの種類が考えられるものの、Johns はそのうち一方のみを中性項目として取り上げ、もう一方については中性項目とみなしていないという点である。すなわち、経営成果作用的・財政成果非作用的収支のみを中性項目、つまり財政的中性収支と呼んでいたのに対し、もう一方の財政成果作用的・経営成果非作用的収支については中性項目と呼ばずに、C の財政成果計算に含めているにすぎなかった。

Walb の結合成果計算を振り返れば明らかなように、Walb 学説においては、経営成果計算に含まれるものの、狭義および広義を合わせた企業成果計算全体には含まれない項目だけが計算技術上中性項目（価値外項目）として位置づけられていたわけではない。他にも、狭義および広義を合わせた企業成果計算全体に含まれるものの、経営成果計算には含まれない項目は本質上中性項目（経営外項目）と呼ばれ、全体成果計算（広義の企業成果計算）に含まれるものの、期間成果計算（狭義の企業成果計算）および経営成果計算には含まれない項目もまた計算上中性項目（期間外項目）と呼ばれていたのである。経営成果計算に含まれないという意味で後者の 2 つを 1 つにまとめるとするならば、少なくとも彼は中性項目を大きく 2 つに分類していたと考えられる。

ともに結合成果計算を提唱しているにもかかわらず、このような相違が生じているのはいかなる理由に因るものなのであろうか。以下では、この点について考えてみよう。

Walb の結合成果計算書においては、中性項目がすべて 1 つの区分に計上されていることから明らかなように、彼は重要性という観点において中性項目に特段の区別を設けていないことが窺える。すなわち、計算技術上中性項目、本質上中性項目および計算上中性項目いずれにしても、1 つの区分に中性項目がまとめられており、取扱いに差異は存在しない。したがって、明示的に経営成果に中性項目を加減することで、企業成果が算定されるという形になっている。それゆえ、彼の結合成果計算書では、経営成果と企業成果の関係性が示されるという利点が認められたのである。

それに対し、Johns の結合成果計算書では、Walb の結合成果計算書とは異なり、中性項目として取り上げられているのは経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支のみであった。つまり、実質的にはもう一方の財政成果作用的・経営成果非作用的収支も存在していると考えられるものの、それは中性項目として区別されずに、C の財政成果計算に含められてしまっていたのである。したがって、明示的に経営成果に中性項目を加減することで、財政成果が算定されるという形になっているわけではない。それゆえ、彼の結合成果計算書では、必ずしも経営成果と財政成果の関係性が示されるという利点は認められないと考えられる。

それでは、Johns の結合成果計算書の機能はいかなる点に認められるべきであろうか。それは、彼があえて経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支を区分して計算・開示した点に求められるべきであろう。というのも、Walb の提示している結合成果計算書の形式を Johns の提示している財政成果計算と経営成果計算の結合成果計算書に

当てはめる場合、経営成果作用的・財政成果非作用的収支と財政成果作用的・経営成果非作用的収支は 1 つの区分で計算・開示されることになるからである。このような結合成果計算書の形も当然に考えられたはずであろう。

それにもかかわらず、Johns が経営成果作用的・財政成果非作用的収支のみを中性項目として理解しているということは、それが財政成果作用的・経営成果非作用的収支に比して、より重要であるという認識が存在しているからであろう。彼は、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支を財政的中性収支として明示することに主眼を置いていたのである。

したがって、彼は経営成果と財政成果の関係性を表示するというよりも、経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支の表示それ自体に関心があり、財政成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行おうとする結合成果計算を提唱したと考えることができよう。このように、Walb および Johns とともに結合成果計算を提唱しながらも、結合成果計算書を開示する目的に相違が生じていたのである。

## 6. おわりに

本章では、Johns[1950]において提唱された、財政成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を検討し、その計算構造を明らかにするとともに、結合成果計算書の機能を考察してきた。

Johns[1938]を中心とする Johns 学説は近年わが国でも公会計の観点から検討されており、本論文でも第 3 章において検討している。しかし、Johns[1950]についてはわが国ではほとんど検討されておらず、筆者の知る限り戸田[2004]のみしか存在していないと考えられた。そこで、本章ではまず、戸田[2004]においていかなる点が明らかにされているのかを検討した。しかし、戸田[2004]では、なぜ Johns が 1 つの成果計算書の中で、財政成果計算と経営成果計算という 2 つの成果計算を結合させなければならなかったのか、その点は明らかにされてはいなかった。そこで、本章ではこの点を明らかにしようと試みたのである。

Johns 学説において提唱された結合成果計算は、財政成果計算と経営成果計算から構成されていた。財政成果および経営成果の意味内容については、第 1 編においてすでに検討しており、それぞれ「消費経済主体」と「生産経済主体」という理念的な経済主体が想定さ

れていたことが明らかとなったが、現実の政府は 1 つの経済活動だけを営んでいるわけではなく、複数の経済活動を営んでいると考えられる。それゆえ、Johns は現実に観察される政府の「消費活動」と「生産活動」という経済活動に着目し、結合成果計算を提唱したと考えられたのである。

Johns も Walb と同様に、中性項目を提示している。しかしながら、中性項目の取り扱いについては Walb とは様相を異にしている。すなわち、Johns が中性項目として掲げていたものは、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支のみであった。

このような中性項目の扱いは、Johns の提示する結合成果計算書に表れていた。彼は結合成果計算書を A の経営成果計算、B の区分計算、C の財政成果計算という 3 つの区分に分けている。まず、A の経営成果計算において経営成果が算定される。次に、B の区分計算において、先の財政的中性収支が計算・開示される。最後に、C の財政成果計算において、財政成果が算定される。

結合成果計算の計算構造という点においても、Walb の結合成果計算と Johns のそれは異なっていた。すなわち、Walb の経営成果計算は財やサービスといった給付それ自体の生産・費消に着目していると必ずしも言うことはできず、その背後に貨幣計算が存在していたのに対し、Johns の経営成果計算は財やサービスといった給付それ自体の生産・費消に基づき展開されていた。それゆえ、Walb の結合成果計算書では、経営成果計算は貨幣計算の一部として企業成果計算に組み込まれるという計算構造となっていたのに対し、Johns の結合成果計算書では、経営成果計算は財政成果計算と対等の関係にあり、両者が独立した形で展開され結合されていたのである。

それでは、なぜ Johns は結合成果計算書を作成しようとしたのであろうか。ここで注目されたのは、中性項目の扱いであった。中性項目としては、経営成果計算に含まれるものの、財政成果計算には含まれない経営成果作用的・財政成果非作用的収支のみならず、財政成果計算に含まれるものの、経営成果計算には含まれない財政成果作用的・経営成果非作用的収支も考えられたはずである。それにもかかわらず、Johns は Walb とは異なり、経営成果作用的・財政成果非作用的収支のみを中性項目として取りあげ、財政成果作用的・経営成果非作用的収支を C の財政成果計算に含めていた。

Johns があえて中性項目として経営成果作用的・財政成果非作用的収支である財政的中性収支のみを取り上げていたことを踏まえれば、彼は経営成果と財政成果の関係性を表示す



るというよりも、財政的中性収支の表示それ自体に関心があり、結合成果計算を提唱したと考えることができたのである。

上述のように、Johns は、Schmalenbach を嚆矢とするケルン学派の Walb および Mahlberg の指導を受け、はじめて公会計論と呼ぶに相応しい会計理論を提唱した。その後、戸田[2004]においても指摘されているように、彼は自身の公会計の理論をさらに深化させ、地方自治体といった政府会計の構造を全体的に構築しようとしていたといえよう。それが、経営成果計算の導入と結合成果計算の提唱に表れているのではないだろうか。

本章は拙稿「**Johns** の財政・経営結合計算書—成果計算の観点からの検討—」第 4 節に加筆・修正したものである。

## 終章 本論文の結論と今後の課題

### 1. はじめに

第1編では、Geldmacher学説、Mahlberg学説およびJohns学説の検討を通じて、彼らの学説において提示されている成果概念ないし成果計算における経済主体の性格、「認識」と「測定」、そして算定される成果の性質といった諸特徴を明らかにした。前二者の学説は企業会計に関するものであり、Johnsの学説は公会計に関するものであった。

まず、第1章においては、Geldmacher[1923]を中心とするGeldmacher学説を検討した。彼の学説では、「補填検査」という成果計算思考を基礎として成果計算が展開されていた。補填検査は、「給付能力の維持」という考え方から導き出されたものである。彼は、補填検査を行うことで、「付加価値」としての経営成果を計算しようとしていた。したがって、彼の学説において提示されていると考えられる経営成果は、「生産性の測定」に資するものと考えることができた。

第2章においては、Mahlberg[1925]を中心とするMahlberg学説を検討した。彼の学説では、「中和化」という成果計算思考を基礎として成果計算が展開されていた。彼は、中和化を貸借対照表のあらゆる項目に適用し、Walb学説において示された「資本利子」としての企業成果を計算しようとしていた。したがって、彼の学説において提示されていると考えられる企業成果は、「収益性の測定」に資するものと考えることができた。

第3章においては、Johns[1938]を中心とするJohns学説を検討した。彼の学説においては、「補償計算」という成果計算思考を基礎として成果計算が展開されていた。彼は、補償計算を行うことにより、「正味の自己資金」である財政成果を計算していた。しかし、そこで求められているのは、正味の自己資金の計算というよりも、自己資金の流入により自己資金の流出が補償されているか否かを確認することであった。したがって、彼の学説における財政成果は、「均衡度の測定」に資するものと考えることができた。

このように、三者の学説では、成果計算を行う目的が異なっているために、異なる成果概念ないし成果計算が提示されていると考えられたのである。

第2編では、Walb学説およびJohns学説における結合成果計算の検討を通じて、結合成

果計算における経済活動の性格、結合成果計算の計算構造、そして結合成果計算書の機能といった諸特徴を明らかにした。Walb 学説は企業会計の領域において結合成果計算を提唱している学説であり、Johns 学説は公会計の領域において結合成果計算を提唱している学説であった。

まず、第 4 章においては、Walb[1948]を中心とする Walb 学説において提示されている企業・経営結合成果計算を検討した。企業・経営結合成果計算では、広義の企業成果である全体成果と経営成果の関係性を表示するために、1 つの成果計算書の中で 2 つの成果計算が行われていると考えることができた。

第 5 章においては、Johns[1950]を中心とする Johns 学説において提示されている財政・経営結合成果計算を検討した。財政・経営結合成果計算では、財政的中性収支を表示するために、1 つの成果計算書の中で 2 つの成果計算が行われていると考えることができた。

このように、Walb 学説および Johns 学説では、結合成果計算書の目的が異なっているために、異なる形式の結合成果計算書が提唱されていると考えられたのである。

以上の検討を踏まえ、本章では、第 1 編および第 2 編における、本論文で特に強調されるべき経済主体の性格および経済活動の性格について概観するとともに、結合成果計算が提唱された当時におけるドイツの時代背景を基に結合成果計算の意義を検討する。そして、本論文の貢献および今後の課題を示す。

第 2 節では、第 1 編にて検討した 3 つの成果概念における経済主体の性格を確認する。そして、これら 3 つの成果概念では、それぞれ理念的な経済主体として、「生産経済主体」、「投機経済主体」および「消費経済主体」が想定されていることを明らかにする。

第 3 節では、第 2 編で検討した 2 つの結合成果計算における経済活動の性格を確認する。そして、これら 2 つの結合成果計算では、現実に観察される企業および政府の経済活動として、それぞれ「投機活動」と「生産活動」、「消費活動」と「生産活動」が想定されていることを明らかにする。

第 4 節では、本論文の結論として、結合成果計算が提唱された当時におけるドイツの時代背景について述べ、結合成果計算の意義を検討する。そして、結合成果計算が企業や政府といった経済主体の経済活動全体を説明することを目的とする会計理論であることを明らかにする。また、結合成果計算の対象となっている成果概念ないし成果計算に関する諸学説、そして Walb および Johns によって提唱された結合成果計算の検討を通じて明らかになった点を簡単に示すとともに、本論文の貢献について述べる。

第5節では、今後の課題として、第4節において、理想的な経済主体として生産経済主体を前提とする結合成果計算が検討されていなかったことに鑑み、生産経済主体を範とする成果計算の可能性を検討する。そして、料金規制事業（Rate-regulated Activities）における成果計算が、その一つの可能性として考えられることを指摘する。

## 2. 成果概念の諸形態にみる3つの経済主体

### —第1編の総括—

本節では、第1編にて検討した3つの成果概念における経済主体の性格を確認する。ここでいう3つの成果概念とは、Geldmacher学説において提示されていると考えられた経営成果概念、Mahlberg学説において提示されていると考えられた企業成果概念、およびJohns学説において提示されていた財政成果概念である。

#### 2-1 経営成果概念にみる経済主体

経営成果概念を提示していると考えられたGeldmacher学説では、企業ないし経営という経済主体は共同経済的な思考に依拠しており、経済的な給付の「生産」を行う経済主体であると考えられていた。すなわち、企業ないし経営は国民経済に対し給付を提供する器官であると考えられていたのである。

Geldmacherは、企業ないし経営の経済活動は経済的な力の流出と流入という2つの対立する「力」の流れの中で行われていると考える。そして、力の流入により力の流出を補償することが、経営活動の最も基本的な目的であると考えていた。

そこで、Geldmacherは収益を企業ないし経営自身の力の増加あるいは力の流入と考え、費用を企業ないし経営自身の力の減少あるいは力の流出と考えることで、力の補償計算である成果計算論を展開した。このような発想は彼の「給付能力の維持」という考え方に如実に表れており、これを基にして「補填検査」という成果計算思考が誕生したのである。

上記から明らかなように、Geldmacherは、企業ないし経営を経済的な給付の生産を行う経済主体であると捉えるとともに、企業ないし経営に、給付に対する反対給付、すなわち力の流入である収益により力の流出である費用を補償することを求めていた。このような位置づけから、企業ないし経営を「生産経済主体」と捉えているということができたので

ある。というのも、彼は「消費経済主体」を他の経済主体からの収入に依存しているものと考え、「従属的な」存在であると理解する一方で、企業ないし経営は自身の手で力の流入である収益により力の流出である費用を補償するのであるから、「自立的な」存在であると考えられているからである。これは西川[1978]でいうところの「生産経済」にほかならない。

西川[1978]によれば、経済主体自身の手で、給付に対する反対給付、すなわち対価を受け取ることによって、自立的に経済活動を営むことができるということが、生産経済の本質であると考えられていた。それゆえ、Geldmacher 学説における企業ないし経営は生産経済主体と特徴づけられたのである。

このような認識に基づいた場合、企業主、すなわち株主の存在が強調されるのではなく、企業ないし経営自身の立場が強調され、それ独自の観点から経営成果は特徴づけられる。すなわち、企業ないし経営自身がどの程度国民経済に対し価値を付加したのか、ということが問題とされ、経営成果は企業ないし経営が国民経済に対して付加した価値、すなわち「付加価値」を表現するものと考えられるのであった。

以上から、経営成果概念における経済主体の性格が確認されたであろう。経営成果概念においては、企業ないし経営は国民経済に対し給付を提供するために生産を行う経済主体であることが前提とされていた。しかし、単に生産を行うのではなく、企業ないし経営は自身の手で、給付に対する反対給付、すなわち対価を受け取ることにより、自立的に経済活動を営まなければならない。つまり、収益により費用を補償することが求められる。それゆえ、企業ないし経営は「生産経済主体」として特徴づけられた。この場合、企業主である株主の存在は強調されることはなく、企業ないし経営それ自身の立場が重視され、経営成果も企業ないし経営が国民経済に対し付加した価値である付加価値を表現するものと考えられるのであった。

## 2-2 企業成果概念にみる経済主体

企業成果概念を提示していると考えられた Mahlberg 学説では、企業という経済主体は私経済的な思考に依拠しており、「投機」を行う経済主体であると考えられていた。すなわち、企業は私経済である企業主、すなわち株主に対し貨幣的余剰である利益を分配する機関であると考えられていたのである。

Mahlberg は、企業の経済活動を投機の期間に基づき、投機期間の最も長いグループ、投機期間の最も短いグループおよび投機期間が両者の中間に位置するグループの 3 つに分類

していた。彼は、いずれの投機の形態においても、それは投機期間の相違にすぎず、投機利益ないし投機成果を獲得することが企業の最も基本的な目的であると考えていたのである。

そこで、Mahlberg は上記の投機の形態に依拠して、「中和化」に基づく成果計算論を展開するのであった。しかし、一般物価水準ないし貨幣価値が変動している場合には、先の投機の期間に基づく分類のみでは、適正な投機成果は計算され得ない。というのも、貨幣価値変動損益が顧慮されていないからであった。それゆえ、彼は最終的に中和化の形態を3つに分類することで、あるべき投機成果の計算方法を提案していた。

上記から明らかなように、Mahlberg は、企業は投機を行う経済主体であると捉えたとともに、企業に貨幣的余剰である利益の獲得を求めていた。このような位置づけから、企業を「投機経済主体」と捉えているということができたのである。

このような認識に基づいた場合、企業それ自身の立場が強調されるのではなく、企業主、すなわち株主の立場が強調され、その観点から企業成果は特徴づけられる。つまり、企業主である株主に帰属する利益である「資本利子」としての企業成果が計算されていると考えられたのである。

以上から、企業成果概念における経済主体の性格が確認されたであろう。企業成果概念においては、企業は企業主である株主に分配するための利益を獲得するために投機を行う「投機経済主体」であることが前提とされていた。この場合、企業それ自身の立場が強調されるのではなく、企業主である株主の存在が重視され、企業成果計算も企業主である株主に帰属する利益である資本利子を計算するものと考えられたのである。

### 2-3 財政成果概念にみる経済主体

財政成果概念を提示していると考えられた Johns 学説では、地方自治体といった政府は「消費」を行う経済主体であると考えられていた。というのも、彼は、ある一定の所得を前提として、その中で生計維持のために消費を行う経済主体である家計と政府の同質性を認めていた。すなわち、政府も租税収入などに依拠して消費を行っているのであるから、その意味で家計との同質性が認められたのである。

Johns は、収支に関して独自の性格づけを行い、収支を4つのグループに大別している。そこで特に重視されるのは、財政成果計算の構成要素とされる収益収入と費用支出であった。彼は、この収益収入により費用支出を補償できているか否かが、行政サービスを提供

するという政府活動の継続性に大きな影響を与えると考えていたのである。

そこで、**Johns** は収益収入を自己資金の増加ないし流入と考え、費用支出を自己資金の減少ないし流出と考えることで、「自己資金」による「補償計算」としての成果計算論を展開した。つまり、財政成果計算は自己資金による補償確認計算であるということができたのである。

上記から明らかなように、**Johns** は、政府は消費を行う経済主体であると捉えるとともに、政府に自己資金の流入である収益収入によって自己資金の流出である費用支出を補償することを求めている。このような位置づけから、政府を「消費経済主体」と捉えているということができたのである。

政府が生産ではなく消費を行っているということの背景には、そもそも政府は「行政サービス」を提供するものの、それに対する反対給付、すなわち対価を受け取っていないという認識が存在していた。確かに政府は徴税などにより租税収入などを得るものの、それは提供された行政サービスに対する対価とは考えられていない。つまり、彼は、対価性の有無にかかわらず、租税収入などを収益収入として位置づけ、財政的な観点から収益収入によって費用支出を補償することができているのかどうかを確認する財政成果計算を提唱したのである。このような視点は、西川[1978]においても指摘されており、政府自身が行政サービスに対する対価を取得しないかぎり、政府は家計の延長とみられる消費経済であると考えられていた。それゆえ、**Johns** 学説における政府は消費経済主体と特徴づけられたのである。

以上から、財政成果概念における経済主体の性格が確認されたであろう。財政成果概念においては、政府は租税収入などを前提として家計と同様に消費を行う経済主体であることが前提とされていた。しかし、単に消費を行っているのではなく、それは行政サービスの提供のために行われている。その意味では生産を行っているとも解されるが、先の **Geldmacher** 学説における生産経済主体と大きく異なる点は、給付に対する反対給付、すなわち対価を受け取っているか否かであった。つまり、行政サービスの提供に対する対価を取得しない限りは、自立的な経済活動を営む生産経済主体であるとはみなされないと考えられる。それゆえ、政府は「消費経済主体」と特徴づけられたのである。

しかし、消費経済主体であるといっても、継続的に行政サービスを提供するためには、対価性の有無にかかわらず、租税収入などを収益収入として位置づけ、財政的な観点から収益収入によって費用支出を補償することができているのかどうかを確認する必要がある。



そこで、提唱されたのが財政成果計算であったといえよう。

### 3. 結合成果計算の二形態にみる 3つの経済活動

#### —第2編の総括—

本節では、第2編にて検討した2つの結合成果計算における経済活動の性格を確認する。ここでいう2つの結合成果計算とは、Walb学説において提唱されていた企業成果計算と経営成果計算の結合成果計算、およびJohns学説において提唱されていた財政成果計算と経営成果計算の結合成果計算である。

#### 3-1 企業・経営結合成果計算にみる経済活動

企業・経営結合成果計算を提唱しているWalb学説では、上述のように、企業成果計算と経営成果計算が結合されていた。つまり、1つの成果計算書の中で、企業成果と経営成果という2つの成果が算定されていたのである。そこでは企業成果計算と経営成果計算の相違が中性項目として理解され、その調整計算として結合成果計算が行われていた。

しかしながら、経営成果計算に着目する場合、経営成果は本来、財やサービスといった給付それ自体の生産・費消に基づき算定されなければならないはずであるが、Walbの提示している結合成果計算では必ずしもそのような形となっていなかった。彼の結合成果計算は、結局のところ、貨幣計算を基礎とした企業成果計算に経営成果計算が組み込まれるという計算構造になっていたのである。

以上のような計算構造を有するWalbの結合成果計算書には、今日でいえば間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書との類似性が認められた。それゆえ、間接法に基づくキャッシュ・フロー計算書において当期純利益と営業活動によるキャッシュ・フローの関係性が示されるのと同様に、結合成果計算書においても経営成果と広義の企業成果である全体成果の関係性が示されていると考えられたのである。

ところで、企業成果と経営成果という2つの成果概念の背後にある理念的な経済主体は、Mahlberg学説およびGeldmacher学説の検討から明らかになったように、「投機経済主体」と「生産経済主体」であった。したがって、経済主体の観点からすれば、投機経済主体と生産経済主体という2つの経済主体が想定されていると考えることができた。

しかし、Mahlberg学説およびGeldmacher学説では、経済主体が2つの性格を有してい

るとは捉えられていない。すなわち、精緻化された理念的なモデルとして、それぞれ投機経済主体と生産経済主体という経済主体が提示されていたのである。したがって、経済主体が同時に2つの性格をもつということは想定されていなかった。

それに対し、現実の企業は1つの経済活動だけを営んでいるわけではなく、複数の経済活動を営んでいる。確かに理念的な経済主体を想定する場合、投機経済主体であればあらゆる経済活動は投機活動、生産経済主体であればあらゆる経済活動が生産活動といった形で説明され、それ以外の経済活動は行われていないと考えられる。

しかしながら、企業は理念的な経済主体から演繹的に導出される特定の経済活動のみを行っているわけではない。Walbは、このような現実を観察される企業の経済活動に着目して、それを説明する成果計算論として結合成果計算を提唱したといえよう。すなわち、彼は理念的な経済主体から演繹的に企業の経済活動を導出するのではなく、現実企業が営んでいる「投機活動」と「生産活動」に着目し、帰納的に結合成果計算を提唱していたと考えられる。

このことは当時の時代背景からも窺うことができた。そもそもWalbは歴史的な観点から経営成果に比し企業成果を重視していたのであるが、これは現実企業が利益の獲得を目的として投機活動を行っており、それを表現するべく企業成果が重視されていると考えられたからであった。一方で、1944年は第二次世界大戦末期であり、軍需生産の拡充が図られ、それに伴い軍需物資の生産ために使用される基礎資材の生産も拡大していた。したがって、当時は企業の生産活動が主たる経済活動として特に重視されていたと考えられた。このように、結合成果計算は投機活動と生産活動という2つの経済活動を前提としていたのである。

以上から、企業・経営結合成果計算における経済活動の性格が確認されたであろう。結合成果計算は、現実を観察される企業の経済活動に基づいていたのである。そこで前提とされていたのは、「投機活動」と「生産活動」であった。Walbは現実を観察される企業の投機活動と生産活動に着目し、企業成果計算と経営成果計算を1つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱していたのである。

### 3-2 財政・経営結合成果計算にみる経済活動

財政・経営結合成果計算を提唱しているJohns学説では、上述のように、財政成果計算と経営成果計算が結合されていた。つまり、1つの成果計算書の中で、財政成果と経営成果

という 2 つの成果が算定されていたのである。

しかし、そこでは単に財政成果計算と経営成果計算の相違が中性項目として理解されるのではなく、経営成果作用的・財政成果非作用的収支のみが中性項目として、すなわち財政的中性収支として取り扱われていた。そして、経営成果計算から財政成果計算を導出する際には、財政的中性収支が明示的に経営成果計算から控除され、その後、財政成果計算の区分において財政成果作用的・経営成果非作用的収支が加味されるという形式になっていた。

また、結合成果計算の計算構造という点においても、Johns の結合成果計算書と Walb のそれは異なっていた。すなわち、Johns の経営成果計算は財やサービスといった給付それ自体の生産・消費に基づき展開されていたのに対し、Walb のそれは必ずしもそのような形となっていなかった。それゆえ、Johns の結合成果計算では、経営成果計算は財政成果計算と対等の関係にあり、両者が独立した形で展開され結合されていたのに対し、Walb の結合成果計算では、経営成果計算は貨幣計算の一部として企業成果計算に組み込まれるという計算構造となっていた。

このような計算構造を有する Johns の結合成果計算書は、Walb の結合成果計算書と異なり、経営成果と財政成果の関係性を表示するというよりも、財政的中性収支の表示それ自体を目的としていると考えることができたのである。

ところで、財政成果と経営成果という 2 つの成果概念の背後にある理念的な経済主体は、Johns[1938]を中心とする Johns 学説および Geldmacher 学説の検討から明らかになったように、「消費経済主体」と「生産経済主体」であった。したがって、経済主体の観点からすれば、消費経済主体と生産経済主体という 2 つの経済主体が想定されていると考えることができた。

しかし、Johns[1938]を中心とする Johns 学説および Geldmacher 学説では、経済主体が 2 つの性格を有しているとは捉えられていない。すなわち、精緻化された理念的なモデルとして、それぞれ消費経済主体と生産経済主体という経済主体が提示されていたのである。したがって、経済主体が同時に 2 つの性格をもつということは想定されていなかった。

それに対し、現実の政府は 1 つの経済活動だけを営んでいるわけではなく、複数の経済活動を営んでいる。確かに理念的な経済主体を想定する場合、消費経済主体であれば、あらゆる経済活動は消費活動、生産経済主体であれば、あらゆる経済活動が生産活動といった形で説明され、それ以外の経済活動は行われていないと考えられる。

しかしながら、政府は理念的な経済主体から演繹的に導出される特定の経済活動のみを行っているわけではない。Johns は、このような現実を観察される政府の経済活動に着目して、それを説明する成果計算論として結合成果計算を提唱したといえよう。すなわち、彼は理念的な経済主体から演繹的に政府の経済活動を導出するのではなく、現実には政府が営んでいる「消費活動」と「生産活動」に着目し、帰納的に結合成果計算を提唱していたと考えられる。

そもそも Johns は経営成果計算よりも財政成果計算が優先されるべきであるという認識に立っていたのであるが、これは政府の主たる活動が一般財政管理活動にあると考えられていたからであった。一方で、現実には地方自治体が行っている活動には、文化・共同社会保護、福祉制度、保健衛生制度、建設・住居・住宅地制度など多岐にわたる。これらには経営特性を有する多くの設備や公共施設が含まれ、そのような設備・施設は地方自治体をはじめとする政府の生産活動のために使用されていたと考えられた。このように、結合成果計算は消費活動と生産活動という 2 つの経済活動を前提としていたのである。

以上から、財政・経営結合成果計算における経済活動の性格が確認されたであろう。結合成果計算は、現実には観察される政府の経済活動に基づいていたのである。そこで前提とされていたのは、「消費活動」と「生産活動」であった。Johns は現実には観察される政府の消費活動と生産活動に着目し、財政成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱していたのである。

## 4. 本論文の結論

本節では、第 2 節および第 3 節の内容を踏まえ、結合成果計算が提唱された当時のドイツの時代背景を基に、結合成果計算の意義を明らかにする。次に、本論文の貢献を示す。

### 4-1 結合成果計算の意義

本章第 2 節では、結合成果計算は 2 つの成果計算を 1 つの成果計算書の中で行うものであることから、結合の対象となっている成果概念ないし成果計算における企業観、より正確にはエンティティ観を確認した。すなわち、結合の対象となっている成果概念ないし成果計算の理念型を提示した。

本章第 3 節では、結合成果計算が現実に企業ないし政府が行っている経済活動を基に構成されていることを確認した。すなわち、Walb の提唱した企業・経営結合成果計算であれば、企業の「投機活動」と「生産活動」を基礎としており、Johns の提唱した財政・経営結合成果計算であれば、政府の「消費活動」と「生産活動」を基礎としていることを指摘した。

ここで Walb および Johns が結合成果計算を提唱した当時の時代背景を簡単に俯瞰しておこう。上述のように、Walb が企業・経営結合成果計算を提唱した正確な年度は 1944 年であり、Johns が財政・経営結合成果計算を提唱した年度は 1950 年である。1944 年は第二次世界大戦の最中であつたのに対し、1950 年は第二次世界大戦後である。そこで、以下ではまず、第二次世界大戦に至る以前から当時の時代背景を概観する。

ナチスが政権を獲得し、「民族共同体」(Volksgemeinschaft) という理念を提示したのは周知の事実である。そして、この理念に基づき、「経営共同体」(Betriebsgemeinschaft) という新しい経済理念も提示された。岩田[1942]によれば、この経営共同体の具体的形態として現れたのが、1934 年 1 月 20 日に公布された国民労働秩序法 (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) であるとされる (岩田[1942], 83 頁)。本論文との関連においてこの法律で注目すべきは、民族共同体の理念につながる「公益優先」の原理である。すなわち、「経営は単なる営利の手段ではなく、その経済活動は利潤動機によって支配されるべきではない。むしろ国民協同体 (民族共同体—引用者) の一構成分子として、国民経済的職能をはたすべき機関であり、国家および国民の欲望充足という公益に奉仕すべき任務を担うべきものである」という考え方が提示されたのである (岩田[1942], 84 頁)。

したがって、上記の理念からすれば、「収益性」という概念は到底認められ得るものではないが、岩田[1942]によれば、これに代わる企業ないし経営の具体的な目的は提示されていなかったとされる (岩田[1942], 87 頁)。その具体的な目的が提示されたのが、1936 年に公表された第二次四ヶ年計画であつた<sup>77</sup>。すなわち、四ヶ年計画において、「経済性の促進と給付の増強」(Wirtschaftlichkeitsförderung und Leistungssteigerung) という企業ないし経営の目的が提示されたのである (岩田[1942], 87 頁)。

このような流れを受けて、企業の生産活動が強化されたのである。第二次世界大戦が激

---

<sup>77</sup> 四ヶ年計画とは「4 年以内に戦争遂行が可能となることを目標」とし (工藤[1980], 63 頁)、「資源の自給自足にもとづく生産力拡張を主たる目的とするもの」である (岩田[1942], 87 頁)。

しさを増すにつれて、軍需物資の生産もまた一層拡張されていったが<sup>78</sup>、いずれにしても当時は特に企業の生産活動に重きが置かれていたと考えられる。Walb の提唱した結合成果計算の背後には、このようなナチスドイツの時代背景が存在しており、それゆえに、経営成果計算が企業成果計算に肩を並べるに至ったと考えられるであろう。

その後、1945年にドイツは第二次世界大戦で敗北を喫するのであるが、世界大戦の戦場となったドイツでは、空襲等により大都市は破壊され、また、極度の食糧不足に陥った<sup>79</sup>。しかし、その後1949年から西ドイツ経済は奇跡的な復興を遂げる。このような西ドイツ経済の奇跡的な復興の陰には、地方自治体をはじめとする政府の生産活動が存在していることは想像に難くない。すなわち、給付行政としての政府によるインフラの整備に始まり、住宅供給、食糧供給、医療給付、文化的給付などがあってこそ、戦後西ドイツの経済復興が達成されたと考えられよう。Johns の提唱した結合成果計算の背後には、上記のような戦後西ドイツの時代背景が存在しており、それゆえに、経営成果計算が財政成果計算に肩を並べるに至ったと考えられるであろう。

このように、当時の時代背景から企業や政府といった経済主体に財やサービスといった給付の生産・提供が求められていたことが明らかとなる。もちろん、上述のように、Walb および Johns とともに、本質的には企業の主たる活動に投機活動を、政府の主たる活動に消費活動を位置づけていたと考えられるが、経済主体の活動として生産活動の重要性を十分に認識し、両者ともに結合成果計算を提唱するに至ったと考えられるであろう。

したがって、Walb および Johns の提唱した結合成果計算は、上記のような時代背景を基に生まれた会計理論であるということが出来る。すなわち、結合成果計算は、企業や政府といった経済主体が営んでいる現実の経済活動全体を説明するために生まれた会計理論なのである。

## 4-2 本論文の貢献

以下では、第1編および第2編の内容を概観しながら、本論文の貢献を述べることにしよう。まず、第1章では、経営成果概念を提示していると考えられる Geldmacher[1923]を中心とする Geldmacher 学説を検討した。すでに述べたように、彼の学説は「補填検査」

---

<sup>78</sup> なお、工藤[1980]によれば、軍需物資の生産が拡張されていった一方で、現実には消費財の生産水準は必ずしも減少していなかったことが指摘されている。

<sup>79</sup> 当時のドイツの被害状況等については、出水[1978]において詳細に論じられている。

という成果計算思考を重視している点に特徴があり、それを基に成果計算論が展開されていた。本論文の検討から特に強調されるべきことは、企業ないし経営が理念的に「生産経済主体」として特徴づけられている点である。Geldmacher 学説では、しばしば「経営」という表現が使用されていることから明らかなように、経済主体を理念的に生産経済主体と位置づける考え方は、企業のみ当てはまるものではなく、そこには政府も含まれる。Geldmacher は経営の一側面を理論的に純化して、生産経済主体という理念的なモデルを提示したということができた。

第 2 章では、企業成果概念を提示していると考えられる Mahlberg[1925]を中心とする Mahlberg 学説を検討した。すでに述べたように、彼の学説は「中和化」という成果計算思考を重視している点に特徴があり、それを基に成果計算論が展開されていた。本論文の検討から特に強調されるべきことは、企業が理念的に「投機経済主体」として特徴づけられている点である。Mahlberg もまた企業の一側面を理論的に純化して、投機経済主体という理念的なモデルを提示したということができた。

第 3 章では、財政成果概念を提示している Johns[1938]を中心とする Johns 学説を検討した。すでに述べたように、彼の学説は「補償計算」という成果計算思考を重視している点に特徴があり、それを基に成果計算論が展開されていた。本論文の検討から特に強調されるべきことは、地方自治体をはじめとする政府が理念的に「消費経済主体」として特徴づけられている点である。Johns もまた政府の一側面を理論的に純化して、消費経済主体という理念的なモデルを提示したということができた。

以上のように、第 1 編の検討から、Walb および Johns の結合成果計算を検討するための 3 つの座標軸を得ることができた。しかし、ここで得られた理念的なモデルは、結合成果計算の検討のみに有用なものというわけではない。現実には経済主体が行っている経済活動およびそれを描写する会計処理を考察するうえでも、有用な座標軸になると考えられるのではないだろうか。

第 4 章では、企業成果計算と経営成果計算を 1 つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱した Walb[1948]を中心とする Walb 学説を検討した。彼の提唱した結合成果計算は、経営成果から企業成果を導出する点に特徴があった。2 つの成果計算の相違は中性項目と呼ばれ 3 つに分類されており、彼は、経営成果を算定した後に、計算技術上中性項目（価値外項目）を控除し、そこに本質上中性項目（経営外項目）および計算上中性項目（期間外項目）を加味することによって、最終的に広義の企業成果である全体成果を導出していた。

さらに、Walbの結合成果計算の基底には収支計算を基礎とする貨幣計算が存在しており、いわば経営成果計算は貨幣計算である企業成果計算の一部として組み込まれていると解することができた。すなわち、経営成果計算は企業成果計算に対し、結合成果計算書において、生産・費消された財やサービスといった給付それ自体を評価する計算体系として独立して存在してはならず、貨幣計算としての企業成果計算に組み込まれる形で展開されていると解することができた。

本論文の検討から特に強調されるべきことは、企業・経営結合成果計算が現実に企業が行っている「投機活動」と「生産活動」を基に提唱されている点である。先に述べたように、本論文では当時の時代背景に照らして、Walbが企業・経営結合成果計算を提唱するに至った背景についても考察を加えた。その結果、企業・経営結合成果計算が現実に行われている企業の経済活動全体を説明することを目的としている会計理論であることを明らかにしたのである。

第5章では、財政成果計算と経営成果計算を1つの成果計算書の中で行う結合成果計算を提唱したJohns[1950]を中心とするJohns学説を検討した。彼の提唱した結合成果計算も同様に、経営成果から財政成果を導出する点に特徴があった。しかし、中性項目の取扱いに関してはWalbと異なっており、Johnsは中性項目として財政的中性収支ただ1つしか提示していなかった。財政的中性収支とは、経営成果計算のみに含まれ財政成果計算には含まれない項目であり、経営成果作用的・財政成果非作用的収支であった。

Johnsは結合成果計算書をAの経営成果計算、Bの区分計算、Cの財政成果計算という3つの区分に分けており、まず、Aの経営成果計算において経営成果を算定する。次に、Bの区分計算において、先の財政的中性収支を計算・開示し、最終的にCの財政成果計算において財政成果を算定していた。

さらに、Johnsの結合成果計算はWalbの結合成果計算と異なり、経営成果計算が財やサービスといった給付の生産・費消に基づき展開されていた。すなわち、経営成果計算は結合成果計算書において財政成果計算と対等の関係にあり、両者が独立した形で展開され結合されていると解することができた。

本論文の検討から特に強調されるべきことは、財政・経営結合成果計算が現実に政府が行っている「消費活動」と「生産活動」を基に提唱されている点である。先に述べたように、本論文では当時の時代背景に照らして、Johnsが財政・経営結合成果計算を提唱するに至った背景についても考察を加えた。その結果、財政・経営結合成果計算が現実に行われ



ている政府の経済活動全体を説明することを目的としている会計理論であることを明らかにしたのである。

以上、第 2 編および本節の検討から、結合成果計算が提唱された当時の時代背景を基に、結合成果計算が企業や政府といった経済主体の経済活動全体を説明することを目的としている会計理論であることを明らかにすることができたと考えられる。

## 5. 今後の課題

本節では、今後の課題として料金規制事業に関する会計を取り上げ、その概要を示すとともに、料金規制事業会計が生産経済主体を前提とする成果計算として位置づけられることを指摘する。

前節で明らかにしたように、Walb 学説は、企業の現実の経済活動である「投機活動」と「生産活動」を基礎として展開されていながらも、その背後に理念的な経済主体として「投機経済主体」が想定されていた。一方、Johns[1950]を中心とする Johns 学説は、政府の現実の経済活動である「消費活動」と「生産活動」を基礎として展開されていながらも、その背後に理念的な経済主体として「消費経済主体」が想定されていた。

しかし、第 2 編で検討した学説からは、理念的な経済主体として生産経済主体を前提とする結合成果計算は提唱されていなかった。より正確には、そもそも理念的な経済主体として生産経済主体を前提とする成果計算が想定されていなかったのである。一方、理念的な経済主体として生産経済主体を前提とする成果計算の諸特徴は、すでに第 1 章における Geldmacher 学説の検討から明らかになっている。

それでは、果たして理念的な経済主体として生産経済主体を前提とする成果計算は現実に想定され得ないものなのであろうか。そこで、以下では、近年の IASB (International Accounting Standards Board) における「料金規制事業」に関する議論を手掛かりに、この点について考えてみたい。

まず、料金規制事業に関する会計基準設定の経緯について簡単に示そう。国際会計基準審議会は、2009 年に公開草案『料金規制事業』を公表している。本公開草案は「過去 2 回にわたり、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC, International Financial Reporting Interpretations Committee—引用者) に規制資産および規制負債に関するガイダンスリク

エストとして提出されたものの、主に電気、ガス等規制業種にあたる財務的インパクトの甚大さが予想されることにより、ボードで新規プロジェクトとして基準開発が進められてきた」ことから公表されたものであった（大木[2009]、49頁）。

しかし、料金規制事業の包括的な基準に関する審議は、その完成までに長い期間を要することが見込まれた。そこで、料金規制事業を営んでいる企業への IFRS（International Financial Reporting Standards）適用を迅速に促すべく、包括的な基準開発を視野に入れながらも過渡的・暫定的な基準の開発にあたり、2013年に公開草案『規制繰延勘定』（*Regulatory Deferral Accounts*）が公表されたのである。そして、2014年に公開草案と同じ名称である IFRS14『規制繰延勘定』が公表された。これによって、ひとまず過渡的・暫定的な会計基準が完成したのである。

IASBはIFRS14を公表した後、包括的な基準の開発を進め、同年さらにディスカッション・ペーパー『料金規制の財務上の影響の報告』（*Reporting the Financial Effects of Rate Regulation*）を公表している。本ディスカッション・ペーパーは料金規制の特徴から始まり、規制資産および規制負債に関する議論を含むものとなっている。料金規制事業をめぐる動向をまとめたものは、図表 S である。

図表 S

時期	動向
2008年12月	IASBが料金規制事業をアジェンダに加え、プロジェクト化する
2009年7月	公開草案『料金規制事業』を公表
2010年9月	公開草案『料金規制事業』に関して、概念レベルで合意に至ることができなかった
2011年7月	IASBがアジェンダ・コンサルテーションを実施し、料金規制事業に関する論点の重要性が認識される。
2012年9月	料金規制事業に関する包括的プロジェクトを再開する
2013年4月	公開草案『規制繰延勘定』を公表
2013年7月	ディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』を公表
2014年1月	IFRS14号を公表
2014年9月	ディスカッション・ペーパー『料金規制の財務上の影響の報告』を公表

出所：小山[2014]，41 頁を一部修正<sup>80</sup>

先に提起した，理念的な経済主体として生産経済主体を前提とする成果計算は想定され得ないのか，という点に関して，料金規制事業に関する一連の議論を踏まえれば，どのようなことがいえるのであろうか。

ここで，特に注目すべきは料金規制事業にいかなる事業が含まれるかであろう。料金規制事業の定義は，2009 年に公表された公開草案から変更が見られる<sup>81</sup>。しかしながら，対象とされる事業それ自体は，政府などをはじめとする料金規制機関によって監視・承認の対象となる事業である。具体的には，運輸サービスや電力，ガスなどいわゆる公益事業が料金規制事業に含まれる。

料金規制事業を営む企業は，一般に公益性が高く，利益最大化を目的としているわけではない。しかし，最低限，原価は補償されなければならない，提供した財やサービスといった給付に対する反対給付，すなわち対価を受領することが求められる。これはまさに Geldmacher 学説において明らかにされた理念的な経済主体である「生産経済主体」と軌を一にするものといえるのではないだろうか。

近年の IASB の議論から明らかなように，料金規制事業における会計基準は開発途上の段階である。理念的な経済主体である生産経済主体の性格を有する料金規制事業の会計制度は，今後さらなる議論の進展が予想されよう。しかしながら，本論文では料金規制事業の会計制度そのものを検討することを目的としていないため，生産経済主体を前提とする成果計算の可能性を示しているにすぎない。その詳細な検討は今後の課題としなければならないことを指摘するにとどめておこう。

## 6. おわりに

本章では，第 1 編および第 2 編の総括を行うとともに，結合成果計算が提唱された当時

---

<sup>80</sup> 小山[2014]が公表された時点では，ディスカッション・ペーパー『料金規制の財務上の影響の報告』が公表されていなかったため，その部分を修正している。

<sup>81</sup> 最も大きな変更は，当初，料金規制事業に該当するものの要件として料金がサービス原価型料金規制，つまり公共料金が原価に適正利潤を加えたものとして算定される企業に限られていたが，その後，この要件が撤廃されたことであろう。

におけるドイツの時代背景を基に、結合成果計算の意義を明らかにした。そして、今後の課題として、生産経済主体を前提とする成果計算として料金規制事業の会計が考えられることを明らかにした。

まず、第1編で検討した Geldmacher 学説、Mahlberg 学説および Johns 学説において提示されていた成果概念から、理念的な3つの経済主体の性格を導出した。Geldmacher 学説では経営成果概念が提示されていると考えられ、理念的な経済主体として「生産経済主体」が前提とされていた。Mahlberg 学説では企業成果概念が提示されていると考えられ、理念的な経済主体として「投機経済主体」が前提とされていた。Johns 学説では財政成果概念が提示されており、理念的な経済主体として「消費経済主体」が前提とされていた。

次に、第2編で検討した Walb 学説および Johns 学説において提示されていた結合成果計算から、現実に経済主体が営んでいる3つの経済活動を導出した。Walb 学説では企業・経営結合成果計算が提唱されており、現実に観察される企業の経済活動に依拠して、「投機活動」と「生産活動」に基づく結合成果計算が構築されていた。Johns 学説では財政・経営結合成果計算が提唱されており、現実に観察される政府の経済活動に依拠して、「消費活動」と「生産活動」に基づく結合成果計算が構築されていた。

最後に、本章では本論文の結論と今後の課題について述べた。まず、本論文の結論では、結合成果計算が提唱された当時の時代背景から、企業や政府といった経済主体には財やサービスといった給付の生産・提供が求められていたことを明らかにした。そして、Walb および Johns とともに、本質的には企業の主たる活動に投機活動を、政府の主たる活動に消費活動を位置づけていたと考えられたが、経済主体の活動として生産活動の重要性を十分に認識し、両者ともに経済主体の経済活動全体を説明するべく結合成果計算を提唱するに至ったことを明らかにした。

また、本論文の貢献では、まず、第1編にて検討した諸学説から、Walb および Johns の結合成果計算を検討するための座標軸を得ることができた点を述べるとともに、これは結合成果計算の検討のみに限ったものではなく、現実に経済主体が行っている経済活動およびそれを描写する会計処理を考察するうえでも、有用な座標軸になると考えられることを指摘した。

次に、本論文の主たる研究課題であった結合成果計算に関して、第2編および本章での検討から、結合成果計算が提唱された当時の時代背景を基に、結合成果計算が経済主体の経済活動全体を説明することを目的とする会計理論であることを明らかにすることができ

た点を指摘した。

一方で、Walb 学説および Johns 学説から、それぞれ理念的な経済主体を投機経済主体と消費経済主体を前提とする結合成果計算は明らかとなったが、生産経済主体を前提とする結合成果計算は提唱されていなかった。より正確には、そもそも理念的な経済主体として生産経済主体を前提とする成果計算が想定されていなかった。

そこで、今後の課題として、理念的な経済主体である生産経済主体を前提とする成果計算が現実に想定され得ないのかどうかを検討するにあたって、近年における IASB の料金規制事業に関する議論を概観した。そして、運輸サービスや電力、ガスなどいわゆる公益事業を含む料金規制事業こそ生産経済主体としての性格を有しているのではないか、ということ明らかにした。しかし、本論文では、料金規制事業の会計制度そのものを検討することを目的としていないため、生産経済主体を前提とする成果計算の可能性を示しているにすぎず、その詳細な検討は今後の課題としなければならないことを述べた。

序章で述べたように、わが国においてドイツ会計学説における成果計算論研究といった場合には、資本維持論に焦点が絞られることが多く、Walb および Johns の結合成果計算はほとんど検討されてこなかった。本論文の検討を通じて、結合成果計算の意義が明らかにされたのではないと思われる。もちろん成果計算論といった場合には、本論文で検討した結合成果計算以外にも様々なものが考えられよう。その意味では、成果計算論研究は緒に就いたばかりなのかもしれない。しかしながら、広範にわたる成果計算論の一端でも明らかにできたのであれば幸いである。

## 参考文献

### —本論文で触れたもののみ掲げる—

- Geldmacher, Erwin [1923] *Wirtschaftsunruhe und Bilanz, Erster Teil, Grundlagen und Technik der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung*, Berlin.
- Geldmacher, Erwin [1929] “Grundbegriffe und systematischer Grundriß des betrieblichen Rechnungswesens”, *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 23.Jg., S.1-27.
- Geldmacher, Erwin [1931] “Kapitalbewertung und Kapitalerhaltung”, *Kapital und Kapitalismus*, Vorlesung gehalten in der Deutschen Vereinigung für Staatswissenschaftliche Fortbildung, Hrsg. von Bernhard Harms, 2.Bd., Berlin, S.350-370.
- Hax, Karl [1926] *Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre*, Leipzig.
- Hax, Karl [1957] *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Köln und Opladen. (高山清治訳 [1997] 『経営実体維持論』 同文館。)
- IASB [2009] Exposure Draft, *Rate-regulated activities*, IASB.
- IASB [2013a] Exposure Draft, *Regulatory Deferral Accounts*, IASB.
- IASB [2013b] Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB [2014a] IFRS 14, *Regulatory Deferral Accounts*, IASB.
- IASB [2014b] Discussion Paper, *Reporting the Financial Effects of Rate Regulation*, IASB.
- Johns, Rudolf [1938] “Die Vollrechnung der Gemeinden”, *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 32.Jg., S.145-176 und S.193-212. (戸田博之訳 [2008] 「地方自治体の包括計算」『神戸学院大学経営学論集』第4巻第2号, 49-90頁; 第5巻第1号, 91-114頁。)
- Johns, Rudolf [1940] “Die öffentliche Bilanz”, *Wirtschaftslenkung und Betriebswirtschaftslehre*, Festschrift zum 60. Geburtstage von Ernst Walb, Leipzig, S.165-182.

- Johns, Rudolf [1943] “Richtiges Rechnen in der Finanzwirtschaft” , *Finanzarchiv*, N.F., 9.Bd., S.529-603.
- Johns, Rudolf [1950] “Kombinierte Finanz- und Betriebsrechnung im Kameralstil” , *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 2.Jg., N.F., S.407-440.
- Mahlberg, Walter [1920] *Der Zweck der Buchhaltung*, Leipzig.
- Mahlberg, Walter [1923] *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung*, 3.Aufl., Leipzig.
- Mahlberg, Walter [1924] “Weltteuerung und Bilanzbewertung” , *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 18.Jg., S.556-573.
- Mahlberg, Walter [1925] *Der Tageswert in der Bilanz*, Leipzig.
- Mahlberg, Walter [1927] “ Der Betriebsbegriff und das System der Betriebswirtschaftslehre ” , *Die Betriebsverwaltung. Grundriß der Betriebswirtschaftslehre*, 2.Bd., hrsg. von Walter Mahlberg, Eugen Schmalenbach, Fritz Schmidt, Ernst Walb, Leipzig, S.1-67.
- Mülhaupt, Ludwig [1941] “Der Deckungsprozeß in der Gemeindefinanzwirtschaft und seine rechnerische Darstellung” , *Finanzarchiv*, N.F., 8.Bd., S.403-443.
- Potthoff, Erich und Sieben, Günter [1984] “ Das wissenschaftliche Werk Schmalenbachs” , *Eugen Schmalenbach, Der Mann-Sein Werk-Die Wirkung*, Hrsg. von Walter Cordes, Stuttgart, S.279-441.
- Schmalenbach, Eugen [1919] “Grundlagen dynamischer Bilanzlehre” , *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 13. Jg., S. 1-60 und S. 65-101.
- Schmalenbach, Eugen [1963] *Kostenrechnung und Preispolitik*, 8.Aufl., Köln und Opladen.
- Walb, Ernst [1921] *Das Problem der Scheingewinne*, Freiburg i.B.
- Walb, Ernst [1926a] *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, Eine Grundlegung*, Berlin/Wien. (戸田博之訳 [1982・1984] 『損益計算論』 [上・下巻] 千倉書房。)
- Walb, Ernst [1926b] “Unternehmungsgewinn und Betriebsgewinn” , *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 20.Jg., S.545-559.
- Walb, Ernst [1943] “Begriffsverschiebungen bei Bilanzen, Aufwand und Kosten” ,

*Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung*, 37.Jg., S.53-61.

Walb, Ernst [1948] *Finanzwirtschaftliche Bilanz*, 2.Aufl., Duisburg. (山下勝治監訳, 吉田寛・宮本匡章共訳 [1962] 『ワルプ資金会計論』中央経済社。)

Wöhe, Günter und Döring, Ulrich [2008] *Einführung in die Allgemeine Betriebswirtschaftslehre*, 23.Aufl., München.

壹岐芳弘 [1985] 「費用測定における取替法的論理と廃棄法的論理—ゲルトマッハー説とシュミット説の相違—」『情報研究』(文教大学) 第6巻, 48-61頁。

岩田巖 [1931] 「ゲルトマッヘル・成果計算論」『会計』第29巻第4号, 73-83頁。

岩田巖 [1934] 「動態論とノイトラリゼーリング」『会計』第35巻第3号, 59-73頁。

岩田巖 [1942] 「独逸における利潤計算学説の展開」『一橋論叢』第9巻第4号, 77-117頁。

岩田巖 [1956] 『利潤計算原理』同文館。

内山力 [1960] 「中和化の原則について—マールベルクを中心に—」『商経法論叢』(神奈川大学) 第11巻第2号, 99-116頁。

内山力 [1962] 「マールベルクの会計思考」『商経法論叢』(神奈川大学) 第13巻第2号, 37-66頁。

内山力 [1964] 「ゲルトマッハーの会計思考」『商経法論叢』(神奈川大学) 第14巻第2号, 167-195頁。

大木正志 [2009] 「IASB 公開草案 料金規制事業 (Rate-regulated activities)」『会計・監査ジャーナル』第652号, 49-53頁。

岡本愛次 [1961] 『ドイツ会計学史—動態観の研究—』ミネルヴァ書房。

興津裕康 [1978] 『貸借対照表論の展開』森山書店。

笠井昭次 [1986] 『会計構造論の研究』同文館。

片野一郎 [1979] 『貨幣価値変動会計』(第3版追補版) 同文館。

金子善行 [2013] 「Walb 学説における期間利益の性質—利益概念の変遷を通じて—」『一橋商学論叢』第8巻第1号, 40-53頁。

金子善行 [2014] 「Johns の財政・経営結合計算書—成果計算の観点からの検討—」『財務会計研究』第8号, 97-120頁。

亀井孝文 [2004] 『公会計改革論—ドイツ公会計研究と資金理論的公会計の構築』白桃書房。

亀井孝文 [2013] 『公会計の概念と計算構造』森山書店。

企業会計審議会 [1998] 『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見



- 書』企業会計審議会。
- 菊谷正人 [1977] 「ゲルトマッハー (E. Geldmacher) の実体維持会計論」『八幡大学社会文化研究所紀要』第3号, 188-165頁。
- 菊谷正人 [1978] 「中和化管見—マールベルクの所説を中心にして—」『八幡大学論集』第29巻第1号, 78-66頁。
- 菊谷正人 [1991] 『企業実体維持会計論』同文館。
- 木村和三郎 [1935] 「勘定学説について—ワルプの二勘定系統説批判—」『経営学論集』第九集, 177-191頁。
- 黒澤清 [1951] 『改訂 簿記原理』森山書店。
- 工藤章 [1980] 「ナチス戦争経済論ノート」『信州大学経済学論集』第16号, 61-79頁。
- 小山智弘 [2014] 「IASB が 1 月 30 日に公表 IFRS14 号『規制繰延勘定』の解説」『旬刊経理情報』第1376号, 40-43頁。
- 齋藤真哉 [1988] 「ワルプ成果計算論の検討—財務的貸借対照表論の萌芽—」『一橋論叢』第100巻第5号, 101-120頁。
- 齋藤真哉 [1990a] 「ワルプ財務的貸借対照表論の検討—財務的表示指向型運動貸借対照表論の一展開—」『青山経営論集』第24巻第4号, 109-129頁。
- 齋藤真哉 [1990b] 「ヨーンズ財政的貸借対照表論の検討—ワルプ財務的貸借対照表論への影響」『青山経営論集』第25巻第1号, 343-360頁。
- 齋藤真哉 [2002] 「地方自治体の計算構造」杉山学・鈴木豊編著『非営利組織体の会計』中央経済社, 213-227頁。
- 阪本安一 [1961] 『近代会計と企業体理論』森山書店。
- 佐々木隆志 [1991] 「フロー貸借対照表観の一展開」『年報経済学』(広島大学) 第12巻, 25-46頁。
- 佐々木隆志 [2002] 『監査・会計構造の研究—通時態の監査論—』森山書店。
- 杉本秋男 [1934] 「ゲルトマッヘルの資本維持理論」『経営経済研究』第17冊, 76-96頁。
- 高田敏 [1969] 「ドイツ的給付行政論の問題性—福祉と治安 序説—」『法社会学』第21号, 50-82頁。
- 武田隆二 [1957] 「動的二勘定学説の理論構造」『企業経営研究年報』(神戸大学) 第8号, 79-100頁。
- 武田隆二 [1962] 『貸借対照表資金論 ドイツ会計近代化論の展開』同文館。

- 立花得雄 [1976] 「貨幣価値変動の影響の除去について—マールベルクの所説の表示にもとづいて—」『愛知学院大学論叢・商学研究』第 22 巻第 1・2 号, 85-97 頁。
- 田中茂次 [1966] 「ゲルトマッヘル的成果計算論—その実体資本計算思考について—」『商学論纂』(中央大学) 第 7 巻第 1 号, 23-71 頁。
- 田中茂次 [1970] 『利潤計算論』中央経済社。
- 谷端長 [1957] 「ワルプ動的論の基底」『国民経済雑誌』(神戸大学) 第 95 巻第 6 号, 16-30 頁。
- 出水宏一 [1978] 『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報社。
- 戸田博之 [1988] 「ヨーンズの収支的会計理論」『神戸学院経済学論集』第 20 巻第 2 号, 45-124 頁。
- 戸田博之 [2004] 「ヨーンズの財政・経営計算の結合モデル」『神戸学院経営学論集』第 1 巻第 1 号, 101-130 頁。
- 戸田博之 [2006] 「カメラル簿記の近代化とヨーンズの会計理論」『福山大学経済学論集』第 30 巻第 1・第 2 合併号, 217-232 頁。
- 戸田博之 [2008] 「ヨーンズ・地方自治体の包括計算論の素描」『福山大学経済学論集』第 33 巻第 1 号, 1-43 頁。
- 中田清 [1993] 『ドイツ実体維持会計論』同文館。
- 中野勲 [1964] 「ワルプの資本維持観について」『大阪大学経済学』第 14 巻第 2 号, 27-57 頁。
- 中野勲 [1966] 「貨幣資本維持と実体維持との位置関係について—マールベルク説の場合—」『会計』第 89 巻第 1 号, 149-162 頁。
- 中野勲 [1968] 「時価主義利益概念の特質—ゲルトマッヒャー説を中心として—」『経済経営研究年報』(神戸大学) 第 19 巻第 1 号, 169-209 頁。
- 中野勲 [1971] 『会計利益測定論』中央経済社。
- 中村忠 [1997] 『新版 財務会計論』白桃書房。
- 西川義朗 [1978] 『改訂 公企業会計』国元書房。
- 新田忠誓 [1995] 『動的貸借対照表論の原理と展開』白桃書房。
- 畠中福一 [1932] 『勘定学説研究』森山書店。
- 林健二 [1926] 「ワルプの新一勘定系列と損益計算の二途」『国民経済雑誌』(神戸大学) 第 40 巻第 4 号, 79-114 頁。

- 林健二 [1931] 「ワルブの損益計算論」『経営経済研究』（神戸大学）第 9 冊，298-321 頁。
- 土方久 [1969a・1969b] 「ゲルトマッハーの貸借対照表論（Ⅰ）・（Ⅱ）—『ダイナミッシェ・ビランツ』との関連において—」『商学論集』（西南学院大学）第 16 巻第 2 号，133-163 頁；第 16 巻第 3 号，87-115 頁。
- 土方久 [1972a・1972b・1972c] 「マールベルクの貸借対照表論（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）—『ダイナミッシェ・ビランツ』との関連において—」『商学論集』（西南学院大学）第 18 巻第 4 号，53-89 頁；第 19 巻第 1 号，81-103 頁；第 19 巻第 3 号，253-324 頁。
- 土方久 [1985a・1985b] 「ゲルトマッハーの力維持思考（Ⅰ）・（Ⅱ）—ダイナミッシェ・ビランツの継承として—」『商学論集』（西南学院大学）第 31 巻第 4 号，1-17 頁；第 32 巻第 1 号，55-84 頁。
- 土方久 [1985c・1986a] 「マールベルクの中和化思考（Ⅰ）・（Ⅱ）—ダイナミッシェ・ビランツの継承として—」『商学論集』（西南学院大学）第 32 巻第 3 号，1-32 頁；第 32 巻第 4 号，1-23 頁。
- 土方久 [1986b] 『近代会計の基礎理論』（増訂版）森山書店。
- 平井泰太郎 [1925a・1925b] 「世界的物価騰貴と対照表論上の評価（其一）・（其二）—マールベルグ教授の所説—」『国民経済雑誌』（神戸大学）第 39 巻第 5 号，69-96 頁；第 39 巻第 6 号，88-109 頁。
- 不破貞春 [1960] 「実体維持と費用評価—ゲルトマッハーならびにハックスの所論によせて—」『会計』第 78 巻第 2 号，74-90 頁。
- 不破貞春 [1979] 『時価評価論』同文館。
- 瓶子長幸 [1980] 「資本運動計算書論とヨーンズの財政経済的貸借対照表論」『専修経営学論集』第 30 号，177-201 頁。
- 瓶子長幸 [1981] 「ワルブ資金会計論—『財務経済的貸借対照表論』を中心にして—」『専修経営学論集』第 31 号，157-175 頁。
- 瓶子長幸 [1982] 「ワルブ貸借対照表論の検討—『公私経営の成果計算論』を中心にして—」『専修経営学論集』第 33 号，181-215 頁。
- 瓶子長幸 [1984] 「動的貸借対照表の独立性の意味—ワルブ貸借対照表論の再検討—」『専修経営学論集』第 37 号，129-145 頁。
- 瓶子長幸 [1989] 「ヨーンズ貸借対照表論とドイツの資金会計論」『商学論集』（福島大学）第 57 巻第 3 号，9-21 頁。

- 松本寛 [1990]「実体資本維持と時点利益」『一橋商学論叢』第 103 巻第 5 号, 86-96 頁。
- 万代勝信 [1991]「ワルプ学説の検討—利益資金変動の結果と原因の対照—」『青山経営論集』第 26 巻第 1 号, 77-102 頁。
- 万代勝信 [2000]『現代会計の本質と職能』森山書店。
- 万代勝信 [2010]「第 3 章 規範的・記述的研究の細分類 (1) —研究主題に着目した分類—  
第 3 節『基礎概念』の細分類—目的と概略—」日本会計研究学会課題研究委員会最終報告書『日本の財務会計研究の棚卸し—国際的な研究動向の変化の中で—』, 43-44 頁。
- 峯村信吉 [1977]『財務諸表の基礎理論』中央経済社。
- 宮本匡章 [1957]「動態論に於けるビランツの独立性」『経済研究』(大阪府立大学) 第 5 号, 165-181 頁。
- 宮本匡章 [1960]「貨幣資本維持思考における利潤概念—ワルプ学説の吟味—」『経済研究』(大阪府立大学) 第 16 号, 247-264 頁。
- 森川八州男 [1972]「ワルプ資本維持論の一考察」『明大商学論叢』第 54 巻第 6-8 号, 37-57 頁。
- 森田哲彌 [1958]「カール・ハックス著『経営実体維持論』」『ビジネス・レビュー』第 5 巻第 3 号, 119-136 頁。
- 森田哲彌 [1960]「期間利益の分配可能性と尺度性—実体資本維持説の利益概念を中心にして—」『一橋大学研究年報・商学研究』第 4 巻, 227-303 頁。
- 森田哲彌 [1961]「損益計算の方法と期間利益概念」『会計』第 80 巻第 5 号, 111-124 頁。
- 森田哲彌 [1966]「中和化と資本維持説」『一橋論叢』第 56 巻第 2 号, 135-153 頁。
- 森田哲彌 [1979]『価格変動会計論』国元書房。
- 山下勝治 [1938]『ドイツ会計学理論』巖松堂書店。
- 山下勝治 [1955]「ワルプ金融経済的貸借対照表論について」日本会計学会編『会計の本質と職能：高瀬荘太郎先生還暦記念論文集』森山書店, 201-221 頁。
- 山下勝治 [1956]「財産法の発展」『国民経済雑誌』(神戸大学) 第 93 巻第 4 号, 1-16 頁。
- 山下勝治 [1957]「貸借対照表上の利益」『国民経済雑誌』(神戸大学) 第 96 巻第 1 号, 1-18 頁。
- 山本清 [2012]「第 1 章 政府会計の基盤」大塚宗春・黒川行治責任編集『体系現代会計学第 9 巻 政府と非営利組織の会計』中央経済社, 19-50 頁。